

官報

平成十九年五月八日

○第一百六十六回 衆議院会議録 第二十七号

平成十九年五月八日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成十九年五月八日

午後二時三十分開議

第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第四 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

第五 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 更生保護法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
第三 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件
第四 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件
第五 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)
第六 更生保護法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
第三 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件
第四 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件
第五 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)
第六 更生保護法案(内閣提出)

平成十九年五月八日 衆議院会議録第二十七号

○本日の会議に付した案件
第一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
第三 武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件
第四 千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件
第五 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)
第六 更生保護法案(内閣提出)

午後二時三十三分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長山口泰明君。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山口泰明君登壇〕

○山口泰明君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、武力紛争の際の文化財保護条約について申し上げます。

本条約は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊等の被害があつたことを受け、武力紛争下における文化財保護のため、平時及び武力紛争の際にとる措置等について規定したものであり、昭和二十九年五月、ハーグにおいて作成されました。

本条約の主な内容は、

締約国は、自国の文化財を武力紛争による影響から保全することにつき、平時において準備すること、

締約国は、文化財を破壊または損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること等により、文化財を尊重すること、

締約国は、この条約に違反した者等について、国籍のいかんを問わず、自國の通常の刑事管轄権の枠組みの中で必要なすべての措置をとること等であります。

次に、武力紛争の際の文化財保護議定書について申し上げます。

本議定書は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊、盗取等の被害があつたことを受け、武力紛争の際の文化財保護条約とともに、昭和二十九年五月、ハーグにおいて作成されたものであります。

本議定書は、占領地域から自國に輸入される文化財を管理し、武力紛争が終了した際、当該地域の権限のある当局に当該文化財を返還すること等であります。

最後に、武力紛争の際の文化財保護第二議定書について申し上げます。

本議定書は、武力紛争の際の文化財保護条約を補足するため、平成十一年三月、ハーグにおいて作成されたものであります。

本議定書の主な内容は、

特に重要な文化財の国際的な管理につき、強化された保護の制度を定めること、

武力紛争の際の文化財に対する攻撃など、特定の行為を犯罪とすること、

犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとること

等であります。

三件は、去る四月十八日外務委員会に付託さ

れ、二十五日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑を行い、採決を行いました結果、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

〔本号末尾に掲載〕

〔山口泰明君登壇〕

○山口泰明君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、武力紛争の際の文化財保護条約について申し上げます。

本議定書は、武力紛争の際の文化財保護条約を

補足するため、平成十一年三月、ハーグにおいて作成されたものであります。

本議定書の主な内容は、

特に重要な文化財の国際的な管理につき、強化された保護の制度を定めること、

武力紛争の際の文化財に対する攻撃など、特定の行為を犯罪とすること、

犯罪についての自國の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとること

等であります。

三件は、去る四月十八日外務委員会に付託さ

れ、生協が実施する共済事業等の健全性を確保するため、契約者保護、経営・責任体制の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、共済事業について、契約者保護のための規定の整備を行ふとともに、事業の健全性を保するため、最低限保有すべき出資金額の基準等を設定すること

第二に、購買事業において必要がある場合に、隣接都府県まで組合の区域を広げることができる」ととするとともに、員外利用できる場合を定めること

第三に、組合の事業運営の規律を強化するため、理事会等に関する規定を整備すること

等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日柳澤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑を行つた後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

〔櫻田義孝君登壇〕

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました消費生産生活協同組合法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました消費生産生活協同組合法の一部を改正する等の法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果

した。

日程第六 更生保護法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、更生保護法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長七条明君。

更生保護法案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[七条明君登壇]

○七条明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、更生保護の機能を充実強化するため、所要の法整備を行うもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法を整理統合して新たな法律とするとともに、更生保護の目的を明確化しております。

第二に、保護観察における一般遵守事項及び特別遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができます。

第三に、受刑者等の円滑な社会復帰を図るため、その者の住居、就業先その他の生活環境の調整をより能動的かつ積極的に行おうとするものであります。

第四に、仮釈放の審理において犯罪被害者等から意見を聴取する制度、及び犯罪被害者等の心情を保護観察対象者に伝える制度を導入することとしております。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、二十五日長勢法務大臣から提案理由の説明を聴取り、質疑に入り、二十七日参考人から意見を聴取

し、質疑を終局し、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。これを許します。大串博志君。

[大串博志君登壇]

○大串博志君 民主党的大串博志でございます。

民主党・無所属クラブを代表しまして、ただいま議題となりました政府提出の更生保護法案についての討論を行います。(拍手)

私は、まず冒頭、四月二十七日に委員長職権で開催された法務委員会において本法案の質疑打ち切りと採決が与党によって強行されたことを、まことに抗議いたします。

四月十八日の少年法改正案の強行採決に続き、次々に委員長職権を乱発して与党単独で質疑を進められた上での暴挙です。これを行った七条明法務委員長の行為は、与野党の意見に公平に耳を傾け、公正かつ円満な委員会運営に努めるという委員長としての本来の職責に背くものであり、議会制民主主義や議会の権威を冒涜するものと言わざるを得ません。他委員会における強行採決の連發も考慮せられれば、まさに強権政治を旨とする安倍政権の本質を見た思いがいたしました。

さて、この更生保護法案は、二年前に奈良市や安城市で保護観察対象者等による重大再犯事件が起つたことをきっかけに、法務省が有識者会議を設けて更生保護制度の見直しを行つた結果提出されましたのです。有識者会議の報告書は、これまでの更生保護制度やその運営体制等について厳しい批判や思い切った改革の提言を含むものでした。

第一の目的のようになつておりますが、再犯防止は社会内処遇を通じた改善更生の結果であることを踏まえ、目的規定を修正すべきであると考えます。

さうして、本法案採決に当たつては、附帯決議を付す機会も奪われてしまつました。有識者会議の報告書が強く求めていた保護観察官の倍増などのアジェンダについても、厳しい財政状況下であるといえ、国がこれを年限を決めて着実に実施していくことが肝要であると考えます。

以上が、本法案について、これをよりよくする観点から、委員会運営が正常であれば考え得た改善点であります。

これを受けた法案は、これまであつた更生保護関係の二法を統合し、これまであつた保護観察対象者の遵守事項を明確にし、充実することで保護観察の効果を高めることが盛り込まれました

が、その点では、更生保護制度の強化に資するものとして一定の評価ができると思います。

報告書が具体的に提言している、例えば地方更生保護委員会への民間有識者の積極的登用、協力雇用主の三倍増、保護観察官の倍増等の提案については実行をおな担保できおらず、これらの方で、本法案は、なお審議を通じて、さらに加え、改善すべき点があるものの、法改正自体は必要なものであると考えられることから、民主党としては賛成することといたします。

しかしながら、繰り返しになりますが、政府・与党が決めて提出した法案だから大して審議する必要はないと言わんばかりに短時間での拙速審議、拙速採決の強行は断じて許すわけにはまいりません。

民主党としては、本法案をよりよいものにしようという観點から、ただいま申し上げました報告書の提言のうち法案に取り込めなかつた点も含め、修正案の提出も検討しておりましたが、与党の強行な委員会運営により、提出の機会を得ることができませんでした。その主な内容は以下の点です。

第一に、更生保護の目的について、再犯防止が第一の目的のようになつておりますが、再犯防止は社会内処遇を通じた改善更生の結果であることを踏まえ、目的規定を修正すべきであると考えます。

さうして、本法案採決に当たつては、附帯決議を付す機会も奪われてしまつました。有識者会議の報告書が強く求めていた保護観察官の倍増などのアジェンダについても、厳しい財政状況下であるといえ、国がこれを年限を決めて着実に実施していくことが肝要であると考えます。

責任を負うべきことを明記すべきと考えます。あわせて、仮釈放者等の就労支援については、すべての国等の機関、事業者の責務である旨も追加すべきと考えます。

第三に、地方更生保護委員会委員について、法務省の出身者が大半を占め、さらながら法務省の早期退職者の受け皿の觀を呈しております。社会内処遇の意義とリスクについての理解を国民に求められるのであれば、官の出身者ではなく民間人を中心にして構成すべきものであり、法律、精神医学等の学識を有する者、民間人等のうちから男女のバランスも考慮し法務大臣が任命すること等の諸規定を設けるべきだと考えます。

第四に、保護観察に関する規定の修正です。保護観察処少年が遵守事項に違反した場合の少年院等送致決定の申請に関する規定は、保護観察処分が決まつた少年に対しても、保護司の呼び出しに応じなかつたとか、朝早く起きてこないなどの、それ自体犯罪や非行とは言えないようなささいな事実をもつて少年院送致の新たな審判事由とすることは余りにも不相応であり、また、との事件を考慮して審判するのであれば二重処罰の疑いもあり、いずれにしても削除すべきとを考えます。あわせて、仮釈放の取り消しには告知、聴聞の機会を保障するなどの規定を置くべきと考えます。

さらに、本法案採決に当たつては、附帯決議を付す機会も奪われてしまつました。有識者会議の報告書が強く求めていた保護観察官の倍増などのアジェンダについても、厳しい財政状況下であるといえ、国がこれを年限を決めて着実に実施していくことが肝要であると考えます。

民主党は、これまでの強権的な委員会運営をめぐる七条明法務委員長の責任を問う権利についてはなお留保した上で、ただいま述べてまいりましたような改善点や課題については、引き続き参議院で十分に審議が尽くされ、更生保護の機能充実等を図るために万全の法整備がなされることを強く要望しつつ、本法案に賛成することを表明し、私の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（河野洋平君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本年金機構法案（内閣提出及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）並びに歳入設置法案（山井和則君外五名提出）、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案（山井和則君外五名提出）の趣旨説明
○議長（河野洋平君） この際、内閣提出、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のた

めの国民年金法等の一部を改正する法律案並びに山井和則君外五名提出、歳入戸設置法案、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るために年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣柳澤伯夫君。

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○國務大臣（柳澤伯夫君） 日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。まず、日本年金機構法案について申し上げます。

公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関するさまざまな問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督のもとに、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金の信頼の確保を行ふことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。

第三に、機関の役職員の身分は非公務員として、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、機関の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所の設置、年金委員の創設、年金個人情報の利用及び提供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。

第五に、機関の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機関の設立準備に関する事項を定めることとしております。

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機関に行わせるとともに、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めることは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るために、社会保険庁の組織の改革とあわせて、国民年金事業等の運営の改善を図ることを目的といたします。このため、本法律案を

提出し、国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届け出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みの導入、長期間にわたつて保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととすること、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携のもとでの保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るために措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行ふこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

(号外) 報

以上が、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者内山晃君。

〔内山晃君登壇〕

○内山晃君 私は、ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の年金信頼回復三法であります歳入庁設置法案外二案につきまして、提案者を代表して、提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

二〇〇四年の年金改正法は、抜本改革とは全く言えず、国民の年金制度への不信を増大させただけで終わりました。さらに、民主党の追及により判明した、年金保険料を、年金給付とは関係ない二百五十六の年金福祉施設の建設等、社会保険庁職員及びOBの天下りのための無駄遣いをされてきました。

また、約五千万件もの年金保険料を納めた記録が、だれの記録かわからぬために年金給付に結びつかない可能性があることなど、数多くの社会保険庁の怠慢と腐敗の実態が明らかとなり、国民の年金制度に対する不信と怒りはさらに大きく増加をしております。

年金制度への国民の信頼を回復し、年金制度を将来にわたり持続可能なものとするために、民主党は、年金制度抜本改革法案を提出するなど、社会保険庁を解体し新たに歳入庁を設置する歳入庁設置法案、これまで大切な年金保険料を無駄遣いの限りを尽くしてきた現状に対し年金保険料流用禁止を明確化した年金保険料流用禁止法案、実に五千万件に達する年金納付記録の確認に関する、

消えた年金記録被害者救済法案を国会に提出した次第であります。これら三法案は、年金制度に対する国民の信頼を回復するために必要不可欠であると確信をしております。

以下、法案の概要を御説明申し上げます。

まず、歳入庁設置法案について御説明申し上げ

ます。この法案では、現在の社会保険庁を廃止し、国税局を中心として構成する歳入庁を新設し、事務を移管することとしております。

現行制度では、国民は、国税を税務署に納め、年金保険料を社会保険事務所に納めています。また、法人は、国税を税務署、年金保険料を社会保険事務所、労働保険料を都道府県労働局に納めています。社会保険庁が所管してきた厚生年金については、保険料徴収先が国税局の法人税課税先と百六十万事業所がほぼ重なり、国民年金についても三百五十万人もの被保険者が納税者となっています。

現在の国税局の所得情報や徴収ノウハウを活用し、徴収コストを大幅に減らしながら保険料の徴収率を向上させることができるとともに、公金納付や相談のワンストップ化により、国民の利便性も高めることができます。

また、社会保険庁と国税局との類似の事務を整理することで公務員を削減し、大幅な国民負担の軽減を実現することが可能となります。

新設する歳入庁設置に際しては、政府は当面の業務運営に関する基本計画を定めることとしており、基本計画では、民間に委託する業務、委託先の選定方法などを定めることとし、民間委託によって、新設する歳入庁のスリム化や徴収コストの大額な削減が可能になると考えております。

また、基本計画では、社会保険庁または国税局についての内山晃君の趣旨説明

の職員が新たに歳入庁に移行する際の基準を設けることとしており、問題職員に対する適切な対処及び公務員定数の削減が可能となります。

新設する歳入庁の事務処理状況や政府の定める

基本計画について、国会に報告することを義務づけており、国会が適切な監視を行えるよう担保を

しております。

今回の民主党案では、公務員たる歳入庁長官に国会に対する説明を義務づけ、国会が全責任を負つて年金を守ることを明示しています。しかし、政府案では、非公務員である民間人に対しては国会に対する責任を負わせることができるのか、問題があると考えております。

次に、年金保険料流用禁止法案について御説明を申し上げます。

社会保険庁は、年金保険料を公用車購入費や宿舎建設費などに無駄遣いをしてまいりました。政府提出の法案では、福祉施設の規定は削除していますが、ある意味でそれ以上に広範囲な流用が可能となっています。

加えて、年金事務費への保険料流用の恒久化も盛り込まれており、これは国民の理解を全く得られないものであります。民主党案は、年金保険料の流用を禁止し、大切な保険料の無駄遣いを許さないように措置をしております。

最後に、消えた年金記録被害者救済法案について御説明を申し上げます。

冒頭に申し上げましたとおり、約五千万件もの年金保険料を納めた記録が、だれの記録かわからぬために年金給付に結びついていない可能性があります。また、被保険者等の提出した書類に基づいて年金記録の訂正を社会保険庁が行つたケースでは、年金保険料の納付記録が全く社会保険

には存在せず、完全に消えてしまった事例も判明をいたしました。保険料を納付した国民には何にも落ち度がないにもかかわらず、政府は責任逃れをし、全容の調査を拒んでおります。

本法案は、国民の適正な年金給付を行うため、政府に対し、五千万件の年金記録の全数調査を行い、年金納付記録の確認とともに、被害者の救済を課すものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要であります。

議員各位の御審議と御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○日本年金機構法案(内閣提出)及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに歳入設置法案(山井和則君外五名提出)、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出)及び公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るために歳金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。谷畑孝君。

〔谷畑孝君登壇〕

○谷畑孝君 自由民主党の谷畑孝です。私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正

する法律案について質問をいたします。(拍手)

公的年金は、国民の老後の生活を支える重要な柱であり、国民のだれもが老後に不安を感じるところなく人間らしく生きるためにかけがえのない支えであります。

内閣府の世論調査によれば、老後の生活設計について、ほぼ全面的に公的年金に頼ると答えた人が二九%、公的年金を中心として貯蓄などの自助努力を組み合わせると答えた人が四二%であり、七割を超える国民が公的年金を頼りにしていると答えております。

このようなかで、国民の年金に対する信頼をしつかりと支え、公的年金制度を持続させていくためには、これを運営する組織の役割は大変大きなものがあります。

しかし、まことに残念ながら、社会保険庁は、これまでさまざまな問題が生じたことから、国民の信頼を失つております。

公的年金に対する国民の信頼を取り戻すためには、今後も国が年金制度の運営に責任を持つといふことをしつかりと堅持しながら、社会保険庁を廃止し、国民に安心して保険料を納めてもらえる新たな組織として再出発を図らなければなりません。このことについて、安倍総理の御決意をお伺いいたします。

社会保険庁においては、さまざまな問題が相次いで明らかとなり、深刻な不信を招いております。

すなわち、一、全国の社会保険事務所等の職員が政治家や有名人などの年金記録を業務目的外で閲覧した問題、二、特定の納入業者との癒着の問題、三、保険料を財源として大量購入した書籍で職員が多額の監修料を受領していた問題、四、年金福祉施設の整備に多額の保険料が投じられてき

たことのみならず、年金事務費として、職員宿舎、公用車から社会保険事務所のマッサージ器にまで保険料が使用された問題が明らかとなりました。

さらに、昨年の通常国会において、社会保険庁を廃止するねんきん事業機構法案が提出された中、全国の社会保険事務所で年金保険料の不正免除了問題が明らかとなり、同法案は廃案となつたわけであります。

今回の法案は、業務の徹底した効率化を図り、保険料の無駄遣いをなくしてほしいという国民の声を真摯に受けとめ、まさに社会保険庁改革の出直しの出直しとして提案されたものであります。

このため、社会保険庁を廃止し、新たな法人である年金運営新組織では、役職員の非公務員化を図り、その業務についても民間委託などのアウトソーシングを積極的に推進するものとなつております。

また、国民の不信心を払拭するため、保険料の使途についても、その内容を精査し、国民の目から見て透明なものとされなければなりません。

これまでの社会保険庁の組織、事業運営の方について、このような問題を生じた根本的な原因はどこにあったのか、新組織においてどのように変えていくのか、厚生労働大臣の率直なお考えをお伺いいたします。

次に、新組織の職員の採用と人事政策についてお尋ねいたします。

日本年金機構が国民に信頼される組織となるためには、その職員が、国民生活に不可欠な年金制度を支えるという自覚と誇りを持って職務に邁進することが大切です。新組織の業務を担うにふさわしい能力と適性を備えた職員を採用するとともに、個々の職員の能力と実績を正しく評価し、や

る気を引き出し、人材を育てていくことが重要であります。

このため、社会保険庁職員のうち、これまでじめに職務に励んできた者には新組織においても十分その能力を發揮してもらうこととともに、必要な人材については民間からも職員を採用して、新しい風を吹き込むことが必要であります。新組織の職員の採用と人事政策について、厚生労働大臣のお考えをお尋ねいたします。

次に、国民年金保険料の収納対策についてお尋ねいたします。

国民年金保険料の納付率は、近年徐々に回復しているとはいへ、平成十七年度で六七・一%にとどまつており、年金制度に対する国民の信頼を維持する上で、この納付率の早急な改善が求められています。

そのためには、支払われた年金保険料が将来の年金としてしっかりと給付が保障されていることを国民にわかりやすく伝え、国民みずからが納得し、喜んで保険料を納めることのできる環境づくりが必要であると考えられます。

その上であれば、負担能力があるにもかかわらず未納を続ける人に強制徴収を行い、また、日本年金機構が強制徴収の努力を尽くしても対応できない悪質な未納者には、強制徴収を国税庁に委託することとしても理解が得られるのではないかでしょうか。

さらなる納付率の向上を図るために、効果的、効率的な対策の推進が不可欠と考えますが、今回の法案による措置を含め、今後どのように取り組みを強化していくのか、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

日本年金機構が国民に信頼される組織となるためには、その職員が、国民生活に不可欠な年金制度を支えるという自覚と誇りを持って職務に邁進すればなりません。このため、今回の改革案では、公的年金に関する国の責任は堅持しつつ、新たに非公務員型の日本年金機構を設置するとともに、民間企業への外部委託を徹底するほか、悪質な滞納者への強制徴収を国税庁に委託するなど、社会保険庁の廃止・解体六分割を断行することとしておりります。

公的年金に対する国民の信頼をしっかりと確保できる新組織の実現に向けて、引き続き最善の努力を続けてまいります。

官報(号外)

官

が減り、年金の信頼回復ができるのか、意味不明でございます。

特殊法人にすれば問題が解決すると政府は言わんばかりですが、これまで幾多の特殊法人で不祥事が発覚しました。今まで特殊法人にして成功した事例が一つでもあれば、具体的な前をお教え願いたい。

当初、与党の中にも、民主党の歳入庁構想を受け入れる議論がありました。しかし、厚生労働省や社保庁が、天下り団体を養う原資でもある年間二十一兆円もの保険料徴収権限を手放したくないと抵抗したと聞いています。

国民年金の被保険者のうち、三百五十万人が税金も払っています。厚生年金は百六十万事業所が加入しています。国税庁とのダブり仕事を解消すれば、大幅に人員削減が可能となります。コスト削減と徴収効果を考えれば、歳入庁しかありません。米国、英国、スウェーデン、カナダなども保険料と税金を一緒に集めて効率を上げております。

この際、安倍総理に申し上げます。官僚の抵抗を振り切り、メンツも捨てて、民主党案に乗つて問題を決着させようではありませんか。お答えください。もはや、これ以上の先送りは絶対にやめさせていただきたい。心から申し上げます。

民主党案提出者には、なぜ歳入庁が必要なのか、政府案との違いも含めて説明を求めます。

社保庁で現在深刻なのは、民主党の調査で数字が明らかになつた、厚生年金や国民年金の納めた保険料の記録が消えてしまう問題です。

社保庁は、昨年八月二十一日から十二月二十八日までの年金記録相談の特別強化体制の中で、納付記録に漏れがあるとして訂正を求めた方のうち一万八百五十八人に対して、記録が残っていない付記録に漏れがあるとして訂正を求めた方のうち

とその申し出を却下しました。結果、救済されたのは領収書を保管していたたつた八十六人だけ。

実際に、百三十人に一人しか救済されていません。昭和四十年代、五十年代の領収書を保管している人はまれです。

納付記録の訂正申し出が却下された一万八百五十八人の記録を再度徹底調査すべきと考えます

が、いかがですか。領収書によつて救済された八十六人も、国会での追及を受けて三十一人分の記録が新たに発見されました。すさんきわまりない。ぜひ再調査していただきたい。

昨年八月二十一日からことし三月三十日までの七ヵ月間で、全国の社会保険事務所に約二百十五万人の方が納付記録について相談に訪れていました。そのうち約二十八万人に基礎年金番号への統合漏れがありました。本人が納付記録の漏れを申し出なければ、受給額が減るところでした。実に全体の一三%です。厚生年金、国民年金の被保険者は全体で約六千五百万人おり、一三%に統合漏

れがあるとすれば、約八百五十万人は、自分で記録漏れを発見して申告しなければ受給額が減る可能性があるということです。

また、同時期、二万六百三十五人の記録訂正の申し出が却下されました。却下された方々のすべての記憶が正しいとする、記録消失の被害者は

問題は大きく二つございます。一つは、記録が実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がすべての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正しい年金額が支給できないおそれがあるという点でもない問題です。納付記録が存在しても、基礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づき確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めることが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すので、一%である約百万人の記録が消えている同期相談のあつた方の約一%です。厚生年金、国民年金の被保険者と受給者合わせて約一億人で

は、被害者はさらに膨らむ可能性があります。記録消失推計百万人、統合漏れ推計八百五十万

人、大きな問題であることを社保庁は認識していただきたい。社保庁としては、記録消失、統合漏

れは何人程度と把握していますか。被害者救済策とともにお尋ねします。

既に受給されている方も安心ではありません。多くの支給漏れが発生しています。平成十三年度からとし二月末までの六年間で、二十二万人もの方が、社保庁の納付記録ミスなどの理由で受給金額が変更になりました。被害者の全体は推計何人で、支給漏れの方々を救済するためにどのよう

な対策を考えているのか、お尋ねをいたします。民主党の調査で、納付記録が基礎年金番号に統合されていないものが、厚生年金、国民年金合わせて約五千万件もあることが判明しました。基礎年金番号の付番前に死亡された方などを除いて、この中には、だれの納付記録か不明になり、統合できず給付に結びつかないデータも存在すると考えられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がすべての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正しい年金額が支給できないおそれがあるといふ点でもない問題です。納付記録が存在しても、基礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づき確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めることが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えていなければ、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えますが、いかがですか。これは総理にお伺いします。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済法案を取り入れるべきと考えま

すが、いかがですか。これは総理にお伺いしま

す。

民主党法案提出者には、消えた年金記録被害者

救済法案の内容について御説明ください。

社保庁の記録は初めてから間違いがないと信じておられます。これらのデータや、基礎年金番号に統合できるにもかかわらず、いまだ統合漏れのデータは推計でそれぞれ何件あるのか、お答えを

願います。

問題は大きく二つございます。一つは、記録が

実際に消えてしまう問題。もう一つは、本人がす

べての納付記録を正確に覚えて申告しなければ正

しい年金額が支給できないおそれがあるといふ

点でもない問題です。納付記録が存在しても、基

礎年金番号に統合されていない場合、本人が気づ

き確認しなければ受給額には反映されません。

本来は、本人の申し出がなくとも統合を進めるこ

とが当然です。社保庁は一部統合作業はしていま

すが、例によって大変いかけんです。今後、民

主党の具体的なアドバイスも受け入れて、全力を挙

げて統合を進めることをまずお約束ください。いかがですか。

銀行でいえば、たつた一人でも預金が消えてい

れば、その銀行には厳しい処分が下るでしょう。

しかし、社保庁は危機意識に乏しく、これを指導する柳澤厚労大臣も問題の深刻さがわかつていません。民主党は、せめて本日の法令審議までには、予備的調査を初め調査要求の未回答分にきちんと答えることを要求していましたが、いまだ回答がありません。回答することをお約束ください。いかがですか。

また、被害者救済のために、民主党の消えた年

金記録被害者救済

官報号外)

で、当時、与党年金制度改革協議会の座長であつた自民党の大野功統議員は、大野さん、おられましたか、同協議会の与党合意として、「我々は、国民の皆様の大事な年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と大見えを切りました。当時はNHK生放送もされており、国民の皆様の前で与党として流用はしないことを公約したわけでござります。

ところが、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金教育・広報、年金相談その他の援助には可能とする条文が追加されました。何でも流用法とともに言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金広報センターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も今回提出されています。

自民党総裁である安倍総理にお伺いします。予算委員会で全国民の前で誓つた与党の公約をなぜ簡単に破るのですか。素直に二つの流用法を撤回し、年金保険料は年金の支給だけに使うという鉄則を打ち立てていただきたい。いかがですか。撤回しないのであれば、安倍総理に公約破りの責任をおとり願いたい。お答えください。本来は大野議員にもただしたいところです。

民主党案提出者には、民主党の年金保険料流用禁止法について説明を求めます。

社保厅には、不祥事の後始末がいまだ数多く残っております。民主党の指摘で明らかになつた国民年金の未納者を行方不明者にでっち上げる問題。未納者を切り捨てて未納率を減らす、成績

となる不在者設定をされると、通知など一切届かなくなります。平成十八年二月末現在で約七十八万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とさざいます。」と大見えを切りました。当時はNHK生放送もされており、国民の皆様の前で与党として流用はしないことを公約したわけでござります。

ところが、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金教育・広報、年金相談その他の援助には可能とする条文が追加されました。何でも流用法とともに言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金広報センターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も今回提出されています。

自民党総裁である安倍総理にお伺いします。予算委員会で全国民の前で誓つた与党の公約をなぜ簡単に破るのですか。素直に二つの流用法を撤回し、年金保険料は年金の支給だけに使うという鉄則を打ち立てていただきたい。いかがですか。撤回しないのであれば、安倍総理に公約破りの責任をおとり願いたい。お答えください。本来は大野議員にもただしたいところです。

民主党案提出者には、民主党の年金保険料流用禁止法について説明を求めます。

社保厅には、不祥事の後始末がいまだ数多く残っております。民主党の指摘で明らかになつた国民年金の未納者を行方不明者にでっち上げる問題。未納者を切り捨てて未納率を減らす、成績

アップを目的とした犯罪的行為です。行方不明者となる不在者設定をされると、通知など一切届かなくなります。平成十八年二月末現在で約七十八万人いる行方不明者のうち、不正に行方不明とされた方は何人おられるのか、お示しください。民主党は、一年近く前から調査要求をしておりまます。責任のとり方とともに、お答え願います。

社保厅は、監修料という名目で保険料をキックバックして、職員の飲み食い代など、五年間で六億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んでしまいました。しかし、いまだ一億六千万円しか返却されておりません。全額返却させるのが当然と考えますが、いかがですか。これは総理にお伺いします。

政府・与党は、社保厅に甘過ぎます。納付記録の消失問題を初め、不祥事の後始末でほつたらかしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ることは断じて許されません。一連の政府法案は、年金責任逃げ切り法案と言わざるを得ません。安倍総理の反省の弁をお願いいたします。

国は、二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

国は、二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

国は、二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

国は、二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

国は、二つの保障、安全保障と社会保障、どちらも重要です。社会保障の切り捨てによって全国からわき上がる悲鳴にも似た声をよく聞いてください。現場を歩いてください。頼るべき最後のよりどころが年金なのです。安倍総理におかれましては、責任を自覚して、自分の言葉で答弁をお願いいたします。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までに、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保してまいります。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までに、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保してまいります。

今後、法律の規定に基づき、平成二十一年までに、今回の暫定試算も参考としつつ、しっかりと財政検証を行い、国民の老後生活等の安心を確保してまいります。

年金記録については、今日では、さまざま年金制度に加入した場合であつても基礎年金番号で統一的に管理される仕組みとなつております。また、本年二月に発表した暫定試算では、昨年末に公表された新人口推計の中位推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として年金財政は好転しております。

このため、社会保険庁では、昨年来、年金記録相談の特別強化体制をとり、年金記録の確認を幅広く国民の皆様に呼びかけており、今後さらにその周知を努めています。

これらの取り組みを適切に進めていくことにより、民主党案によらずとも対応していくことがであります。年金記録の重要性に関しては、その目的に対応する成果を上げてきているものと認識しています。例えば、国民生活金融公庫は零細企業の資金調達に貢献をしており、その機能は、政策金融改革を行いながら大事にしていくべきであると考えています。

年金加入記録についてのお尋ねがありました。すべての被保険者、年金受給者に対して納付記録を送付し点検をお願いすることは、大部分の方の記録が真正なものであることを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと考えます。

年金記録については、今後、三十五歳、四十五歳、五十八歳の各時点で御確認いただき体制が整備されることとなつております。また、現時点で年金記録に不安や疑問をお持ちの方には、現在、社会保険庁で実施している年金記録相談の特別強化体制を御活用いただきこととしており、その周知にさらに努めてまいります。

民主党からの調査要求への回答についてのお尋ねがありました。

民主党からの調査要求に対する回答については、ことし一月に、厚生労働大臣より、回答できるものはお答えし、回答できないものはその理由をお示ししたも

官 報 (号 外)

た。のと承知しております。その後に調査の御依頼があつた事項についても、回答が可能なものについてはできるだけ速やかに回答してまいります。
年金保険料の使途についてのお尋ねがありまし

平成十六年二月の衆議院予算委員会のやりとりは、年金福祉施設を念頭に置いて交わされたものであります。このことは、翌月の与党の年金制度改革協議会の合意において、年金保険料は今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとさされているところからも明らかであります。政府においては、この与党合意を踏まえて、年金保険料は年金給付及び年金給付に関連する年金相談、情報提供等の事業費や事務費以外には充てないといふ考え方で対処してきております。

トである経費に保険料を充てることとしておりま
すが、これは、他の公的保険や諸外国の例から見
ても妥当なものです。重要なことは、かつ
ての社会保険庁に見られたような無駄遣いを許さ
ないことであり、今後さらに、無駄遣いを排除す
るための取り組みを徹底いたします。

として、幹部職員を初め一定の地位にあつた者が給与の一部を自主的に返納をいたしました。これは、業者からの監修料の受領について、その反省方に立つてけじめをつけた趣旨で行つたものであり、受領額そのものを国に返納すべきという考え方方に立つて いるわけではありません。

てのお尋ねがありまること。

一のため、今回の改革案では、「約半金」に関する

の記録の調査を行つてチェックをします。

国民年金保険料の免除等に係る問題について
は、社会保険庁において、累次の調査を経て、昨
年八月に第三次調査報告書を取りまとめ、関係職
員に対して停職を含む処分を行うなどの措置を講
じたところであります。

して、これまでに法令遵守意識の徹底、業務の標準化、統一化の徹底等の措置を講じたところであります。

国民年金保険料の不正免除の事務処理に関する犯
罪があつたと思料されるかどうかについては、必
ずしも明確な結論に達することができなかつたこ
とから刑事告訴に至らなかつたと承知していると

年金保険料の浪費の責任についてのお尋ねがありま
した。三会話上は既に手本、レコード等ござりま
すので、ご参考までに提出いたします。

化を踏まえ、譲渡等を行うこととしています。また、その根拠となつたいわゆる福祉施設規定も、今回の法案で見直すこととしております。

安易な随意契約や予算執行の無駄遣いとの指摘に
に関しては、競争入札を原則とするとともに、調
達委員会による厳正な審査に努めております。重
要なことは、無駄遣いは絶対にさせないとこ

とであります。そのための取り組みを徹底し、社会保険庁を抜本的に改革することにより、責任を果たしてまいります。

社会保険庁改革に関する政府案及び民主党案に対する私の考えについてお尋ねがありました。

社会保険制度についても、規制の緩和と事業の効率化を実現するため、抜本的な改革をなし遂げなければなりません。

このため、今回の改革案では、公的年金に関する國の責任は堅持しつつ、新たに非公務員型の日本年金機構を設置することともに、民間企業への外部委託を徹底するほか、悪質な滞納者への強制徵収を国税庁に委託するなど、社会保険庁の廃止・解体六分割を断行することとしております。公的年金に対する国民の信頼をしっかりと確保できる新組織の実現に向け、最善を尽くしてまいります。

民主党案については、社会保険庁と国税庁を統合し歳入庁を設置するとの案は、さまざまな問題があつた社会保険庁を公務員組織のまま温存しながら見ても妥当ではなく、年金記録の調査についても認めないとの案は、他の公的保険や諸外国の現状から見て妥当ではないと、年金記録相談の特別強化体制などを講じてゐるところであります。そういう意味において、民主党案ではなく政府案に対する御理解をお願いしたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣柳澤伯夫君登壇)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 年金記録相談の特別強化体制組みで、長妻議員から数字にわたつて御質問をいたしました。

この年金記録相談の、年金記録の訂正申し出が八月二十一日からこれを実施しているところでございます。この専門窓口などを通じて相談をされた方への対応について特にお尋ねをいたしました。

ともに社会保険庁の社会保険オンラインシステム

の記録の調査を行つてチェックをいたします。また、この記録で確認できなかつた申し出につきましては、国民年金の一部と厚生年金につきまして、社会保険庁の被保険者台帳、マイクロファームの保存がなされているものでございますが、これの調査を行い、さらに市町村に保存される国民年金被保険者名簿等もろもろの資料に当たつた調査等を実施した上で回答をいたしたということでございます。現在も、そういうことでこの回答を継続しているところでございます。

さらに、御本人から保険料納付状況が記載された資料等に基づいて再調査依頼がある場合には、その資料等に基づきまして、今度は社会保険庁本庁において記録訂正の要否を慎重に判断させていただいております。したがいまして、ここまで調査をしておるわけでございますので、改めて調査をする必要はないというふうに考えております。

それから、年金納付情報のいわゆる不備、消失についてのお尋ねがございました。

社会保険庁において実施している年金記録相談の特別強化体制におきまして十二月までに相談を受けた約百万件の中で、社会保険庁及び市町村の資料に年金保険料納付記録がなく、被保険者が保有する領収書等によって記録を訂正した事例が五十五件ありました。百万件のうちの五十五件でございます。このような事例については、その生じた原因是特定できませんけれども、領収書等により保険料納付の事実が確認されれば、速やかに記録を訂正いたしております。

さらに、こうした資料がない場合でありましても、保険料納付に関する具体的な状況から納付があつたことが確実と考えられる場合には、記録の訂正を行うこともあり得るという姿勢で臨んでおります。

りますので、それらが徐々に統合されていく、そういう過程を経るものと思っております。

最終的には、もちろん残ります。残るのは、先ほども言つたように、亡くなられた方とか受給資格を得るに至らなかつた方、これは残るわけあります。これが年金制度としては当然想定をしていることでありまして、そういうことを頭に置いてこの経緯をよく見ていただきたい、このよう

に思います。

五千万件を、今、順次統合されているわけです。それを、いついつの時点で何件統合されたかといふことは、これは把握をいたしておるわけでございますけれども、しかし、この内訳を、先ほど言つたように、お亡くなりになられた方あるいは受給資格を得るに至らなかつた方がそれぞれ幾らかというのを、現時点では我々は把握していない。

そして、これから先徐々に、今言つたような機会を与えることによつて統合をされていく。しかも、一番最終的には、年金の裁定を行うときに、本当に精査をするわけですが、それでもなお不満があるという方は、裁定後においても、我々扉を開いて、いろいろなお話を聞いて、相談に乗ろう、こういうことでできる限り正しい年金記録に基づいた給付の決定をしていく。このように考えていいるところでございまして、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(横路孝弘君) 古屋範子さん。

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 公明党の古屋範子でございます。

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議

題となりました日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について、内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)

我が国の年金制度は、二十歳以上のすべての国民を加入対象として、世代間扶養を行う仕組みであり、国民生活を支える社会保障の中核をなすものであります。

しかしながら、その適正な運営を任務とする社会保険庁は、平成十六年以降に相次いで明らかとございましたけれども、この内訳を、先ほどの言つたように、お亡くなりになられた方あるいは受給資格を得るに至らなかつた方がそれぞれ幾らかというのを、現時点では我々は把握していない。

そこで、これから先徐々に、今言つたような機会を与えることによつて統合をされていく。しかも、一番最終的には、年金の裁定を行うときに、本当に精査をするわけですが、それでもなお不満があるという方は、裁定後においても、我々扉を開いて、いろいろなお話を聞いて、相談に乗ろう、こういうことでできる限り正しい年金記録に基づいた給付の決定をしていく。このように考えていいるところでございまして、御理解を賜りたいと思います。

そこで、今回の改革案において、国は具体的にどのような形で公的年金制度の運営に対する責任を果たしていくのか、安倍総理にお伺いをいたします。

次に、日本年金機構における組織運営についてお尋ねいたします。

○副議長(横路孝弘君) 古屋範子さん。

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 公明党の古屋範子でございます。

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議

社会保険庁改革は、社会保険庁を廃止するだけにとどまるものではなく、新たな組織のもとでいきにして国民の信頼回復を図るかが最も重要なボイントです。

これまで社会保険庁において生じたさまざまな問題の主たる要因として、長年にわたる地方事務官制に由来する、組織としての一体性の欠如やガバナンスの不足が指摘をされました。

日本年金機構では、こうした社会保険庁が抱える構造問題の解消やガバナンスの強化という課題にどのように対応していくのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

平成十六年には、社会保険事務所の多数の職員千名を超える職員の処分を行いました。

公的年金を運営する組織には、膨大な個人情報が集積をされています。社会保険庁を廃止して、非公務員の日本年金機構にその業務を行わせ、さらに機構から積極的に民間へのアウトソーシングを行いうに際しては、年金個人情報の保護が十分に図られなければなりません。

年金新組織において、どのように年金個人情報の保護を図っていくのか、厚生労働大臣にお尋ねいたします。

次に、国民年金保険料の収納対策についてお尋ねいたします。

そのことで、今回の改革案において、国は具体的にどのような形で公的年金制度の運営に対する責任を果たしていくのか、安倍総理にお伺いをいたしました。

次に、日本年金機構における組織運営についてお尋ねいたしました。

私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議

</div

大臣にお伺いをいたしました。

最後に、国民サービスの向上についてお尋ねいたしました。

これまで社会保険庁が提供するサービスについては、年金相談の待ち時間が長い、送られてくる通知書の内容が不親切など、利用者の視点を欠くものがありました。

こうした声にこたえようと、公明党は国民の視点に立った改革を進めております。十年來の取り組みによつて、社会保険庁が年金受給者に対し生存確認を目的に毎年提出を求めてきた現況届が廃止されました。さらに、年金が幾らもらえるかわからないといった不安を解消するため、自分の年金に関する情報をわかりやすく通知するねんきん定期便が三月より一部前倒しをしてスタートしております。平成二十年度から本格実施されることとなつております。

社会保険庁も、平成十六年度以降、民間から登用した村瀬長官のリーダーシップのもと、各般にわたる業務改革がなされ、お客様志向のサービス向上に努めているものと承知をしております。

とりわけ、公的年金は人の一生涯にわたる超長期の保険であることから、年金記録の適正な管理は極めて重要であると考えます。

昨年来、年金の中請漏れの実態が指摘をされ、問い合わせが相次いでおりますが、これは公的年金に対する国民の不安のあらわれであると思われます。こうした不安にこたえるためにも、社会保険庁は加入歴の再確認を強く呼びかけるなど、丁寧な対応をすべきであると考えます。そして、国民一人一人に対しても、若いときから、保険料納付実績について、将来の給付との関連性も含めてわかりやすく説明ができる、 국민に親切な組織でなければならないと考えます。この点に

関する安倍総理のお考えをお尋ねいたします。

社会保険庁改革は、これまで与党が責任を持っています。

進めてまいりました。改革の目的は、社会保険庁の組織や職員の擁護ではなく、国民生活の基盤となる年金制度を守ることにあります。今後さら

に、与党は政府と一体となつて、国民の視点に立つた改革を推進していくことを強く表明し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古屋範子議員にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕 古屋範子議員にお

公的年金制度の運営に対する国の責任についてのお尋ねがありました。

今回の改革案では、非公務員型の日本年金機構を設置し、能力主義、実績主義に立つて、規律の回復と事業の効率化を徹底することとしておりま

すが、あわせて、公的年金制度に関する国の責任はしつかりと堅持することとしております。

具体的には、国が引き続き保険者として公的年金の運営や財政に関する責任を担うとともに、機構の業務や予算については国が直接管理監督するなど、国民が信頼、安心できる公的年金制度とするための体制を実現してまいります。

年金記録の確認等についてのお尋ねがありまし

た。

今回、提案いたしております日本年金機構にお

きましては、かつての地方事務官制に由来する閉鎖的な組織体質を改めまして、組織のガバナンス強化を図つてまいる所存であります。

このため、地方組織を都道府県単位からプロツク単位へ再編するとともに、都道府県域を越えた人事異動を行う方針を徹底いたします。また、能

力と実績に基づくめり張りのきいた人事給与体系を導入いたそう、このように考えております。

さらに、外部の方に理事会に入つていただきな

どの意思決定機能の強化や、監査法人監査の導入などの措置を講じて、外部の声を取り入れてい

く、こういうことをやつていく所存であります。

これによりまして、これまで指摘されてきた社会保険庁の構造問題の解消を図り、国民の皆様の信頼を得られる新しい組織としてまいりたい、

このように考えております。

次に、年金新組織における年金個人情報の保護についてのお尋ねがございました。

年金個人情報は、プライバシー性の高い情報であ

るの皆様に呼びかけており、今後さらにその周知に努めてまいります。

また、平成二十年度からはねんきん定期便を本格的に導入するなど、国民に親切でわかりやすい年金情報の提供により一層尽力してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 古屋範子議員にお

申し上げます。

まず第一は、社会保険庁の抱える構造問題とガバナンスへの対応についてお尋ねがございました。

今回、提案いたしております日本年金機構におきましては、かつての地方事務官制に由来する閉鎖的な組織体質を改めまして、組織のガバナンス強化を図つてまいる所存であります。

このため、地方組織を都道府県単位からプロツク単位へ再編するとともに、都道府県域を越えた人事異動を行う方針を徹底いたします。また、能

力と実績に基づくめり張りのきいた人事給与体系を導入いたそう、このように考えております。

さらに、外部の方に理事会に入つていただきな

どの意思決定機能の強化や、監査法人監査の導入などの措置を講じて、外部の声を取り入れてい

く、こういうことをやつしていく所存であります。

これによりまして、これまで指摘されてきた社会保険庁の構造問題の解消を図り、国民の皆様の信頼を得られる新しい組織としてまいりたい、

このように考えております。

また、若年者の納付率向上のための具体策とい

たしましては、従来より、コンビニでの納付など

保険料を納めやすい環境を整備いたしますとともに

、三十歳未満の負担能力の乏しい若年者に対し

ましては、納付猶予制度を導入するなどの対応を

図つてまいりました。本法案におきましては、学

生納付特例制度の利用を拡大するため、大学等が

学生等の委任を受けて申請手続を代行できる仕組みを盛り込んでいるところであります。

今後とも、これらのきめ細かな対策の徹底を図

り、若年者を含む国民年金全体の納付率の向上に

全力を挙げてまいりたい、このように考えておりました。年金新法人における事務費についてお尋ねがございました。

今回の法案では、従来御批判をいただいてきた、保険料により福祉施設を行うことができる旨の規定は廃止をいたします。そして、事業の範囲としては、年金相談、年金教育と広報、年金情報提供などと明示的に列挙をいたしまして、真に必要なものに限定することといたしております。

また、日本年金機構におきます適切な経費の執行の観点から、厚生労働大臣が機構の事業計画や予算を毎年度認可するなどいたしまして、このようないくつも手続によって厳しく無駄遣いのないように監督をしてまいりたい、このように考えております。

さらに、機構が行う調達に当たりましても、民間企業人も参考する調査委員会で厳格な審査をするほか、年金保険料の使途が国民の目に明らかになるように、ホームページで予算を公表することを予定いたしております。こうした取り組みによりまして、無駄遣いの排除を徹底していきたい、このように考えます。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 高橋千鶴子さん。

(高橋千鶴子君登壇) ○高橋千鶴子君登壇
私は、日本共産党を代表し、社会保障庁関連二法案について総理に質問します。(拍手)

本法案は、これまで年金業務を担つてきた社会保険庁を解体し、新たにつくる非公務員型の日本年金機構に年金業務を行わせ、その業務の多くを民間委託できるようになります、まさに年金運営の民

営化法案であります。

初めに、年金業務の民間委託が何をもたらすかについてです。

七千万人を超える国民が加入する公的年金は、

憲法二十五条が定める国民の生存権を保障する大

切な制度です。だからこそ、年金保険料の徴収から給付まで一連の年金業務を国が直接責任を持つ

て一体的に運営し、公務員が運営業務を担い、継

続性と公正性を担保してきたはずです。確かに、これまでの社会保険庁の運営には見過しきできない問題があります。しかし、国民の大切な年金業

務を民間業者にゆだねることで、どうして年金への国民の信頼を高めることになるのでしょうか。

この間のどの世論調査でも明らかなように、國

民が最も不安に思っているのが年金制度です。こ

とし一月の内閣府世論調査でも、医療、年金など

の社会保障の改革を求める人は七割を超えていま

す。国民が年金改革で切実に求めているのは、月

額一万四千円の保険料を四十年間掛け続けて

も、満額で月額六万六千円にしかならないとい

う、高い負担と低い給付を何とかしてほしいとい

うことです。また、四割を占める国民年金の未

納、未加入や、厚生年金では三割の事業所が未加

入という制度の空洞化も極めて深刻です。

こうした根本問題は、本法案でどう解決するの

ですか。今やるべきは、最低保障年金制度を確立

するなど、国民が安心できる公的年金制度に改善

することではありませんか。総理の答弁を求めます。

公的サービスの民間委託の弊害は明らかです。この間、損保ジャパン副社長だった村瀬長官の引上げが進められました。この結果が三十八万件を超える不正処理を引き起こしたのではありません。

本法案は、これまで年金業務を担つてきた社会保険庁を解体し、新たにつくる非公務員型の日本年金機構に年金業務を行わせ、その業務の多くを民間委託できるようになります、まさに年金運営の民

ませんか。郵政事業の民営化でも、集配業務の廃止や局外ATMの撤去など、国民サービスの後退

は明らかです。採算優先の民間手法は、既に国民との矛盾を激化させ、破綻しているのではありませんか。

法案は、年金の適用、徴収、記録管理、相談、裁定、給付などの業務をばらばらにし、その多く

を競争入札で民間委託するとしています。委託業者や従業員が数年ごとに入れかわる制度で、どうして確実で安定した運営が保障できますか。答弁を求めます。

社会保険庁の在り方に関する有識者会議の最終とりまとめでは、公的年金制度は「国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要」としていたではないですか。この立場に本法案は逆行するのではない

でしょうか。

また、社会保険庁の解体と機構への移管に伴つて、正規、非常勤合わせて約一万人もの社保庁職員を削減することが計画されています。年金制度改革の安定した運営ができますか。

法案は、あの国鉄民営化法にさえあつた職員の引き継ぎ規定を一切設けていないのはなぜでしょ

うか。国による首切り、リストラは絶対に認められません。

さらに重大なのは収納対策の強化です。

法案は、国民年金の保険料の未納者から国民健

康保険証を取り上げて、期限つきの短期保険証を発行するとしています。なぜ、年金と健康保険と

いう目的の異なる制度をリンクさせるのですか。

これは、年金保険料を納めなければ病院に行く

べきだとして廃止、売却することは許されません。

一方、厚生年金病院や社会保険病院は、不採算

そもそも、国民の保険料は給付に充てるもので

あり、給付以外に流用することは禁じられていました

はずです。法案は、なぜ保険料を事務費に充てる

ことを特例措置から恒久規定に変えたのですか。

流用は国の責任放棄ではありませんか。

一方、厚生年金病院や社会保険病院は、不採算

医療など地域医療を支える中核病院としてなくて

はならない存在です。無駄な大規模施設とごつ

ちやにして廃止、売却することは許されません。

すべて国の責任で存続させるべきです。答弁を求

めます。

最後に、百年安心などといつて年金制度の改悪

を推し進めてきた政府・与党が、その責任を棚上

げし、国民の年金不信の矛先をすべて公務員に転

嫁することは決して許されないものであることを

厳しく指摘し、質問を終わります。(拍手)

じて許されません。

また、保険料の滞納者に対する強制徴収を国税

府に委任するとしています。信頼に基づく保険制

度と納税義務は全く性質の違うものであり、国税

の権限をちらつかせて取り立てを強化すれば、

年金制度への国民不信を一層深めるのではないか

ですか。

年金情報の流出も強く懸念されています。

全国一律のオンラインシステムから絶対に情報

が漏れないという保証がどこにあるのですか。民

間業者に提供された個人情報が勝手に流用されたり加工されたりしない歯どめはありますか。市場

化テストに参入する人材派遣会社や債権取り立て

会社が、年金情報を民間保険の勧誘や商品開発など自社の業務に活用しないと言いますか。き

んと説明してください。

保険料の流用問題についてです。

そもそも、国民の保険料は給付に充てるもので

あり、給付以外に流用することは禁じられていました

はずです。法案は、なぜ保険料を事務費に充てる

ことを特例措置から恒久規定に変えたのですか。

流用は国の責任放棄ではありませんか。

一方、厚生年金病院や社会保険病院は、不採算

医療など地域医療を支える中核病院としてなくて

はならない存在です。無駄な大規模施設とごつ

ちやにして廃止、売却することは許されません。

すべて国の責任で存続させるべきです。答弁を求

めます。

最後に、百年安心などといつて年金制度の改悪

を推し進めてきた政府・与党が、その責任を棚上

げし、国民の年金不信の矛先をすべて公務員に転

嫁することは決して許されないものであることを

厳しく指摘し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 高橋議員にお答えをいたします。

公的年金業務の民間委託と国民の信頼についてのお尋ねがありました。

今回の改革案においては、年金制度をより効率的に運営するため民間委託の仕組みを盛り込んでおりますが、厚生労働大臣が定める基準に基づき、業務が適正に実施されるよう管理を行き届かせつつ行つてまいります。

また、公的年金の管理運営責任、財政責任は引き続き厚生労働大臣が担うこととしております。国として責任を持つて、年金に対する国民の信頼の確保を図つてまいります。

国民年金の改善や未納、未加入対策及び厚生年金の適用対策についてのお尋ねがありました。

基礎年金については、適切な保険料負担と国庫負担の組み合わせにより、高齢期の基礎的な生活費用に対応する給付を生涯にわたり行う仕組みとしています。これは、負担と給付がそれぞれ見合つた制度となっています。

また、国民年金の未納、未加入対策については、従来から、二十歳に到達した方を基本的には被保険者として適用するとともに、保険料を納めやすい環境の整備や未納者の負担能力に応じたきめ細かな収納対策を進めてまいりました。

本法案では、こうした従来の対策に加え、市町村の国民健康保険の窓口を活用した保険料納付の促進策など、各般にわたる対策を盛り込んでおります。

さらに、厚生年金の適用については、これまで行つてきた加入指導、事業所調査、職権適用といふ一連の対策をより強力に進めるために、本年度

から各社会保険事務所ごとに具体的な行動計画を作成するなどの対策を進めております。

最低保障年金制度についてお尋ねがありました。

御提案の税方式による最低保障年金制度については、加入者がみずからのお後に備えて保険料を支払い、将来年金権を確保するという社会保険方式を放棄するのが適切か、巨額の税財源をどうするのかなど数々の問題があります。

社会保険庁の抜本的な組織改革を実現するとともに、未納者の負担能力に応じたきめ細かな対策の徹底を図ることなどにより、社会保険方式のもとで国民の老後生活の安心を確保してまいります。

ノルマ主義が国民年金の不適正処理を引き起こしたものではないかとのお尋ねがありました。

明確な目標を設定して、これを達成するために組織を挙げて努力をすることは当然のことです。

公共サービスの民間委託についてお尋ねがありました。

公共サービスの民間委託についてお尋ねがありました。

公共サービスの提供のあり方については、国民の立場に立つて不断の見直しを進めることができないようになります。

職員の引き継ぎ規定についてのお尋ねがありました。

社会保険庁改革については、国民の信頼を回復するため、国民の視点に立った改革を断行する考えであります。

したがって、年金新組織の業務にふさわしくない職員が漫然と新組織に移るといったことはあつてはならず、このため、職員の引き継ぎ規定は設けず、第三者機関において厳正に採用審査することとしたものであります。この措置は、国家公務員法に対しても違法、不当なものではありません。

国民健康保険の短期被保険者証の発行についてのお尋ねがありました。

介護保険や医療保険の高齢者の保険料は年金から天引きされることとなつており、住民の年金受給権を確保することは、介護保険や医療保険の保険者である市町村にとっても重要な課題であります。

本法案と有識者会議の取りまとめについてお尋ねがありました。

今回の法案では、公的年金の一連の業務を日本年金機構に行わせることとしておりますが、国が引き続き保険者として公的年金の運営と財政に関する責任を担うとともに、機構の業務や予算については国が直接管理監督するなど、国の責任をしっかりと果たす仕組みとしており、有識者会議の最終取りまとめの趣旨に沿つたものであると考えております。

社会保険庁の人員削減は、公的年金の安定的運営を確保すること前提とした上で、システム刷新による合理化、外部委託の徹底等を通じて計画的に行うものであり、公的年金の運営が損なわれることがないようになります。

職員の引き継ぎ規定についてのお尋ねがありました。

社会保険庁改革については、国民の信頼を回復するため、国民の視点に立った改革を断行することとするものであります。

したがって、年金新組織の業務にふさわしくない職員が漫然と新組織に移るといったことはあつてはならず、このため、職員の引き継ぎ規定は設けず、第三者機関において厳正に採用審査することとしたものであります。この措置は、国家公務員法に対しても違法、不当なものではありません。

今回の法案においては、公的年金に係る一連の業務を新法人に行わせることとした上で、新法人はその業務の一部を委託することとしておりま

年金のオンラインシステムについては、専用回線の使用等により、外部から侵入できない仕組みとなつておらず、個人情報の漏えいを防止しております。

また、民間への委託に当たつては、利用できる

情報は業務に必要な範囲のものに限定するとともに、関係法律においては、情報の漏えい、不正利用の禁止や安全確保措置が義務づけられており、これらを適切に運用することにより年金個人情報の保護の徹底に万全を期してまいります。

年金保険料の使途についてのお尋ねがありました。

今回の法案では、年金給付と密接不可分なコストである経費に保険料を充てることとしておりますが、これは、民間保険はもとより、他の公的保険や諸外国の例から見ても極めて妥当なものであります。重要なことは、無駄遣いは絶対にさせないということであり、そのための改革を徹底してまいります。

厚生年金病院及び社会保険病院についてのお尋ねがありました。

厚生年金病院及び社会保険病院については、地域の医療体制を損なうことのないよう、これらの病院が現に地域において果たしている役割をどのように維持していくかを念頭に置きながら、今後、整理合理化計画を取りまとめてまいります。

(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 糸川正晃君。

〔糸川正晃君登壇〕

○糸川正晃君 国民新党の糸川正晃でございます。

私は、国民新党・そぞう・無所属の会を代表

して、ただいま議題となりました内閣提出の日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

社会保険庁をめぐっては、年金個人情報の業務目的外閲覧問題や保険料を職員の福利厚生に使つていた問題、監修料受領問題、保険料不正免除問題、さらには年金の過払い、未払いなどのログラムミス、年金加入記録のずさんな管理など、枚挙にいとまがないほどさまざまな問題が指摘されました。こうした状況では、公的年金制度に対する国民の信頼が失われていってしまうのも、残念ながら当然のことではないでしょうか。

したがつて、社会保険庁を抜本的に改革しなければならないのは当然であります。その前提として、こうした不祥事を総括し、原因を究明することが必要であります。まずは、この点について

総理はどのような御認識でいるのか、お聞かせ願いたい。

昨年、国会に提出され、保険料の不正免除問題をきっかけに廃案となつたねんきん事業機関構法案においては、新たな年金運営組織は、厚生労働省の特別機関と、国の組織にしていました。これは、強制徴収などの公権力の行使は国の組織が行うべきとの考え方に基づいていたと思われますが、今回の法案ではこれを覆して、日本年金機構という非公務員型の公法人を設立しようとしています。

なぜこうした大きな方針転換がなされたのか、小泉内閣当時の国の組織とする判断が結果的に間違つていたと認識しているのか、総理にお尋ねいたします。

今回の法案では、厚生労働大臣が公的年金制度

に関する財政責任、管理運営責任を担い、年金運営業務は公法人が行うことにした上で、民間事業者への業務委託まで含めて社会保険庁の業務を六分割するのだと説明しています。これは、社会保険庁の解体という改革のイメージを強く印象づけようとしているのでしょうか。それを強調しつづけていた問題、監修料受領問題、保険料不正免除問題、さらには年金の過払い、未払いなどのログラムミス、年金加入記録のずさんな管理など、枚挙にいとまがないほどさまざまな問題が指摘されました。こうした状況では、公的年金制度に対する信頼をかえつて失わせることになるのではないかと懸念されます。

国民の不信不安を払拭するためにも、国民が直接接觸することになる年金業務を運営する組織が国の機関でなくなつても、公的年金である以上、将来にわたつて国が責任を持ち続けるということを前面に押し出すべきと考えますが、厚生労働大臣の御見解をお伺いします。

年金制度に対する国民の信頼を回復するためには、組織改革だけでなく、社会保険庁職員の意識改革が必要であるとこれまで申し上げてきていましたが、職員の意識改革は進んできたと考えているのでしょうか。それとも、保険料の不正免除問題に見られるように職員の意識は変わつておらず、今回の改革をしなければ意識改革もなされないと考えているのでしょうか。

恐らく現在の社会保険庁職員の多くが新しい機構で働くことになるのでしょうか、現在の社会保険庁職員が新しい機構の職員に倣する意識を持得るのか、厚生労働大臣の御認識をお伺いします。

社会保険庁をめぐるさまざまな問題が公的年金制度に対する国民の信頼を失墜させた要因であることは間違ひありませんが、社会保険庁を解体したことからといってすべてが解決するわけではありません。年金制度が創設されたことと比べて大きく変わった社会経済情勢、国民の意識等を反映できるような年金制度体系を築き上げる必要があることを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 糸川議員にお答えをいたします。

社会保険庁におけるこれまでの不祥事に関するお尋ねがありました。

これまで生じたさまざまな不祥事については、その都度、事実関係を調査の上、原因を明らかにし、再発防止策を公にしてきたところであります。特に、これらに共通する構造的背景としては、内向きで閉鎖的な組織体質があり、適正な組織管理が不足していたという問題があつたと認識しております。

ており、平成十九年度に八〇%にするという目標はもはや達成不可能と言え、来年度の目標も七〇%と早くも下方修正の報道がなされています。

運営改善法案でもさまざまな収納対策を講じようとしていますが、これらの措置は、納付率を大きく向上させるものとは思われません。

今回の改革案は、こうした社会保険庁の構造問題を十分踏まえた上で、その一掃を図り、国民の信頼を得ることができる新組織を実現するためのものであります。

社会保険庁改革の方針についてのお尋ねがありました。

社会保険庁改革については、昨年、法律案を提出した後、国民年金保険料の免除等に関する不適正な事務処理の問題が明らかとなり、廃案に至ったところであります。今回の改革案は、こうした問題の発生を踏まえ、規律の回復と事業の効率化をより一層徹底するため、新組織を非公務員型の公法人とするなど、前回の法案の考え方をさらに一步推し進め、国民の視点に立った改革を実現しようとします。

なお、保険料の強制徴収など公権力の行使については、今回の法案においても、事前に國の認可を得て行うこととするなど、國の責任のもとで行うこととしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○國務大臣(柳澤伯夫君) 糸川正晃議員にお答え申し上げます。

最初に、公的年金に対する國の責任につきましてお尋ねがございました。

今回の改革案におきましては、公的年金の一連の運営業務を日本年金機構に行わせることといった法律上、諸般の仕組みを構築しているところであります。

具体的には、公的年金制度を堅持するとの原則のもと、國に特別会計を備え、保険料の徴収や年金の支払いは國の歳入歳出として行うことにより、國の財政責任を明確にいたしております。また、機構の業務につきましての事業計画や予算是

国が毎年度認可をし、その業務運営につきましては國が直接監督することによりまして、國が公的年金の管理運営の責任を十分に果たすこととした年金制度に対する理解と信頼を高めるとしております。

職員の意識改革についてのお尋ねでございます。

職員の意識改革につきましては、平成十六年以降、内部改善提案制度や新たな人事評価制度の導入等の取り組みを進め、一定の成果が上がってきております。この改革を行なうことが必要であると考えます。

このような考え方から、新組織では、社会保険庁の職員を自動的に引き継ぐことをいたしておりません。新しい組織の設立委員が職員を新たに募集する方式とし、新たな組織にふさわしい意欲と能力を備えた人材を、民間からの人材も含めまして採用いたす方針であります。また、人事給与体

系も職員個人の能力や業務実績に対応するものといたします。これらによりまして、職員の意識改革をより徹底してまいりたいと考えております。

国民年金保険料の納付率についてのお尋ねがありました。

国民年金被保険者に対する調査によりますと、未納者のうち比較的高額な所得を有する者の中に、保険料負担が重いことを未納の理由とする者がいることや、特に若年者には、制度の意義等が理

解できれば納めると答える者の割合が他の世代に比べて高くなっていることなどから、世代間扶養で成り立つ公的年金制度の仕組みや基本理念について十分理解をいただけていないことが未納の大

きな要因となっているのではないか、このように考えます。

このため、まずは、ねんきん定期便の実施などを通じて、年金制度に対する理解と信頼を高めることに努めていくところであります。また、コンビニでの納付を可能とするなど保険料を納めやすい環境を整備するとともに、未納者につきましては、負担能力が乏しい場合には免除等に適切に結びつけ、十分な負担能力のある場合には差し押さえを含む強制徴収を行うなど、その負担能力に応じたきめ細かな収納対策を進めております。

そのような現行制度のもとでの努力に加え、さらに、今回の組織改革法案では、組織の非公務員化により、能力と実績に基づく人事管理を導入し、より根本的に職員の意識改革を図ることとしておりまして、このことによって、より効果的、効率的な事業運営が可能となり、保険料の納付率のさらなる向上にもつながるものと考えております。

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十七日、塩崎内閣総理大臣臨時代理から河野議長あて、次の通知書を受領した。
内閣閣第八二号

平成十九年四月二十七日

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のヨーロッパ諸国御訪問の御日程について

標記について、本日(四月二十七日(金))の閣議において別紙のとおり報告されましたので、通知いたします。

○副議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。
午後五時二分散会

官報(号外)

(別紙)

御日程の概要

月 日	曜 日	御	日	程
五月二十一日	月曜日	東京	御発	ストックホルム 御着(スウェーデン国)
五月二十二日		同地	御滞在	
五月二十三日		同地	御発	
五月二十四日		同地	御着(エストニア国)	
五月二十五日		同地	御発	
五月二十六日		同地	御着(ラトビア国)	
五月二十七日		同地	御発	
五月二十八日		同地	御着(リトアニア国)	
五月二十九日		同地	御発	
五月三十日		同地	御着(英國)	
水	火	月	日	土
東	同	リ	タ	同
同	地	リ	ニ	同
ロ	同	ニ	ュ	リ
ンド	地	ス	ス	タ
ン	御	御	ト	タ
ド	在	着	ビ	リ
ン	地	(英	ア	リ
地	御	國	国	ニ
御	着			ア

一、去る四月二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
国際刑事裁判所に関するロー・マ規程の締結について承認を求めるの件
一、去る四月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律
戸籍法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
(報告書受領)
一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。
無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

議院運営委員		辞任	補欠
赤澤	亮正君	杉浦	正健君
小里	泰弘君	保岡	興治君
赤澤	亮正君	柳本	卓治君
小里	泰弘君	土井	亨君
赤澤	亮正君	北村	文雄君
赤澤	亮正君	岸田	隆君
赤澤	亮正君	土井	亨君
赤澤	亮正君	北村	茂男君
赤澤	亮正君	松本	文明君
赤澤	亮正君	鈴木	馨祐君
赤澤	亮正君	柳本	卓治君
赤澤	亮正君	清水鴻一郎君	保岡
赤澤	亮正君	杉浦	正健君
法務委員		辞任	補欠
宇野	治君	清水鴻一郎君	岸田
田中真紀子君	前原誠司君	浮島敏男君	赤澤亮正君
近江屋信広君	東順治君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
高山智司君	田村謙治君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
伊藤涉君	伊藤涉君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
宇野治君	前原誠司君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
伊藤涉君	田中真紀子君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
外務委員		辞任	補欠
宇野	治君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
近江屋信広君	東順治君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
高山智司君	田村謙治君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
伊藤涉君	伊藤涉君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
宇野治君	前原誠司君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
伊藤涉君	田中真紀子君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
農林水産委員		辞任	補欠
園田康博君	市村浩一郎君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
園田康博君	西村智奈美君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
園田康博君	西村智奈美君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
園田康博君	西村智奈美君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
園田康博君	西村智奈美君	赤澤亮正君	赤澤亮正君
財務金融委員		辞任	補欠
小川友一君	土井亨君	赤澤亮正君	赤澤亮正君

官 報 (号 外)

併せて政府の見解を伺いたい。

- 4 厚生労働省が二〇〇五年一月に行つた勤務医師の労働状況調査では、病院常勤医師の週平均労働時間は六三・三時間で最大一五二・五時間、うち男性医師は、六三・八時間、女性医師六〇・六時間で、有床診療所医師は五四・四時間、無床診療所医師は五〇時間となつてゐる。また小児科医一〇名以上を有する小児科拠点病院二七病院の調査では、時間外勤務は月七〇時間、最大二〇〇時間、宿直、夜勤は平均四・五回で、最大月一〇回となつてゐる。勤務医師の労働実態を改善するためには継続的な労働状況調査を行い、対策を講じていく必要があると考えるが、今後の実態調査の予定について示されたい。
- 5 大学病院をはじめとする病院の勤務医師の週平均の労働時間、宿直回数、休日の取得状況などの労働実態調査を実施していれば、その最新の調査結果を詳細に明らかにされたい。更にその中で、小児科医及び産科医の労働実態についても、併せて明らかにされたい。
- 6 小児科医及び産科医不足の問題が深刻化しているが、厚生労働省の調査において、勤務医の小児科医及び産科医数(常勤医師・非常勤医師は、五年前一〇年前と比べて現在どのような状況になつてゐるのか、その実態を都道府県別に明らかにされたい。
- 7 病院及び診療所における小児科及び産科の閉鎖並びに休止が増加しつつあると言わわれてゐるが、厚生労働省の調査において、現在、閉鎖・休止の状況が五年前、一〇年前と比べ

てどのようになつてゐるのか、都道府県別

(病院及び診療所)にその件数を明らかにされたい。

8 小児科及び産科医の不足並びに病院及び診療所の閉鎖、休止の原因について、政府の認識を詳細に伺いたい。

二 医師の需給見通しに関する質問

1 日本は、医療施設で実際に働く医師数は約

二五万九千人で、人口一〇〇〇人当たりで二、〇人、OECD加盟国三〇カ国の中でも、二七位という水準である。フランスやドイツと比べて一八万人、OECD平均と比較しても一四万人も医師が少ない。

OECD加盟国の平均医師数は人口一〇万人口当たりでみると二九〇人なのに、二〇〇四年の日本の平均医師数は二一人である。都道府県別でみても、最も多いところで徳島県の二八二人、最低は埼玉県の一三四人である。千葉、茨城県は一五〇人台、神奈川、岐阜、静岡、新潟、福島、青森、岩手県は一七〇人台である。

厚生労働省の調査でも、常勤の医師が医療法に基づく配置基準を満たしてゐる病院は三五パーセントに過ぎない。

政府は、OECD諸国と比べて、「国土の規模、医療提供体制の仕組みが異なる」旨を述べ、医師数のみでは測れないと言つた。

し、諸国との医療提供体制等の事情が異なることは言え、先進国の中でも日本の医師数が少ないというのは現実である。にもかかわらず

政府は、医師が毎年三五〇〇人から四〇〇〇人

由と根拠は何か。

2 「医師の需給に関する検討会報告書」(二〇〇六年七月)によれば、「平成三四年(二〇一二年)に需要と供給が均衡し、マクロ的には必要な医師数は供給される」という結果になつたとの見通しを述べている。二〇一二年に「均衡」に達するとの理由と根拠を詳細に説明されたい。

3 政府は二〇一二年には需給が「均衡」に達するので、現在、医師が不足していないても医師の数を、これ以上増やす必要がないという認識なのか。

4 医師の不足数については、調査に基づく推計による将来の医師の需給バランスによるのではなく、医師の過酷、過重な勤務実態調査を踏まえるとともに、医師の勤務を週四八時間、更には四〇時間体制にした場合の不足数も含めて、病院等からあげられたものを積み上げて算出すべきではないのか。

5 当該報告書によれば、一六万四千人の医師について、診察時間のみならず休憩時間や自己研修、研究といった時間も含む医療施設に滞在する時間全てを労働時間と考え、これを週四八時間まで短縮すると、医師の不足は五万五千人になると推計している。これを週四

6 大学病院をはじめ病院に勤務する一六万四千人の医師が、仮に診察を行つてゐる時間のみを労働時間とした場合、これを週四八時間に短縮すると、医師の不足は何人か。また、週四〇時間に短縮すると、医師の不足は何人になるのか。

三 医師不足の原因に関する質問

1 政府は、医師不足の原因が医師の「偏在」にあるという立場をとつてゐるが、「偏在」だということの理由と根拠を詳細に説明されたい。

2 政府は、医師不足の原因が「偏在」にあるものであれば、当然のこととして「偏在」に係る一定の基準を基にして、それを満たしている地域、そうでない地域を区分していると考えるが、その基準を明らかにされたい。

3 政府は、医師不足の原因が「偏在」にあると云うのであれば、「偏在」の実態を地域毎に具体的に示していただきたい。すなわち、2で言う基準を満たしている地域はどこか、基準を満たしていない地域はどこなのかを、都道府県及び市町村別に明らかにされたい。

4 一九九七年六月に閣議決定した「財政構造改革の推進について」では、「医療については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とするとの基本方針を堅持し、今後、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革を総合的かつ段階的に実施する」とし、その上で、「医療提供体制について、大学医学部の整理・合理化も視野に入れ抜本的構造改革を総合的かつ段階的に実施する」と述べている。かかる政府の決定に医師不足の根本原因がある。各種調査結果から見ても明らかのように、医師不足の本質的原因は、もはや政府の言うように医師の「偏在」ではなく、医師の絶対数の不足にあり、医師を増やすしか解決の方途はないと考えるが、政府の見解を問う。

四 新医師確保総合対策に関する質問

1 政府は、医師の不足を「偏在」にあるとしているが、医師の「偏在」をどのような対策で解決するのか明確にされたい。また、政府は平成十八年八月三一日に新医師確保総合対策を発表した。この対策によつて、医師の「偏在」は根本的に解決すると考へているのか、また、新医師確保総合対策の基本的な考え方も併せて伺いたい。

2 新医師確保総合対策のなかで、特に重要視し緊急に取り組む対策として「小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり」を打ち出し、そのため都道府県での病院の集約化・重点化を一層推進するとしている。

そこで、同対策に基づき都道府県において集約化・重点化計画の策定及び集約化・重点化が現に進められているところ、すでに集約化・重点化が完了したところなど進捗状況を明らかにされたい(都道府県別)。

3 すでに拠点病院を中心に集約化・重点化した地域があるとすれば、その地域では、小児科医、産科医をはじめとする医師不足問題は解消されたのか、その実例を紹介されたい。

4 新医師確保総合対策は、あくまで緊急対策で小児科医及び産科医をはじめとする医師不足問題を根本的に解決するものではない。政府は、小児科、産科をはじめとする医師不足を解決するために、緊急対策とともにどのような抜本的な対策を考えているのか。

5 新医師確保総合対策を進める場合、国が、都道府県や医師会等と緊密に連携し地域の実

状を踏まえて主導的に実施していかなければ進展しないのではないか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一八六号
平成十九年四月二十七日

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出医師不足問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出医師不足問題に関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

病院の勤務医の勤務状況については、宿直・夜勤後に継続して日中に勤務する場合もあるなど、大変厳しいものであると認識しております。医療安全の確保の観点からも、こうした状況を改善していくことは重要と考えている。

政府としては、平成十八年八月に厚生労働省、総務省及び文部科学省で構成する「地域医療に関する関係省庁連絡会議」が取りまとめた「新医師確保総合対策」(以下「新医師確保総合対策」という。)に基づいて、一定の条件の下に医師養成数の暫定的な増加を認めるとともに、急性期の医療をチームで担う拠点病院作りの推進や、病院間や診療所との間の連携の強化を促すための取組を進めるなど、病院の勤務医の負担を軽減し、その勤務環境を改善するための様々な対策を講じているところである。

お尋ねについては、厚生労働省において「医師・歯科医師・薬剤師調査」を二年ごとに実施しており、その結果を同省のホームページに掲載している。なお、都道府県別の常勤・非常勤別的小児科の勤務医及び産科の勤務医の数については、把握していない。

一の6について

お尋ねについては、厚生労働省において「医師・歯科医師・薬剤師調査」を二年ごとに実施しており、その結果を同省のホームページに掲載している。なお、都道府県別の常勤・非常勤別的小児科の勤務医及び産科の勤務医の数については、把握していない。

一の7及び8について

お尋ねの小児科又は産科の閉鎖又は休止の件について把握していないが、厚生労働省において三年ごとに実施している「医療施設静態調査」によれば、平成十一年以降の調査の結果を見ると、小児科又は産科を標榜する病院又は診療所は減少傾向にある。なお、同調査の結果は同省のホームページに掲載している。

一の4について

厚生労働省としては、同省医政局長の私的検討会である「医師の需給に関する検討会」(以下「検討会」という。)の委員が行つた医師の勤務状況調査(以下「勤務状況調査」という。)等により、必要に応じて、適宜病院の勤務医の労働実態を把握しているところであり、現時点において、御指摘の「継続的な労働状況調査」を行う考え方ではない。

こうした傾向の原因については、病院の勤務医が厳しい勤務環境に置かれていること、産科医療における訴訟件数の増加が懸念されていること、出生数の減少による少子化等の様々なものが考えられる。

お尋ねについては、勤務状況調査により把握している限りでお答えすると、病院の常勤医師の一週間当たりの勤務時間は、自己研修や休憩に充てた時間も含め実際に病院に滞在した時間としては、平均六十三時間であり、自己研修や休憩に充てた時間を除いて病院に滞在した時間としては、平均四十八時間であった。

二の1及び3並びに三の4について

政府としては、医師の総数が毎年増加していること及び平成十八年七月に検討会が取りまとめた「医師の需給に関する検討会報告書」(以下「報告書」という。)を踏まえると、医師の需給の不均衡は解消の方向に向かうものと認識しているが、医師が地域間で偏在していることにより、一部の地域において医師の不足が深刻となっている現下の状況にかんがみ、新医師確保総合対策に基づき、医師の地域間の偏在に対応するための様々な対策を講じているところである。

二の2について

御指摘の報告書における見通しについては、医師の需要については、病院の勤務医の勤務時間の上限を週四十八時間とした上で過去からの変化を基礎として推計した将来の外来受療率等を用いて推計し、医師の供給については、現在の医学部入学定員を基礎として推計した結果に基づくものである。

二四

二の4について

検討会においては、勤務状況調査の結果を踏まえて医師の需給の見通しを作成しており、勤務実態を踏まえた推計となつてきるものと考えている。

二の5及び6について

お尋ねの医師の不足数については、御指摘の推計が検討会の委員によりなされたものであり、政府として十分な資料を有していないため、その推計作業に膨大な時間を要すること等から、お答えすることは困難である。

三の1から3までについて

平成十六年の「医師・歯科医師・薬剤師調査」に基づき、人口十万人当たりの医師数について都道府県別で比較すると、東北等では医師数が少ない県が相対的に多い一方で、四国、九州等では医師数が多い県が相対的に多い状況にあり、また、各都道府県内でみても、県庁所在地等を含む二次医療圏では医師数が相対的に多い一方で、山間部等を含む二次医療圏では医師数が相対的に少ない状況にある。厚生労働省としては、このような状況を踏まえ、地域間で医師が偏在している状況にあると認識しているものではない。

四の1及び4について

新医師確保総合対策は、医師の地域間及び診療科間の偏在に対応するため、緊急的に取り組む対策を中心に、制度創設等の中長期的検討事項も併せて取りまとめたものである。政府としては、同対策に基づき、医師の偏在の問題に対応するため、一の1から3までについて述べた

ような様々な対策を講ずるとともに、医療事故に係る死因究明制度の創設について検討を進め

る等、総合的な対策を講じているところである。

四の2及び3について

平成十九年三月三十一日時点において、御指摘の医療資源の集約化・重点化計画を策定しているのは、小児科については、秋田県、兵庫県、島根県、大分県及び宮崎県の五県であり、産科については、秋田県、兵庫県、島根県及び大分県の四県であると承知しているが、これらの県における当該計画に基づく集約化・重点化の実施状況及びその他の都道府県における集約化・重点化の取組状況については現時点では把握していない。

四の5について

新医師確保総合対策に基づく取組を推進するに当たっては、国と都道府県が協力して、地域の医療関係者の理解を得ながら、地域の実情に応じた対策を講じていくことが必要と考えている。このため、厚生労働省としては、医療関係団体の代表者等を構成員とする「地域医療支援中央会議」を同省に設置したところであり、同会議を通じて、地域医療の確保に関する好事例の紹介や、都道府県が抱える問題に対する改善策の提示等を行うこととしている。

平成十九年四月十七日提出
質問 第一八七号
平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問主意書
提出者 滝 実

平成十八年度内にデフレから脱却するとい

う公約に関する質問主意書

平成十八年度内にデフレから脱却するということは、政府・与党の公約であったが、三月十五日に政府が了承した三月の月例経済報告で、「消費者物価は横ばいとなつていて、脱デフレの公約が果たせなかつたことを認めた。このことに関しても質問する。

一 政府はデフレ脱却に向けてどのような政策を行っているのか具体的に示して頂きたい。その政策のGDP押し上げ効果が何兆円程度か、インフレ率引き上げ効果が何%か、試算結果を国に示す義務があるのではないか。

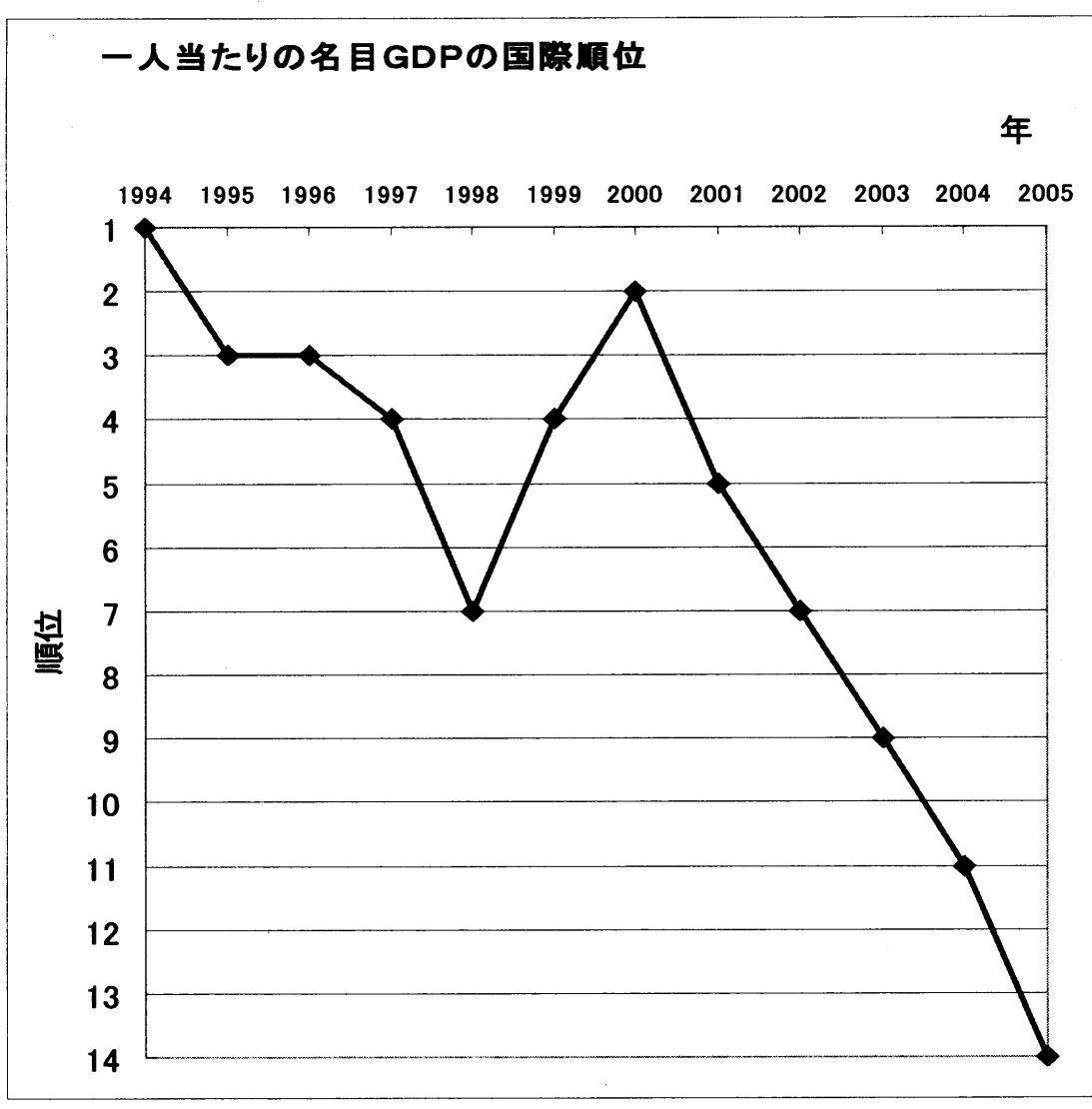
二 政府・日銀が歳出を抑制し、短期金利を引き上げていく政策は、デフレ脱却の公約を掲げながら、公約を守ろうとする努力を放棄していることを示しているのではないか。

三 日本の国民一人当たりの名目GDPの国際順位は、緊縮財政を行なうにつれ下がり、平成十七年度には十四位まで落ちた。これは勤労者の給料が下がるのに、それを止めるための適切な経済対策を行わなかつたからではないのか。参考のために図一、二を示すと、デフレ下では、積極財政なら国は豊かになり、緊縮財政なら国は貧しくなることを示している。経済が停滞を続ける日本から資金が逃げ出した結果、経済が好調なヨーロッパに資金が集まり、円安ユーロ高が進み、世界のGDPに占める日本の比率は平成十年の十七%から平成十七年の十・三%まで激減したのではないか。

六 経済の低迷は、国民生活に深刻な影響を与えており、経済生活問題が原因の平成十七年の自殺者数は、平成二年の六倍程度にまで増加している。平成七年には六〇万世帯であった生活保護世帯が今や一〇〇万世帯を超えており、財政が厳しいからこそ減税等を行つてGDPを増やして財政健全化の努力をすべきではないか。それにより多数の人命が救われ、膨大な数の生活苦の人たちを救うことができるのではないか。

右質問する。

図

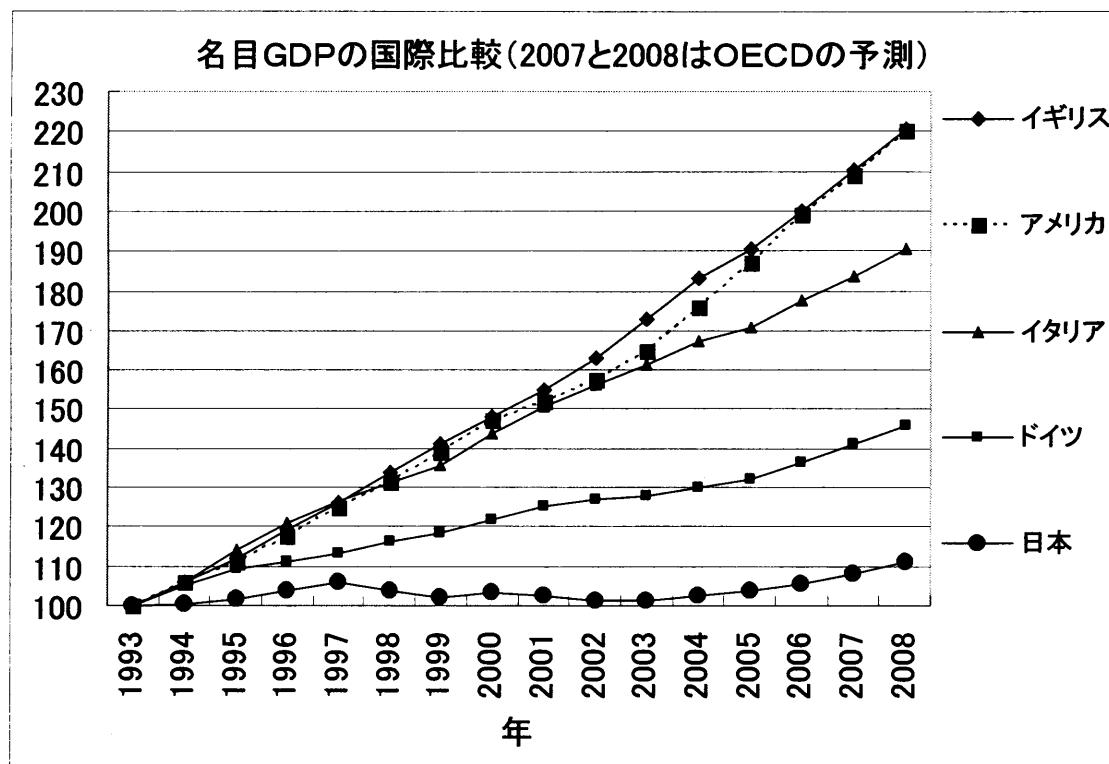


橋
本
内
閣

小
渕
内
閣

森
内
閣

小
泉
内
閣

図
二内閣衆質一六六第一八七号
平成十九年四月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するという公約に関する質問に対する答弁書

三及び四について 知している。

平成十年から平成十七年にかけて、世界の名目GDPに占める日本の比率が低下している主な要因としては、世界経済が順調に成長する中で、日本経済がデフレ状況にあつたため、名目成長率が相対的に低かつたことなどが挙げられる。政府としては、これまで、各年度の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「構造改革と経済財政の中期展望等に基づき、適切な経済財政運営に努めてきた。

五について

政府としては、「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成十九年一月二十五日閣議決定。以下「基本的態度」という。)

に沿つて、「成長力強化に向けた改革を加速・深化させる」こととしており、また、政府及び日本銀行は、物価安定の下での民間主導の持続的な成長のため、一体となつた取組を行うこととしている。これを前提とした経済の姿については、基本的態度において、GDPの実質成長率が二・〇パーセント程度、消費者物価指数の変化率が〇・五パーセント程度になると見通している。

なお、政府としては、極めて厳しい財政状況

等を踏まえれば、経済成長と財政再建の両立に努め、安易な財政出動に頼らない安定的な経済財政運営を行うことが必要であると考えており、また、本年二月二十一日の日本銀行による政策金利の引上げは、中長期的に、物価安定を確保し、持続的な成長を実現していくことに貢献するとの考え方に基づいて行われていると承

六について

五について述べた経済財政運営の考え方に基づき、安定した経済成長を続け、経済社会の各層に雇用拡大や所得の増加という形で成長の成果を広く及ぼすことにより、国民が未来に夢や希望を持ち、より安心して生活できるような社会の実現を目指す必要があると考えている。

平成十九年四月十七日提出
質問第一八八号
外務省顧問に対する処遇に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省顧問に対する処遇に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六六第一五九号)を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、竹内行夫外務省顧問が外務省内に個室の執務室を有していることが判明したが、その理由を具体的に明らかにされたい。

二 外務省が竹内行夫氏に対し顧問からの辞任を勧奨したことがあるか。

三 「前回答弁書」において、竹内行夫顧問に関して、「前回答弁書」において、竹内行夫氏を外務省顧問とする必然性はないと思料されるが、外務省の認識如何。

右質問する。

平成十九年四月二十七日
内閣総理大臣臨時代理
内閣総理大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する再質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する再質問に対する答弁書

について

御指摘の顧問が外務省の所掌事務のうち重要な策に随

な策に隨時参画するために必要であるからである。

二について

御指摘の事実はない。

三について

先の答弁書(平成十九年四月十三日内閣衆質一六六第一五九号)五について述べたとおりである。

四について

外務省として、御指摘の顧問はその職務を適切に遂行していると認識している。

四について

外務省として、御指摘の顧問はその職務を適切に遂行していると認識している。

平成十九年四月十七日提出
質問第一八九号

外務省幹部の天下りに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省幹部の天下りに関する質問主意書

平成十九年四月十七日提出
質問第一八九号

外務省幹部の天下りに関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部の天下りに関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる外務省幹部については、確立された一般的な定義があるわけではないが、例えば、外務省ホームページに掲載されている幹部名簿には、外務大臣を始め各課室長等までが記載されている。

二について

外務省幹部の天下りに関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部の天下りに関する質問に対する答弁書

三から五までについて

平成十九年四月十八日提出
質問第一九〇号

二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

務省が行わなかつたと解してよいか。

あつせんの定義如何。

丹波實氏の再就職は天下りに該当するか。

右質問する。

五

内閣衆質一六六第一八九号

平成十九年四月二十七日
内閣総理大臣臨時代理
内閣総理大臣 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部の天下りに関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる外務省幹部については、確立された一般的な定義があるわけではないが、例えば、外務省ホームページに掲載されている幹部名簿には、外務大臣を始め各課室長等までが記載されている。

二について

外務省幹部の天下りに関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省幹部の天下りに関する質問に対する答弁書

三から五までについて

平成十九年四月十八日提出
質問第一九〇号

二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いう。)については、衆議院議員江田憲司君提出官僚の天下り禁止に関する質問に対する答弁書(平成十八年六月六日内閣衆質一六四第二八三号)の四及び五についてで述べたとおり、企業、団体等からの要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介すること等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすることをいうものと考えている。

また、御指摘の「天下り」については、衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対する答弁書(平成十九年四月十三日内閣衆質一六六第一五八号)。以下「先の答弁書」という。の五についてでお答えしたとおり、一般的には各府省で退職後、幹部職員を企業、団体等に再就職させることがいうものと考えている。

御指摘の者の再就職が先に述べた「天下り」に該当するか否かについては、「再就職させる」ということが再就職のあつせんを意味するとの前提に立つならば、先の答弁書の六についてでお答えしたとおり、外務省において保管されている文書からは、御指摘の者が再就職のあつせんにより就職したことは確認されなかつたことから、外務省として、一概にお答えすることは困難である。

三二〇〇七年四月十三日付内閣答弁書(衆質一六六第一五八号)において、丹波實氏について、外務審議官をつとめた丹波實氏は外務省幹部に該当するか。

三から五までについて

あつせんとは、一般に、事が進展するよう人ととの間を取り持つこと、ある人を求める人に紹介することを意味するものと承知しております。外務省として、御指摘の者はいわゆる外務省幹部であつたと考える。

平成十九年四月十八日提出
質問第一九〇号

二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

(号外) 報

一〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書
一 朝日新聞社が発行する二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌に、編集部大鹿靖明というクレジットがある「佐藤優」という『異』と題する記事(以下、「本件記事」という。)が掲載されていることを外務省は承知しているか。
二 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省報道課が取材を受けたという事実があるか。
三 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省人事課が取材を受けたという事実があるか。
四 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省大臣官房総務課が取材を受けたという事実があるか。
五 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省欧州局長が取材を受けたという事実があるか。
六 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から原田親仁前外務省ロシア課長が取材を受けたという事実があるか。
七 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省顧問が取材を受けたという事実があるか。
八 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から上月豊久外務省大臣官房総務課長が取材を受けたという事実があるか。
九 「本件記事」に、衆院議員に返り咲いた鈴木は外務省に対し、保有している高級ワインの本数や省内のセクハラ件数など膨大な数の質問主意書を提出し

二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書

続いているが、二人に睨まれた外務省のある人物は「背後に佐藤がいる」と言う。

『鈴木さんが質問主意書で、昔の琉球と米国の修好条約まで聞いてくるんだから佐藤が仕掛けているに決まっているじゃない。だから取材を受けたくないんですよ。受けると、「取材を受けてしゃべっているのは誰か」って鈴木さんに質問主意書を送りつけられるのは目に見えているから。佐藤はものすごい陰謀家で、外務省に復讐しようとしている。彼は自分の都合のいいところしか書いていないんだから』

という記述があることを外務省は承知しているか。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問に対する答弁書

一 及び九について
外務省として、御指摘の記事及び記述については承知している。

二 から八まで並びに十及び十一について
御指摘の雑誌の記者から外務省大臣官房報道課に対して、御指摘の記事に関連する質問があり、外務省として回答を行った事実がある。しかししながら、これ以外に、御指摘の課及び御指摘の者が御指摘の雑誌による取材に応じたかどうかについては、外務省としては、記録が残っていないなかつたことから、そうした事実は確認できず、また、御指摘の「発言」を行った者も確認できなかつた。

三 一二について
外務省として、鈴木宗男衆議院議員に質問主意書の提出を仕掛けているという認識を抱いているか。抱いているならば、その具体的根拠を明らかにされたい。

四 十九の発言を行つた外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

五 十一の発言は外務省の公式の立場を反映しているか。

六 一二の発言を行つた外務省職員の官職氏名を明らかにされたものか。

七 三主任分析官のポストは特定の個人のために設けられたものか。

八 四主任分析官のポストは鈴木宗男衆議院議員が外務省に対して圧力をかけた結果設けられたものか。

九 五主任分析官はスパイ活動を行つていているか。

一〇 六主任分析官は「スパイの元締め」としての機能を果たしていたか。

一一 七スパイ活動の定義如何。

一二 八現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

一三 九主任分析官というポストは廃止されたのか。

一四 八現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

一五 九主任分析官というポストは廃止されたのか。

一六 一〇現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

一七 一一現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

一八 一二現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

一九 二〇現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二〇 二一現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二一 二二現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二二 二三現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二三 二四現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二四 二五現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二五 二六現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二六 二七現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二七 二八現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二八 二九現在、外務省で主任分析官の肩書きを持つ者がいるか。

二九 二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問に対する別紙答弁書

一 二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書
二 朝日新聞社が発行する二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌に、編集部大鹿靖明というクレジットがある「佐藤優」という『異』と題する記事(以下、「本件記事」という。)が掲載されていることを外務省は承知しているか。
三 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省報道課が取材を受けたという事実があるか。
四 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省人事課が取材を受けたという事実があるか。
五 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省大臣官房総務課が取材を受けたという事実があるか。
六 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省欧州局長が取材を受けたという事実があるか。
七 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から原田親仁前外務省ロシア課長が取材を受けたという事実があるか。
八 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省顧問が取材を受けたという事実があるか。
九 「本件記事」に、衆院議員に返り咲いた鈴木は外務省に対し、保有している高級ワインの本数や省内のセクハラ件数など膨大な数の質問主意書を提出し

一 二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書
二 朝日新聞社が発行する二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌に、編集部大鹿靖明というクレジットがある「佐藤優」という『異』と題する記事(以下、「本件記事」という。)が掲載されていることを外務省は承知しているか。
三 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省報道課が取材を受けたという事実があるか。
四 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省人事課が取材を受けたという事実があるか。
五 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省大臣官房総務課が取材を受けたという事実があるか。
六 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省欧州局長が取材を受けたという事実があるか。
七 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から原田親仁前外務省ロシア課長が取材を受けたという事実があるか。
八 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省顧問が取材を受けたという事実があるか。
九 「本件記事」に、衆院議員に返り咲いた鈴木は外務省に対し、保有している高級ワインの本数や省内のセクハラ件数など膨大な数の質問主意書を提出し

一 二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌の記事に対する外務省の関与に関する質問主意書
二 朝日新聞社が発行する二〇〇七年四月十六日発売の「アエラ」誌に、編集部大鹿靖明というクレジットがある「佐藤優」という『異』と題する記事(以下、「本件記事」という。)が掲載されていることを外務省は承知しているか。
三 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省報道課が取材を受けたという事実があるか。
四 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省人事課が取材を受けたという事実があるか。
五 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から外務省大臣官房総務課が取材を受けたという事実があるか。
六 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省欧州局長が取材を受けたという事実があるか。
七 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から原田親仁前外務省ロシア課長が取材を受けたという事実があるか。
八 「本件記事」に関して、「アエラ」誌から竹内行夫外務省顧問が取材を受けたという事実があるか。
九 「本件記事」に、衆院議員に返り咲いた鈴木は外務省に対し、保有している高級ワインの本数や省内のセクハラ件数など膨大な数の質問主意書を提出し

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における
「スパイの元締め」ポストの存否に関する質問に対する答弁書

一について
外務省として、御指摘の記述があることは承知している。

二について
御指摘のポストの新設に当たって、外務省において決裁書が起案された。この決裁書の主管課は大臣官房人事課であり、起案日は平成十年八月十九日であるが、決裁終了日の記載はない。

三について
御指摘のポストは特定の個人のためのみに設けられたものではない。

四について
外務省において保管されている文書からは、お尋ねについて確認することはできなかつた。

五から七までについて
「スパイ活動」とは、一般に、相手や敵の様子を密かに探る活動を意味するものと承知している。外務省では、国際情勢等に関する情報の収集を行つてゐるが、主任分析官の業務を含めその内容等について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

八について
平成十九年四月二十三日現在、お尋ねの者はいない。

九について
外務省において御指摘のポストを廃止する決定を行つた事実はない。

平成十九年四月十九日提出
質問 第一九二号

元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

前回答弁書（内閣衆質一六六第一五八号）を踏まえ、追加質問する。

一 上月豊久氏が欧州局ロシア課長として勤務していた時期に、ロシア課員に対し、「丹波實大使は私にとって父親のようなものだ」という発言を頻繁に行つていたという事実がある。

二 「丹波實大使は私にとって父親のようなものだ」という発言が課長職にある職員として適切であると外務省は認識しているか。

三 過去に外務省ロシア課長が、元外務省職員が出版する著書の原稿を事前に読み、意見を伝えられた事例があるか。あるならば直近の事例二件を明らかにされたい。

四 「前回答弁書」において、「外務省として、御指摘の元外務審議官は国家公務員法第百条第一項の規定の趣旨も踏まえて御指摘の著作を出版したものと理解している」という答弁がなされたが、丹波實氏が「国家公務員法第百条第一項の規定の趣旨も踏まえて御指摘の著作を出版したこと」とする根拠を具体的に明らかにされたい。

内閣衆質一六六第一九二号
平成十九年四月二十七日

内閣總理大臣臨時代理 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣總理大臣 大臣 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕
内閣衆質一六六第一五八号を踏まえ、追加質問する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねについては、個人のプライバシーにかかる内容であることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

三について
お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月二十七日内閣衆質一六六第一二八号）においてお答えしたとおり、平成十五年、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使から外務省に対し、著作を出版するに当たつて相談があり、これに對して、在職中の事項に関する著作を出版するに当たつて留意すべき点について、上月豊久ロシア課長が説明を行つた事例がある。

四について
在職中の事項に関する著作を出版するに當たつて留意すべき点として、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項の規定について説明していたこともあり、外務省として、同元大使は同規定の趣旨を踏まえて御指摘の著作を出版したとの理解している。

五について
油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄することを加える。

六について
第二条第一項中「廃棄物の排出」の下に「油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄」を加える。

七について
第三条中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

八について
七の二 海底下廃棄 物を海底の下に廃棄すること（貯蔵することを含む。）をいう。

九について
第三条第十号中「油」の下に「有害液体物質」を

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日
内閣總理大臣 安倍 晋三

内閣總理大臣 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣總理大臣 大臣 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕
前回答弁書（内閣衆質一六六第一五八号）を踏まえ、追加質問する。

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねについては、個人のプライバシーにかかる内容であることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

三について
お尋ねについては、先の答弁書（平成十九年三月二十七日内閣衆質一六六第一二八号）においてお答えしたとおり、平成十五年、丹波元ロシア連邦駐箚特命全権大使から外務省に対し、著作を出版するに当たつて相談があり、これに對して、在職中の事項に関する著作を出版するに当たつて留意すべき点について、上月豊久ロシア課長が説明を行つた事例がある。

四について
在職中の事項に関する著作を出版するに當たつて留意すべき点として、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項の規定について説明していたこともあり、外務省として、同元大使は同規定の趣旨を踏まえて御指摘の著作を出版したとの理解している。

五について
油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄することを加える。

六について
第二条第一項中「廃棄物の排出」の下に「油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄」を加える。

七について
第三条中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。

八について
七の二 海底下廃棄 物を海底の下に廃棄すること（貯蔵することを含む。）をいう。

九について
第三条第十号中「油」の下に「有害液体物質」を

(号外) 報告

加え、「を排出する」を「の排出又は海底下廃棄をする」に改める。

第九条の六に次の二項を加える。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間

において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これら

の規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定

は、適用しない。

第十条第二項第七号中「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(以下「海洋投棄規制条約」という。)」を「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」に改める。

第十九条を第十八条の四とし、第十九条の二を第十八条の五とし、第十九条の二の二を第十八条の六とする。

第四章の四を第四章の五とする。

第十九条の二十六の見出し中「油、有害液体物質等及び廃棄物」を「油等」に改め、同項ただし書中「船舶において、」を「船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶において」に改

め、同条第五項第二号中「海洋投棄規制条約の規定のうち廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規定が効力を生じていない締約国を除く。以下同じ。」を削る。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制

(油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止)

第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物(以下この条、第十九条の二十六及び第五十五条第一項第六号において「油等」という。)の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採に伴い発生する油等の海底下廃棄であつて、海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

二 二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの(以下「特定二酸化炭素ガス」という。)の海底下廃棄であつて、

次条第一項の許可を受けてするもの

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可)

第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬ。

二 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申

請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画

三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視(次条第三号及び第十八条の十において単に「汚染状況の監視」という。)に関する計画

四 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めたときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の

海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること。

三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(改善命令等)

第十八条の十 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の八第一項の許可を受けた者以下「許可廃棄者」という。)に対し、期限を定めて当該海底下廃棄若しくは当該

汚染状況の監視につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該海底下廃棄の全部若しくは一

部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄が、当該許可に係る同条第二項第二号の実施計画(この計画について第十八条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画(この計画について第十一条において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

三 許可廃棄者の能力が前条第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認められるとき。

四 第十八条の八第一項の許可に係る実施計画及び汚染状況の監視の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであることを。

五 偽りその他不正の行為により第十八条の八第一項の許可又は次条において準用する第十一条の十第一項の許可を受けたとき。

六 第十八条の十二 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項、第十条の九及び第十条の十の規定は、第十八条の八第一

官 報 (号 外)

項の許可について準用する。この場合において、第十条の六第三項中「前項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、「当該廃棄物の海洋投入処分」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、同条第五項中「廃棄物の排出」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、第十条の九第一項中「同条第二項第四号」とあるのは「第十八条の八第二項第三号」と、「廃棄物の排出海域の」であるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する」と、第十条の十第一項中「同条第二項第二号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と、「第十条の八第二項及び第十八条の八」とあるのは「第十二条」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と、「第十条の八第二項及び第十八条の九」と、同条第四項中「同条第二項第一号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と読み替えるものとする。

(合併及び分割)

第十八条の十三 許可廃棄者である法人の合併の場合(許可廃棄者である法人と許可廃棄者でない法人が合併する場合において、許可廃棄者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について環境大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可廃棄者の地位を承継する。

2 第十条の七及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号

中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、第十八条の九第三号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継する法人」とあるのは「第十八条の八第二項」と、同条第五項中「廃棄物の排出」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、第十条の九第一項中「同条第二項第四号」とあるのは「第十八条の八第二項第三号」と、「廃棄物の排出海域の」であるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する」と、第十条の十第一項中「同条第二項第二号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と、「第十条の八第二項及び第十八条の八」とあるのは「第十二条」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と、「第十条の八第二項及び第十八条の九」と、同条第四項中「同条第二項第一号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と読み替えるものとする。

2 第十八条の十四 許可廃棄者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る海底下廃棄の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が当該許可に係る海底下廃棄の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合は、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までに、被相続人に對してした第十八条の八第一項の許可は、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第十条の七(第三号に係る部分を除く。)及び第十八条の九(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

3 第十九条 環境大臣は、指定海域の台帳(以下この条において「指定海域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定海域台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、指定海域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(指定海域台帳)

3 第十九条 環境大臣は、指定海域の台帳(以下この条において「指定海域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定海域台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、指定海域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(変更命令)

3 第十九条の二 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所、

施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄に必要な行為

二 第十八条の十の規定による命令に基づく改善措置として行う行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

四 指定海域が指定された際既に着手していた行為

五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

3 指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ぜることができる。

第四十八条第二項中「第十八条の二第一項」の下

官 報 (号 外)

に「第十八条の八第一項」を、「海洋投入処分」の下に「特定二酸化炭素ガスの海底廃棄」を加え、同条第三項中「廃棄物の排出」の下に「海底下廃棄」を加え、同条第六項中「第十八条の二第一項」の下に「第十八条の八第一項」を加える。

第五十一条中「放出の防止」の下に、「特定二酸化炭素ガスの処分」を加える。

第五十五条第一項第四号中「第十八条の二第三

第一項の下に「第十八条の十二」を、「第十八条の二

同項中第十二号を第十四号とし、第六号から第十

二号を加える。
一號までを二号すこ繰り下け
第五号の次に次の

六 第十八条の七の規定に違反して、油等の海
底下殘棄をして者

七 第十八条の十の規定による命令に違反した
底下廻葉をした者

第五十六条中第八号を第九号とし、第三号から
者

第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次

三 第十九条の二第四項の規定による命令に違
の一号を加える。

反した者

「第十八条の五第一項」に改め、同条第四号中「第
五十七條第二号中「第十九條の二第一項」を

十八条の二第三項」の下に「第十八条の十二」を加え、同条中第十五号を第十六号ヒヘ、第六号か

ら第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次

六 第十九條の二第一項の規定による届出をせに次の一号を加える。

す、又は虚偽の届出をした者

第五十九条第二号中「第十九条第二項」を「第十八条の四第一項」に、「第十九条の二の二」を「第十八条の六」に改め、同条第三号中「第十九条第二項」を「第十八条の四第二項」に改める。

第六十条中第二号を第三号とし、第一号の次に
次の二号を加える。

二 第十九条の二第二項又は第三項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十一条中「第十八条の二第三項」の下に
「第十八条の十二」を加える。

（施行期日）
附 則

第一条 この法律は、千九百七十二条の廃棄物そ
の他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する
条約の千九百九十六年の議定書が日本国につい
て効力を生ずる日から施行する。ただし、第三
条第十号の改正規定(「油」の下に「有害液体物
質」を加える部分に限る。)並びに第九条の六及
び第十九条の二十六第一項ただし書の改正規定
並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行
する。

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る経過
措置）

第二条 この法律の施行の際現に特定二酸化炭素
ガスの海底下廃棄をしている者は、この法律の
施行の日から起算して六月間(当該期間内にこ
の法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害
の防止に関する法律(以下「新法」という。)第十
八条の八第一項の許可の申請について不許可の
処分があつたときは、当該処分のあつた日まで
の間)は、新法第十八条の七及び第十八条の八
第一項の規定にかかわらず、引き続き当該海底
下廃棄をすることができる。その者がその期間
内に同項の許可の申請をした場合において、そ
の期間を経過したときは、その申請について許
可又は不許可の処分があるまでの間も、同様と
する。

2 前項の規定により引き続き特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする場合においては、その者を新法第十八条の八第一項の許可を受けた者とみなして、新法第十八条の十、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九並びに新法第四十八条第二項及び第六項の規定(「これらの規定に係る罰則を含む。」)を適用する。この場合において、新法第十八条の十中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは、「海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方方法が、環境省令で定める基準に適合せず、又は当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認める」と、新法第十八条の十二において読み替えて準用する新法第十条の九第一項中「環境省令で定めるところにより、当該許可に係る第十八条の八第二項第三号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」であるのは「環境省令で定める基準」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第一項の違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過しの場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第五十七条の改正規定中「同条第十一号」を「同条第十二号」に改める。
附則第一条第三号中「第五十七条第十一号」を「第五十七条第十二号」に改める。

理由

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の実施等に伴い、油、有害液体物質等及び廃棄物を海底の下に廃棄することを禁止するとともに、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一　議案の目的及び要旨
　　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の実施等に伴い、油、有害液体物質等及び廃棄物を海底の下に廃棄することを原則として禁止するとともに、有効な地球温暖化対策の一つとなり得る技術である特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

官報(号外)

- 1 何人も、環境大臣の許可を受けてする特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等を除き、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄をしてはならないこととすること。
- 2 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならぬこととすること。
- 3 環境大臣は、海底下廃棄をする海域及び海底廃棄の方法が、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること等の条件に適合していると認めるときでなければ、当該特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄を許可してはならないこととすること。
- 4 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可を受けた者は、当該海底下廃棄をした海域の汚染状況の監視を行い、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととする。
- 5 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域において海底及びその下の形質の変更を行おうとする者は、原則として、その施行方法等を環境大臣に届け出なければならないこととすること。
- 6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係り、報告を求め、立入検査を行うこととすること。
- 7 この法律は、一部の規定を除き、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

- 二 議案の可決理由
- 本案は、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の実施等に伴う措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。
- 平成十九年四月二十七日
- 衆議院議長 河野 洋平殿
- 〔別紙〕
- 環境委員長 西野あきら
- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。
- 一 二酸化炭素の回収・貯留技術の活用による貯留量を排出削減量に算入する場合は、それを踏まえた適切な削減目標を設定するよう努力すること。貯留を削減量に含めての削減目標は、中長期的に世界全体では排出量を半減する必要があることを踏まえて適切に設定するよう努力すること。
- 二 地球温暖化や海洋表層の酸性化等の環境への影響を防止する観点から、二酸化炭素の回収・貯留技術の活用のみならず、省エネエネルギーの一段階の推進、再生可能エネルギーの加速度的な導入、その他都市構造の見直し等による社会経済構造の変革を強力に推進すること。
- 三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に当たっては、二酸化炭素の回収・貯留技術に関すること。

- 五 二酸化炭素の回収・貯留技術に関する国際的な議論の場にも積極的に参加し、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る監視及び生態影響評価に関する知見を精力的に収集・分析すること。また、当該技術の地球温暖化対策としての位置付けも含め、ポスト京都議定書の温室効果ガスの削減量に算入できるよう国際的に呼びかけること。
- 六 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の適切な方法による実施を確保するため、予算措置を含む適切な措置を講ずることにより、モニタリングや海洋環境影響評価を含め、二酸化炭素の回収・貯留及び安全性確保についての技術開発及び調査研究を推進すること。
- 七 二酸化炭素の回収・貯留の本格的な実施に際しては、二酸化炭素の回収・貯留の技術研究及び低コスト化への支援策に努めること。
- 八 海洋環境保全の重要性にかんがみ、二酸化炭素以外の廃棄物の海洋投入処分については、可能な限りその量を削減し、陸上廃分への移行を進めること。また、廃棄物の海洋への不法投棄対策、漂流・漂着ゴミ対策等、海洋環境の保全のための取組について、関係省庁が密接に連携し一丸となつて推進すること。

- 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 右国会に提出する。
- 平成十九年一月二十七日
- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 理由
- この条約は、武力紛争の際の文化財保護のため、平時及び武力紛争の際に措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 右国会に提出する。
- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 理由
- この条約は、武力紛争の際の文化財保護のため、平時及び武力紛争の際に措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。
- 締約国は、
- 文化財が近年の武力紛争において重大な損傷を受けてきたこと及び戦闘技術の発達により文化財が増大する破壊の危険にさらされていることを認識し、
- 各人民が世界の文化にそれぞれ寄与していることから、いずれの人民に属する文化財に対する損傷も全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信し、

文化遺産の保存が世界のすべての人民にとつて極めて重要であること及び文化遺産が国際的な保護を受けることが重要であることを考慮し、

千八百九十九年のハーヴィング条約、千九百七年のハーヴィング条約及び千九百三十五年四月十五日のワシントン条約に定める武力紛争の際の文化財の保護に関する諸原則に従い、

このような保護は、そのための国内的及び国際的な措置が平時においてとられない限り、効果的に行われ得ないことを認め、

文化財を保護するためにあらゆる可能な措置をとることを決意して、

次とおり協定した。

第一章 保護に関する一般規定

(a) 各国民にとってその文化遺産として極めて有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

(b) 建築学上、芸術上又は歴史上の記念工作物(宗教的なものであるか否かを問わない)。

(c) 芸術品

この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所持のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

地区(以下「記念工作物集中地区」という。)

第二条 文化財の保護

この条約の適用上、文化財の保護は、文化財の保全及び尊重から成る。

第三条 文化財の保全

締約国は、適当と認める措置をとることにより、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全することにつき、平時ににおいて準備することを約束する。

第四条 文化財の尊重

1 締約国は、自国及び他の締約国(領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備)を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する。

2 1に定める尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。

3 締約国は、いかなる方法により文化財を盗取し、略奪し、又は横領することも、また、いかなる行為により文化財を損壊することも禁止し、防止し、及び必要な場合には停止させることを約束する。締約国は、他の締約国(領域内に所在する文化財を収容するための避難施設

(a) 及び(b)に規定する文化財が多数所在する

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が前条に定める保全の措置を実施しなかつたことを理由として、当該他の締約国についてこの条の規定に従つて自國が負う義務を免れることはできない。

第五条 占領

1 他の締約国(領域の全部又は一部を占領しているいざれの締約国も、被占領国(領域内に所在する文化財の保全及び保存に係る権限のある当局)により損傷を受けたものを保存するための措置をとることが必要である場合において、被占領国(領域の権限のある当局が当該措置をとることができないときは、占領国は、できる限り、かつ、当該当局と緊密に協力して、最も必要とされる保存のための措置をとる。

2 いざれの締約国も、その政府が抵抗運動団体の構成員により正當な政府であると認められる場合において、可能なときは、文化財の尊重に関するこの条約の規定を遵守する義務について当該抵抗運動団体の構成員の注意を喚起する。

3 第六条 文化財の識別のための表示

第十六条の規定に従い、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付すことができない。

第六条 文化財の識別のための表示

1 締約国は、平時において軍事上の規則又は命令にこの条約の遵守を確保するための規定を含めることと並びに自國の軍隊の構成員についてす

に所在する動産の文化財の微発を差し控える。

4 締約国は、復仇の手段として行われる文化財に対するいかなる行為も差し控える。

5 締約国は、他の締約国が前条に定める保全の措置を実施しなかつたことを理由として、当該他の締約国についてこの条の規定に従つて自國が負う義務を免れることはできない。

第二章 特別の保護

第八条 特別の保護の付与

1 武力紛争の際に動産の文化財を収容するための限定された数の避難施設、限定された数の記念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財は、これらの避難施設等が次の(a)及び(b)の条件を満たす場合に限り、特別の保護の下に置くことができる。

(a) 大規模な工業の中心地又は攻撃を受けやすい地点となつている重要な軍事目標(飛行場、放送局、國家の防衛上の業務に使用される施設、比較的重要な港湾又は鉄道停車場、幹線道路等)から十分な距離を置いて所在する。

(b) 軍事的目的のために利用されていないこと。

2 動産の文化財のための避難施設は、いかなる状況においても爆弾による損傷を受けることがないように建造されている場合には、その所在地のいかんを問わず、特別の保護の下に置くことができる。

3 記念工作物集中地区は、軍事上の要員又は資材の移動のために利用されている場合(通過の場合を含む)には、軍事的目的のために利用されているものとみなす。軍事行動、軍事上の要

べての人民の文化及び文化財に対する尊重の精神を育成することを約束する。

2	一個のみで用いる特殊標章は、次のものを識別する手段としてのみ使用することができる。
(a)	特別の保護の下に置かれていない文化財
(b)	この条約の施行規則に従つて管理の任務について責任を有する者
(c)	文化財の保護に従事する要員
(d)	この条約の施行規則に定める身分証明書
3	武力紛争の間、特殊標章の使用は、1及び2の場合を除くほか、いかなる場合においても禁止するものとし、特殊標章に類似する標識の使用は、その目的のいかんを問わず禁止する。
4	特殊標章は、締約国の権限のある当局が正当に日付を記入し、かつ、署名した許可書が同時に表示されない限り、いかなる不動産の文化財にも付することができない。

1	この条約は、平時に効力を有する規定を除くほか、二以上の締約国との間に生ずる宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。
2	この条約は、また、締約国領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。
3	紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によつて引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国
1	締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。
2	紛争当事者は、特別の合意により、この条約の他の規定の全部又は一部を実施するよう努める。
3	国際連合教育科学文化機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。
4	1から3までの規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

1	この条約及びその施行規則は、紛争当事国の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。
2	この条約を適用するための手続は、この条約の不可分の一部を成す施行規則に定める。
3	第二十一条 利益保護国
1	この条約及びその施行規則は、紛争当事国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。
2	第二十二条 調停手続

1	利益保護国は、文化財の保護のために有益と認められるすべての場合、特に、この条約又はその施行規則の適用又は解釈に関して紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文
2	このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国をあつせんを行ふ。
3	このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国をあつせんを行ふ。
1	締約国は、別個に規定を設けることを適切と認めるすべての事項について、特別の協定を締結することができる。
2	この条約が文化財及びその保護に従事する要員に与える保護の程度を弱めることとなる特別の協定は、締結することができない。
3	この会合は、また、締約国の過半数が代表を出席させている場合には、第三十九条の規定に従い、この条約又はその施行規則の改正を行うことができる。
1	締約国は、平時に武力紛争の際に同様に、自國において、できる限り広い範囲においてこの条約及びその施行規則の本文の周知を図ることを約束する。特に、締約国は、この条約の原則をすべての住民、特に軍隊及び文化財の保護に從事する要員に周知させるため、軍事教育及び可能な場合には非軍事教育の課目に、この条約についての学習を取り入れることを約束する。
2	締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自國の

通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

最終規定

第二十九条 用語

1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

2 國際連合教育科学文化機関は、同機関の総会のその他の公用語によるこの条約の訳文を作成するための措置をとる。

第三十条 署名

この条約は、千九百五十四年五月十四日の日付を有するものとし、千九百五十四年四月二十一日から五月十四日までハーグで開催された會議に招請されたすべての国による署名のために千九百五十四年十二月三十日まで開放しておく。

第三十一条 批准

1 この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

2 批准書は、國際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第三十二条 加入

この条約は、その効力発生の日から、第三十条に規定する国であつてこの条約に署名していないものの及び國際連合教育科学文化機関の執行委員会によりこの条約に加入するよう招請される他のすべての国による加入のために開放しておぐ。加入は、同機関事務局長に加入書を寄託することによつて行う。

第三十三条 効力発生

1 この条約は、五の国の批准書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、その後は、各締約国について、その批准書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

3 第十八条又は第十九条に規定する事態において、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、國際連合教育科学文化機関事務局長は、第三十八条に規定する通報を最も速やかな方法で送付する。

第三十四条 効果的な適用

1 この条約の効力発生の日にこの条約の締約国である国は、当該効力発生の日の後六箇月以内に、この条約の効果的な適用を確保するため必要なすべての措置をとる。

2 1に規定する期間は、この条約の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国について、批准書又は加入書の寄託の日の後六箇月とする。

第三十五条 条約の適用地域

いづれの締約国も、批准若しくは加入の際に又はその後いつでも、國際連合教育科学文化機関事務局長にあてた通告により、自國が國際関係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用することを宣言することができる。

告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。

第三十六条 従前の条約との関係

この条約は、その効力発生の日から、第三十条に規定する国であつてこの条約に署名していないものの及び國際連合教育科学文化機関の執行委員会によりこの条約に加入するよう招請される他のすべての国による加入のために開放しておぐ。加入は、同機関事務局長に加入書を寄託することによつて行う。

1 千八百九十九年七月二十九日又は千九百七年十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するハーベグ条約(第四ハーベグ条約)及び千九百七年十月十

八日の戦時海軍力をもつてする砲撃に関するハーベグ条約(第九ハーベグ条約)によつて拘束される国であつてこの条約の締約国であるもの間の関係においては、この条約は、第九ハーベグ条

約及び第四ハーベグ条約に附属する規則を補足するものとし、この条約及びその施行規則において特殊標章を使用することが定められている場合については、第十六条に規定する標章をもつて第九ハーベグ条約第五条に規定する標章に代えられる。

2 千九百三十五年四月十五日の芸術上及び科学上の施設並びに歴史上の記念工作物の保護に関するワシントン条約(レーリッヒ条約)によつて拘束される国であつてこの条約の締約国であるもの間の関係においては、この条約は、レーリッヒ条約を補足するものとし、この条約及びその施行規則において特殊標章を使用することが定められている場合については、第十六条に規定する標章をもつてレーリッヒ条約第三条に規定する識別旗に代える。

3 批准により受領した回答をすべての締約国に送付する。

第三十七条 廃棄

1 締約国は、自國について、又は自國が國際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、國際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廢棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廢棄を行つ締約国がこの期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれてゐる場合には、廢棄は、敵対行為の終了の時又は文化財の返還に関する業務が完了する時のいずれか遅い時まで効力を生じない。

第三十八条 通報

1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、第三十条及び第三十二条に規定する国並びに国際連合に對し、第三十一条、第三十二条及び次条に規定するすべての批准書、加入書及び受諾書の寄託並び

に第三十五条、前条及び次条に規定する通告及び廃棄を通報する。

第三十九条 条約及び施行規則の改正

1 いづれの締約国も、この条約又はその施行規則の改正を提案することができる。改正案は、国際連合教育科学文化機関事務局長に通報するものとし、同事務局長は、これを締約国に送付し、かつ、次のいづれかのことを表明する回答を四箇月以内に行つよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を招集することを希望すること。

(b) 会議を開催することなく改正案を採択することに賛成すること。

(c) 会議を開催することなく改正案を拒否することに賛成すること。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、1の規定により受領した回答をすべての締約国に送付する。

3 所定の期間内に国際連合教育科学文化機関事務局長に対し自國の意見を表明したすべての締約国が、1(b)の規定に従い、会議を開催することなく改正案を採択することに賛成することを同事務局長に通告する場合には、同事務局長は、前条の規定に従い、すべての締約国による採択の決定を通報する。改正は、この通報の日から九十日の期間が満了した時にすべての締約国について効力を生ずる。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長は、三分の一を超える締約国から要請があつたときは、改正案を審議するための締約国会議を招集する。

5 4の規定に基づいて取り扱われるこの条約又はその施行規則の改正は、締約国会議に代表を

出席させた締約国が全会一致で採択し、かつ、各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ずる。
6 4及び5に規定する締約国会議で採択されたこの条約又はその施行規則の改正の締約国による受諾は、正式の文書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託することによって行う。
7 この条約又はその施行規則の改正が効力を生じた後は、改正された条約又は施行規則のみを批准又は加入のために開放しておく。
第四十条 登録
この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により、国際連合憲章第二百二十二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百五十四年五月十四日にハーグで、本書一通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第三十条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の施行規則

の名簿は、同事務局長の発意により、締約国が行う要請に基づき定期的に改定する。
第二条 管理のための機関
いずれかの締約国が、条約第十八条の規定の適用を受ける武力紛争に巻き込まれたときは、
(a) 当該締約国は、自国の領域内に所在する文化財についての代表者一人を直ちに任命するものとし、他の国の領域を占領している場合には、その占領している領域内に所在する文
化財についての特別の代表者一人を直ちに任命する。
(b) 当該締約国と紛争状態にあるいずれかの国に代わって行動する利益保護国は、次条の規定に従い、当該締約国に派遣する代表を直ちに任命する。
(c) 一人の文化財管理官が、第四条の規定に従い、当該締約国のために直ちに任命される。
第三条 利益保護国代表の任命
利益保護国は、自国外の外交職員若しくは領事職員の中から又は派遣先の国の承認を得てその他の者の中から、その代表を任命する。
第四条 文化財管理官の任命
1 文化財管理官は、当該文化財管理官の派遣先の国及びこれと敵対する紛争当事国に代わって行動する利益保護国合意により、第一条に規定する国に送付する。
2 1に規定する国は、文化財管理官の選定に関する討議の開始の日から三週間以内に合意に達することができなかつた場合には、国際司法裁判所長に対し文化財管理官を任命するよう要請するものとし、当該文化財管理官は、自己の派遣先の国がその任命を承認するまでは、任務を開始してはならない。

利益保護国代表は、この条約に違反する行為に留意し、自己の派遣先の国の承認を得てそのような違反行為が行われた事情について調査し、当該違反行為の中止を確保するために現地で申入れを行い、及び必要な場合には当該違反行為について文化財管理官に通報する。利益保護国代表は、その活動を文化財管理官に常時通報する。
第六条 文化財管理官の任務
1 文化財管理官は、自己の派遣先の国の代表者及び関係する利益保護国代表と協力して、この条約の適用に関して付託されるすべての事項を取り扱う。
2 文化財管理官は、この施行規則に定める場合において、決定及び任命を行う権限を有する。
3 文化財管理官は、自己の派遣先の国の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

文化財管理官、利益保護国代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、1に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦されを負う。
第八条 管理の任務の遂行
文化財管理官、利益保護国代表、査察員及び専門家は、いかなる場合にも、その権限を超えてはならない。特に、これらの者は、自己の派遣先の締約国が安全上の必要を考慮するものとし、また、あらゆる場合において、当該締約国が通報する軍事的状況の要請するところに従つて行動する。
第九条 利益保護国代理
紛争当事国が利益保護国活動による利益を受けない場合又は当該利益を受けなくなつた場合は、中立国は、第四条に定める手続に従つて行われる文化財管理官の任命に関する利益保護国任務を遂行するよう要請されることがある。このようにして任命された文化財管理官は、必要な場合には、この施行規則に定める利益保護国代表の任務を査察員に委託する。

文化財管理官、査察員及び専門家の報酬並びにこれらの者に係る費用については、これらの者の派遣先の国が負担する。利益保護国代表の報酬及び当該代表に係る費用については、利益保護国と当該利益保護国が利益を保護する国との間で合意するところによる。
--

第二章 特別の保護

第十一条 臨時の避難施設

1 いすれの締約国も、武力紛争の間において、予見されなかつた事情のため臨時の避難施設を設置することとなり、かつ、当該臨時の避難施設を特別の保護の下に置くことを希望する場合には、その旨を自國に派遣された文化財管理官に直ちに通報する。

2 文化財管理官は、予見されなかつた事情及び臨時の避難施設に収容される文化財の重要性によりこのような措置が正当化されると認める場合には、条約第十六条に規定する特殊標章を当該臨時の避難施設に表示することを締約国に認めることができる。文化財管理官は、そのような決定を関係する利益保護国の代表に遅滞なく通報するものとし、当該代表は、特殊標章を直ちに撤去することを三十日の期間内に命ずることができる。

3 文化財管理官は、臨時の避難施設が条約第八条に定める条件を満たしていると認める場合において、関係する利益保護国の代表が同意を表明したときは直ちに、又は当該代表のいすれも反対することなく2に規定する三十日の期間が満了したときは、当該臨時の避難施設を特別の保護の下にある文化財の国際登録簿に登録するよう国際連合教育科学文化機関事務局長に要請する。

第十二条 特別の保護の下にある文化財

1 「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」

1 「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」という。を作成する。
2 國際連合教育科学文化機関事務局長は、国際登録簿を維持する。同事務局長は、その写しを

国際連合事務総長及び締約国に送付する。
3 國際登録簿は、締約国の国名ごとに区分する。それぞれの区分は、「避難施設」、「記念工作物集中地区」及び「その他の不動産の文化財」の表題を付した三つの段落に細分する。国際連合教育科学文化機関事務局長は、それぞれの区分に含まれるべき内容について詳細を定める。

第十三条 登録の申請

1 いすれの締約国も、国際連合教育科学文化機関事務局長に対し、自國の領域内に所在する特定の避難施設、記念工作物集中地区又はその他

の不動産の文化財を国際登録簿に登録するための申請書を提出することができる。この申請書は、これらの文化財の所在地に関する記述を含むものとし、当該文化財が条約第八条の規定に合致するものであることを証明する。

2 占領が行われる場合には、占領国が1の申請を行なうことができる。

3 国際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、登録の申請書の写しを各締約国に送付する。

第十四条 異議

1 いすれの締約国も、国際連合教育科学文化機

関事務局長にあてた書簡により、国際登録簿への登録が行なわれる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

2 1の異議には、その理由を明示するものとし、次の(a)又は(b)のいすれかに限り、正当な理由と認められる。

(a) その財産が文化財でないこと。

(b) その財産が条約第八条に定める条件を満たす。

第十五条 登録

1 國際連合教育科学文化機関事務局長は、前条に規定する期間内に異議を受領しなかつた場合には、登録の申請が行なわれた文化財について、一連の番号を各物件に付して国際登録簿に登録されるようにならなければならない。

2 異議が申し立てられた場合には、前条5の規定の適用を妨げることなく、国際連合教育科学

していないこと。

3 國際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、異議の書簡の写しを締約国に送付する。

同事務局長は、必要な場合には、記念工作物、芸術的・歴史的遺跡及び考古学上の発掘に関する国際委員会、及び適当と認める場合には、能

力を有する他の団体又は個人の助言を求める。

国際連合教育科学文化機関事務局長又は登録の申請を行なった締約国は、異議を申し立てた締約国に對し、その異議を撤回させるため、必要と認める申入れを行うことができる。

4 平時において登録の申請を行なった締約国がその登録が行われる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

5 平時において登録の申請を行なった締約国がその登録が行われる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

6 國際連合教育科学文化機関事務局長が、異議の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回した旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行なった締約国は、7に定める手続に従つて仲裁を要請することができる。この書簡は、同事務局長が登録の申請書の写しを送付した日から四箇月以内に同事務局長により受領されなければならない。

7 仲裁の要請は、国際連合教育科学文化機関事務局長が異議の書簡を受領した日の後一年を経過した後は、行つてはならない。双方の紛争当事国は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。一の登録の申請に対し二以上の異議が申し立てられた場合には、異議を申し立てた締約国は、合意により、一人の仲裁人を任命する。これらの仲裁人は、第一条に規定する国際的な名

簿から裁判長となる仲裁人を選定する。当該二人の仲裁人が裁判長となる仲裁人の選定について合意することができないときは、裁判長となる仲裁人の任命を国際司法裁判所長に要請するものとし、この場合には、裁判長となる仲裁人は必ずしも当該国際的な名簿から選定されることを要しない。このようにして構成された仲裁裁判所は、当該仲裁裁判所の手続を自ら定め

る。当該仲裁裁判所が行なう決定については、異議を申し立てることができない。

3 國際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、異議の書簡の写しを締約国に送付する。

同事務局長は、必要な場合には、記念工作物、芸術的・歴史的遺跡及び考古学上の発掘に関する国際委員会、及び適当と認める場合には、能

力を有する他の団体又は個人の助言を求める。

国際連合教育科学文化機関事務局長又は登録の申請を行なった締約国は、異議を申し立てた締約国に對し、その異議を撤回させるため、必要と認める申入れを行うことができる。

4 平時において登録の申請を行なった締約国がその登録が行われる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

5 平時において登録の申請を行なった締約国がその登録が行われる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

6 國際連合教育科学文化機関事務局長が、異議の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回した旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行なった締約国は、7に定める手続に従つて仲裁を要請することができる。この書簡は、同事務局長が登録の申請書の写しを送付した日から四箇月以内に同事務局長により受領されなければならない。

7 仲裁の要請は、国際連合教育科学文化機関事務局長が異議の書簡を受領した日の後一年を経過した後は、行つてはならない。双方の紛争当事国は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。一の登録の申請に対し二以上の異議が申し立てられた場合には、異議を申し立てた締約国は、合意により、一人の仲裁人を任命する。これらの仲裁人は、第一条に規定する国際的な名

3 第十一条の規定を適用する場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、文化財を国際登録簿に登録する。
4 第十一条の規定を適用する場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、文化財を国際登録簿への各登録に係る認証謄本を、国際連合事務総長、締約国並びに登録を申請している国の要請がある場合には条約第三十条及び第三十一条に規定する他のすべての国に遅滞なく送付する。登録は、当該認証謄本の発送の後三十日で効力を生ずる。
第十六条 取消し
1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、次いずれかの場合には、いかなる文化財の登録も取り消されるようしなければならない。

(a) 当該文化財が領域内に所在する締約国の要請がある場合
(b) 登録を申請した締約国が条約を廃棄し、かつ、その廃棄が効力を生じた場合
(c) 第十四条に定める手続により異議が承認されたとき。
同条7又は8に定める手続により異議が承認されたとき。

1 条約第十二条に規定する要請は、文化財管理官に対して行う。要請書には、要請の基礎となる理由を記載し、並びに移動する物件の概数及び重要性、要請の時点における当該物件の所在地及び当該時点において予定されている移動先、使用する輸送手段、移動の経路、移動の予定日その他の関連情報を明記する。
2 文化財管理官は、適切と認める意見を聴取し、関係する利益保護国の代表と協議する。文化財管理官は、この協議の後、関係する紛争当事国に対し、当該移動について通報(すべての有用な情報を含むもの)を行う。
3 文化財管理官は、要請書に記載された文化財のみが移動されること及び当該文化財の輸送が承認された方法によって行われ、かつ、特殊標章を表示していることを確認する一人又は二人以上の査察員を任命する。査察員は、目的地まで当該文化財に同行する。
第十九条 占領地域

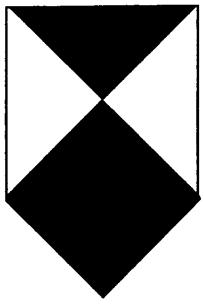
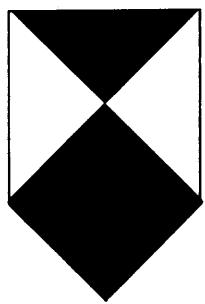
他の締約国が文化財を当該領域内の他の場所にある避難施設に移動する場合には、第十七条に定める手続に従うことできないときであっても、その移動は、条約第四条に規定する横領には該当しないものとする。ただし、文化財管理官が、通常の管理者と協議した後、当該移動が諸事情により必要とされていることを書面で証明することを条件とする。
第二十条 標章の取付け
1 特殊標章の配置及び特殊標章の視認性の程度は、締約国の権限のある当局の裁量にゆだねられる。特殊標章は、旗又は腕章に表示することができる、また、物件上に描き、又は他の適切な形態で表示することができる。
2 もつとも、特殊標章は、武力紛争に際して

3 締約国は、この施行規則に例として附属するひな型に倣つて、自國の身分証明書の様式を作成する。締約国は、自國が使用する様式の見本を相互に送付する。身分証明書は、可能な場合には、少なくとも二通作成するものとし、そのうちの一通は、これを発行した国が保管する。
4 1に規定する者は、正当な理由なくして、身分証明書を奪われず、また、腕章を着用する権利をはぐ奪されない。
は、条約第十二条及び第十三条に定める場合は、一層完全な表示を行うことを妨げることなく、昼間において上空及び地上から明確に視認することができるよう輸送車両の上に配置する。特殊標章は、次の条件を満たすものとし、地上から視認することができるものでなければならぬ。
(a) 特別の保護の下にある記念工作物集中地区については、その外縁を明確に示すために十分な一定の間隔で配置すること。

平成十九年五月八日

衆議院会議録第二十七号 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

表面



身分証明書

文化財の保護に従事する要員用

姓 _____

名 _____

生年月日 _____

組織上の名称又は階級 _____

職務 _____

上記の者は、千九百五十四年五月十四日の武力紛争の

際の文化財の保護に関するハーグ条約の規定に基づき、

この証明書を所持する。

発行年月日

証明書番号

官 報 (号 外)

平成十九年五月八日

衆議院会議録第一七七号 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

裏面

所持者の
写真

所持者の署名若し
くは指紋又はその
双方

この証明書を
発給する当局
の浮出印

身長

眼の色

頭髪の色

その他の特徴

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

ることを防止することを約束すること。

2 締約国は、占領地域から直接又は間接に自國の領域内に輸入される文化財を管理することを約束すること。

3 締約国は、自國の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束すること。

4 自國が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負つていた締約国は、3の規定に従つて返還されなければならぬ文化財の善意の所持者に対して補償を行うこと。

なお、我が国は本議定書の締結に際し、本議定書において定める文化財の返還の義務について、一定の措置をとることに加え、我が国に輸入され、かつ、善意の所持者が管理する当該文化財については、民法の規定により、盜難又は遺失の時より二年間は、被害者等がそのものの回復を請求することができることとなる。ただし、当該二年間を経過したものについては、国が所有するものを除き、返還義務を履行することができない事態が生ずる可能性が排除されないため、我が国として返還義務の規定について留保を付することとする。

本議定書は昭和三十一年八月七日に効力を生じており、我が国については批准書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託の後三箇月で

効力を生ずることになつていている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 山口 泰明

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護について改善し、及び特に指定された文化財の保護について強化された体制を確立する必要があることを認め、

「条約」とは、千九百五十四条五月十四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約をいう。

(a) 「締約国」とは、この議定書の締約国をいう。

(b) 「文化財」とは、条約第一条に定義する文化財をいう。

(c) 「条約」とは、千九百五十四条五月十四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約をいう。

(d) 「条約締約国」とは、条約の締約国をいう。

(e) 「強化された保護」とは、第十条及び第十一條に定める強化された保護の制度をいう。

(f) 「軍事目標」とは、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつて、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この議定書は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約を補足するものであり、武力紛争の行為の犯罪化、裁判権の設定等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由

この議定書は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約を補足するものであり、武力紛争の行為の犯罪化、裁判権の設定等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

次のとおり協定した。

第一章 序

この議定書の適用上、

(a) 「締約国」とは、この議定書の締約国をい

う。

(b) 「文化財」とは、条約第一条に定義する文化

財をいう。

(c) 「条約」とは、千九百五十四条五月十四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約をいう。

(d) 「条約締約国」とは、条約の締約国をいう。

(e) 「強化された保護」とは、第十条及び第十一

條に定める強化された保護の制度をいう。

(f) 「軍事目標」とは、その性質、位置、用途又

は使用が軍事活動に効果的に資する物であつ

て、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は

無効化がその時点における状況において明確

な軍事的利益をもたらすものをいう。

適当な手続を定めることにより、同条約の締約国に對し、武力紛争の際の文化財の保護に一層密接に関与するための手段を提供することを希望し、

武力紛争の際の文化財の保護について規律する規則が国際法の発展を反映すべきであることを考

慮し、

この議定書により規律されない問題について

は、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、

第一次とおり協定した。

<p>(g) 「不法な」とは、強制的な手段又はその他の手段により、被占領国の国内法又は国際法の適用可能な規則に違反することをいう。</p> <p>(h) 「一覧表」とは、第二十七条1(b)の規定に従つて作成される強化された保護の下にある文化財の国際的な一覧表をいう。</p>	
<p>(i) 「事務局長」とは、国際連合教育科学文化機関事務局長をいう。</p> <p>(j) 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。</p> <p>(k) 「第一議定書」とは、千九百五十四年五月十四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書をいう。</p>	
<p>この議定書は、締約国間の関係において、条約を補足する。</p> <p>第三条 適用範囲</p> <p>1 この議定書は、平時に適用する規定を除くほか、条約第十八条1及び2並びにこの議定書の第二十二条1に規定する事態について適用する。</p> <p>2 紛争当事国の一がこの議定書によつて拘束されない場合にも、締約国は、その相互の関係においては、この議定書によつて引き続き拘束される。さらに、締約国は、この議定書によつて拘束されない紛争当事国がこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する限り、当該紛争当事国との関係においても、この議定書によつて拘束される。</p>	<p>第四条 第三章の規定と条約及びこの議定書の他の規定との関係</p> <p>第三章の規定の適用は、次の(a)及び(b)の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>(a) 条約第一章の規定及びこの議定書の第二章の規定</p> <p>(b) 条約第一章の規定。ただし、この議定書の締約国間又はこの議定書の締約国と前条2の規定に従つてこの議定書を受諾し、かつ、適用する国との間においては、文化財に特別の保護及び強化された保護の双方が与えられる場合には、強化された保護に関する規定のみを適用する。</p> <p>第二条 条約との関係</p> <p>この議定書は、締約国間の関係において、条約第五条 文化財の保全</p> <p>条約第三条の規定に従い武力紛争による予見可能な影響から文化財を保全するために平時にとする準備措置には、適当な場合には、目録の作成、火災又は構造的崩壊から保護するための緊急措置の立案、動産の文化財を移動するため又は当該動産の文化財に対しその所在地において適当な保護を与えるための準備及び文化財の保全について責任を有する権限のある当局の指定を含める。</p> <p>第六条 文化財の尊重</p> <p>条約第四条の規定に従い文化財の尊重を確保することを目的として、</p> <p>(a) 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、文化財に対する敵対行為に基づいては、次の(i)及び(ii)の条件が満たされる</p>
<p>(a) 攻撃の目標が、条約第四条の規定により保護される文化財であること。</p> <p>(b) 攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測される攻撃を行う決定を差し控えること。</p> <p>(c) 次のことが明白となつた場合には、攻撃を中止し、又は停止すること。</p> <p>(d) 攻撃の目標が、条約第四条の規定により保護される文化財であること。</p> <p>(e) 攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測されること。</p> <p>第七条 攻撃の際の予防措置</p> <p>紛争当事国たる締約国は、軍事行動を行つに際して国際人道法によつて要請される他の予防措置を妨げることなく、次のことを行う。</p> <p>(a) 攻撃の目標が条約第四条の規定により保護されること。</p>	<p>場合に限り、主張することができる。</p> <p>(i) 当該文化財が、その機能により軍事目標となつていること。</p> <p>(ii) (i)の軍事目標に対して敵対行為を行うことによって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るために利用し得る実行可能な代替的手段がないこと。</p> <p>(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たつては、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。</p> <p>すべての実行可能のこと。</p> <p>(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たつては、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。</p> <p>される文化財でないことを確認するためのすべての実行可能のこと。</p>

第九条 占領地域における文化財の保護

1 条約第四条及び第五条の規定の適用を妨げることなく、他の締約国の領域の全部又は一部を占領している締約国は、占領地域について、次の事項を禁止し、及び防止する。

- (a) 文化財のあらゆる不法な輸出、その他の移動又は所有権の移転
- (b) あらゆる考古学上の発掘（文化財を保全し、記録し、又は保存するために真に必要とする場合を除く。）

(c) 文化上、歴史上又は学術上の証拠資料を隠匿し、又は破壊することを意図する文化財のあらゆる改造又は利用の変更

- 2 占領地域内の文化財のいかなる考古学上の発掘、改造又は利用の変更も、状況によりやむを得ない場合を除くほか、当該占領地域の権限のある当局との緊密な協力の下に行なう。

第十一条 強化された保護

文化財は、次のすべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

- (a) 当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること。

(b) 当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適當な立法上及び行政上の国内措置により当該文化財が保護されていること。

- (c) 当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設を掩護するために利用されておらず、かつ、当

該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行つてること。

第十二条 強化された保護の付与

- 1 締約国は、強化された保護の付与を要請しようととする文化財を記載した表を第二十四条に規定する委員会に提出するものとする。

2 1に規定する文化財に対して管轄権を有し、又はこれを管理する締約国は、当該文化財を第二十七条1(b)の規定に従つて作成される一覧表に記載することを要請することができる。この要請には、前条に定める基準に従つて審議するすべての必要な情報を含める。第二十四条に規定する委員会は、締約国に対し、当該文化財が一覧表に記載されることを要請するよう促すことができる。

3 関連する専門的知識を有する他の締約国、ブルーシールド国際委員会及びその他の非政府機関は、特定の文化財を第二十四条に規定する委員会に推薦することができる。このような場合には、当該委員会は、締約国に対し、一覧表への記載の要請について決定を行う。このようにしての当該文化財の記載を要請するよう促すことを決定することができる。

4 二以上の国が主権若しくは管轄権を主張している領域内に所在する文化財を一覧表に記載することを要請すること又は当該文化財を一覧表に記載することは、そのような紛争の当事者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

- 5 第二十四条に規定する委員会は、一覧表への記載の要請について決定を行うに当たり、政府機関及び非政府機関並びに個人の専門家の助言を求めるものとする。
- 6 第二十四条に規定する委員会は、一覧表への記載の要請について決定を行うに当たり、政府機関及び非政府機関並びに個人の専門家の助言を求めるものとする。
- 7 強化された保護を付与し、又は付与しない旨の決定は、前条に定める基準に基づいてのみ行なうことができる。

- 8 例外的な場合には、第二十四条に規定する委員会は、一覧表への文化財の記載を要請していないと判断したときであっても、その要請を行つた締約国が第三十二条の規定に基づいて国際的援助の要請を提出することを条件として、強化された

記載の要請を受領したときは、当該要請をすべての締約国に通報する。締約国は、六十日以内に当該委員会に對して当該要請に関する意見を提出することができる。これらの意見は、前条に定める基準に基づくものに限る。これらの意見を見は、具体的なものであり、かつ、事実に関するものでなければならない。当該委員会は、これら

の意見について審議するものとし、当該委員会としての決定を行う前に、一覧表への記載を要請している締約国に対し、当該意見に対する見解を表明するための適当な機会を与える。

9 紛争当事国たる締約国は、敵対行為の開始に際し、自國が管轄権を有し、又は管理する文化財について強化された保護の付与を要請することにより、強化された保護の付与を緊急に要請することができる。当該委員会は、その要請をすべての紛争当事国たる締約国に直ちに送付する。このような場合には、当該委員会は、関係委員会としての決定を行う前に、一覧表への記載を要請している締約国に対し、当該意見に対する見解を表明するための適当な機会を与える。

10 紛争当事国たる締約国は、敵対行為の開始に際し、自國が管轄権を有し、又は管理する文化財について強化された保護の付与を要請することにより、強化された保護の付与を緊急に要請することができる。当該委員会は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手続による結果が出るまでの間、暫定的な強化された保護を付与することができます。当該委員会は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手続による結果が出るまでの間、暫定的な強化された保護を付与することができます。当該委員会は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手続による結果が出るまでの間、暫定的な強化された保護を付与することができます。

11 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

- 12 第十二条 強化された保護の下にある文化財に関する特別な取扱い
- 13 紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下

官報 (号外)

<p>ある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。</p> <p>第十三条 強化された保護の喪失</p> <p>1 強化された保護の下にある文化財は、次のいずれかの場合に限り、強化された保護を喪失する。</p> <p>(a) 強化された保護が、次条の規定に基づいて停止され、又は取り消される場合</p> <p>(b) 当該文化財が、その利用により軍事目標となつている場合</p> <p>2 1(b)の状況においては、1の文化財は、次のすべての条件を満たす場合に限り、攻撃の対象とすることができる。</p> <p>(a) 当該攻撃が、1(b)に規定する利用を終了させることで、当該文化財が、その利用により軍事目標となつている場合</p> <p>(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、1(b)に規定する利用を終了させるため、及び当該文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。</p> <p>(c) 緊急の自衛上の必要のため状況によりやむを得ない場合を除くほか、その他の実行可能な予防措置をとること。</p> <p>(i) 当該攻撃が、最も上級の作戦上の指揮機関により命令されること。</p> <p>(ii) 1(b)に規定する利用を終了することを要請する効果的な事前の警告が、敵対する兵</p>		<p>力に対し發出されること。</p> <p>(iii) 事態を是正するための合理的な期間が、敵対する兵力に与えられること。</p> <p>第十四条 強化された保護の停止及び取消し</p> <p>1 第二十四条に規定する委員会は、文化財が第十条に定める基準のいずれかを満たさなくなつた場合には、強化された保護を停止し、又は当該文化財を一覧表から削除することによりこれを取り消すことができる。</p> <p>2 第二十四条に規定する委員会は、強化された保護の下にある文化財に關し、軍事活動を支援するための当該文化財の利用により第十二条の規定に対する著しい違反が生じている場合には、強化された保護を停止することができる。</p> <p>当該委員会は、当該違反が繼續する場合には、例外的に、当該文化財を一覧表から削除することにより強化された保護を取り消すことができる。</p> <p>3 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による強化された保護を停止し、又は取り消す旨の決定の通報を遅滞なく送付する。</p> <p>4 第二十四条に規定する委員会は、3に規定する決定を行う前に、締約国に対し、その意見を表明するための機会を与える。</p> <p>第四章 刑事上の責任及び裁判権</p> <p>第十五条 この議定書の著しい違反</p> <p>1 故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反し</p>
<p>千九百九十九年三月二十六日にハーフで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーフの条約の件及び同報告書</p>	<p>て行われる次のいずれの行為も、この議定書上の犯罪とする。</p> <p>2 裁判権の行使に関し、条約第二十八条の規定の適用を妨げることなく、</p> <p>(a) この議定書は、適用可能な国内法及び国際法に基づき個人が刑事上の責任を負うことではなく、また、国際慣習法に基づく裁判権の行使に影響を及ぼすものでもない。</p> <p>(b) 締約国でない国が第三条2の規定に従つてこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する場合を除くほか、締約国でない国の軍隊の構成員及び国民（締約国の軍隊において勤務する者を除く）は、この議定書に基づき個人の刑事上の責任を負うことなく、また、この議定書は、当該軍隊の構成員及び国民に対する裁判権を設定し、又は当該軍隊の構成員及び国民を引き渡す義務を課するものではない。</p> <p>(c) 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は微発を行うこと。</p> <p>(d) 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。</p> <p>(e) 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。</p>	
<p>千九百九十九年三月二十六日にハーフで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーフの条約の件及び同報告書</p>	<p>ては、容疑者が自国の領域内に所在する場合の犯罪とする。</p> <p>2 裁判権の行使に関し、条約第二十八条の規定の適用を妨げることなく、</p> <p>(a) この議定書は、適用可能な国内法及び国際法に基づき個人が刑事上の責任を負うことなく、また、国際慣習法に基づく裁判権の行使に影響を及ぼすものでもない。</p> <p>(b) 締約国でない国が第三条2の規定に従つてこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する場合を除くほか、締約国でない国の軍隊の構成員及び国民（締約国の軍隊において勤務する者を除く）は、この議定書に基づき個人の刑事上の責任を負うことなく、また、この議定書は、当該軍隊の構成員及び国民に対する裁判権を設定し、又は当該軍隊の構成員及び国民を引き渡す義務を課するものではない。</p> <p>(c) 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は微発を行うこと。</p> <p>(d) 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。</p> <p>(e) 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。</p>	
<p>千九百九十九年三月二十六日にハーフで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーフの条約の件及び同報告書</p>	<p>ては、容疑者が自国の領域内に所在する場合の犯罪とする。</p> <p>2 裁判権の行使に関し、条約第二十八条の規定の適用を妨げることなく、</p> <p>(a) この議定書は、適用可能な国内法及び国際法に基づき個人が刑事上の責任を負うことなく、また、国際慣習法に基づく裁判権の行使に影響を及ぼすものでもない。</p> <p>(b) 締約国でない国が第三条2の規定に従つてこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する場合を除くほか、締約国でない国の軍隊の構成員及び国民（締約国の軍隊において勤務する者を除く）は、この議定書に基づき個人の刑事上の責任を負うことなく、また、この議定書は、当該軍隊の構成員及び国民に対する裁判権を設定し、又は当該軍隊の構成員及び国民を引き渡す義務を課するものではない。</p> <p>(c) 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は微発を行うこと。</p> <p>(d) 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。</p> <p>(e) 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。</p>	

官 報 (号 外)

		(b) 次条に規定する委員会が第二十七条第一項の規定に従つて作成する指針を承認すること。	第二十五条 任期
		(c) 次条に規定する委員会による第二十九条に規定する基金の利用について、指針を提供し、及び監督すること。	規約に規定するための基金の運営に関する報告書を作成すること。
		(d) 次条に規定する委員会が第二十七条第一項の規定に従つて提出する報告書を審議すること。	規定に従つて提出する報告書を審議すること。
		(e) この議定書の適用に関連するあらゆる問題を討議し、及び適当な場合には勧告を行うこと。	この議定書の適用に關連するあらゆる問題を討議し、及び適當な場合には勧告を行うこと。
	4 事務局長は、締約国の少なくとも五分の一の要請により、特別の締約国会議を招集する。	2 第二十四条 武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会	1 締約国は、四年の任期で委員会に選出されるものとし、引き続いて一回のみ再選される資格を有する。
	1 この議定書により、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、締約国会議により選出される十二の締約国によつて構成される。	2 委員会の会合の定足数は、構成国の過半数とする。委員会の決定は、投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行う。	2 1の規定にかかわらず、最初の選挙において選出された構成国の二分の一の任期は、当該選挙が行われた締約国会議の通常会期の後に開催される最初の締約国会議の通常会期の終わりに終了する。これらの構成国は、最初の選挙の後に締約国会議の議長によりくじ引で選ばれる。
	2 委員会は、毎年一回、通常会期として会合するものとし、必要があると認めるときはいつでも、臨時会期として会合する。	3 委員会は、その手続規則を採択する。	3 1の規定にかかわらず、最初の選挙において選出された構成国の二分の一の任期は、当該選挙が行われた締約国会議の通常会期の後に開催される最初の締約国会議の通常会期の終わりに終了する。
	3 締約国は、委員会の構成を決定するに当たり、世界の異なる地域及び文化が衡平に代表されることを確保するよう努める。	4 第二十六条 手続規則	4 1 委員会は、その手続規則を採択する。
	4 委員会の構成国は、自國の代表として文化遺産、国防又は国際法の分野において資格を有する者を選定するものとし、また、相互に協議の上、委員会が全体としてこれらのすべての分野における十分な専門的知識を有することを確保するよう努める。	2 委員会の任務は、事務局長と協力して遂行すること。	2 委員会の任務は、事務局長と協力して遂行すること。
(d) 締約国の報告について検討し、意見を述べて責任を有する。	(a) この議定書の実施に関する指針を作成すること。	3 委員会は、条約、第一議定書及びこの議定書の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び国際的な非政府機関並びに国内の政府機関及び非政府機関と協力する。委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門的機関(ブルーシールド国際委員会(I C B S)及びその構成機関を含む。)を顧問の資格で委員会の会合に招請することができる。また、委員会は、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター(ローマ・センター)(I C C R O M)及び赤十字国際委員会(I C R C)の代表についても、顧問の資格で出席するよう招請することができる。	1 この議定書により与えられるその他の任務を遂行すること。
	(b) 文化財に対して強化された保護を付与し、停止し、又は取り消すこと並びに強化された保護の下にある文化財の一覧表を作成し、維持し、及び周知させること。	4 基金の資金は、次のものから成る。	(f) 第三十二条に規定する国際的援助の要請を受領し、及び検討すること。
	(c) この議定書の実施を監視し、及び監督すること。	(a) 締約国からの任意拠出金	(g) 締約国会議により与えられるその他の任務を遂行すること。
		(b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈	
		(i) 締約国外の国	
		(ii) ユネスコ又は国際連合の他の機関	
		(iii) 他の政府間機関又は非政府機関	
		(iv) 公私の機関又は個人	
		(c) 基金から生ずる利子	
			第二十九条 武力紛争の際の文化財の保護に関する基金

官 報 (号 外)

- (d) 募金によって調達された資金及び基金のために企画された行事による収入
基金に適用される指針によつて認められる
その他のあらゆる資金

第七章 情報の周知及び国際的援助

第三十条 周知

締約国は、適當な手段を用いて、特に教育及び広報に関する事業計画を通じて、自國のすべての住民が文化財を評価し、及び尊重することを強化するよう努める。

締約国は、平時及び武力紛争の際の双方において、できる限り広い範囲においてこの議定書の周知を図る。

3 武力紛争の際にこの議定書の適用について責任を有する軍当局及び軍当局以外の当局は、この議定書の内容を熟知していなければならぬ。このため、締約国は、適當な場合には、次のことを行う。

(a) 文化財の保護についての指針及び命令を本国の軍事上の規則に含めること。

(b) ユネスコ並びに関連の政府機関及び非政府機関と協力して、平時の訓練及び教育に関する事業計画を作成し、及び実施すること。

(c) 事務局長を通じて、(a) 及び(b)の規定を実施するために制定された法律及び行政規則並びに当該規定を実施するためにとられた措置に関する情報を相互に通報すること。

(d) 事務局長を通じて、できる限り速やかに、この議定書の適用を確保するために自国が制定する法律及び行政規則を相互に通報すること。

第三十一条 國際協力

- 第三十一条 國際協力

締約国は、この議定書に対する著しい違反がある場合には、ユネスコ及び國際連合と協力して、かつ、國際連合憲章に従つて、単独で又は委員会を通じて共同して行動することを約束する。

第三十二条 國際的援助

締約国は、委員会に対し、強化された保護の下にある文化財に関する國際的援助並びに第十三条の規定による法律、行政規則及び措置の立案、制定又は実施に関する援助を要請することができる。

第三十二条 國際的援助

- 2 締約国は、二国間又は多数国間で技術上の援助を与えることを奨励される。

3 ユネスコは、その発意により、締約国に対し1及び2の事項に関する提案を行うことができ
る。

第八章 議定書の実施

第三十四条 利益保護国

この議定書は、紛争当事国たる締約国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。

第八章 議定書の実施

- 場合の紛争において、意見の相違を解決するため、あつせんを行い、又はその他調停若しくは仲介の手段を用いて行動することができる。

2 委員会の議長は、一の締約国又は事務局長からのお要請により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適當と認められる場合には紛争当事国でない国の領域において、会合するよう提案することができる。

第三十七条 訳文及び報告

1 締約国は、この議定書を自國の公用語に翻訳するものとし、その公定訳文を事務局長に送付する。

2 締約国は、この議定書の実施に関する報告を四年に一回委員会に提出する。

一
一
一

- ## 第九章 最終規定

第三十六集

- 個人の刑事上の責任に関するこの議定書の規定は、国際法に基づく国家責任（賠償を支払う義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。

第九章 最終規定

第三十九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

を有するものとし、千九百九十九年五月十七日
の議定書は、千九百九十九年三月二十六日の
約締約国による署名のために開放しておく。

- 1

事務局長は、利益保護団が任命されていない

- 1

約国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。
2 批准書、受諾書又は承認書は、事務局長に寄託する。

第四十二条 加入

- 1 この議定書は、二千年一月一日以後は、他の条約締約国による加入のために開放しておく。
2 加入は、事務局長に加入書を寄託することによつて行う。

第四十三条 効力発生

- 1 この議定書は、二十の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。
2 この議定書は、その後は、各締約国について、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後二箇月で効力を生ずる。

第四十四条 武力紛争の事態における効力発生

- 条約第十八条又は第十九条に規定する事態において、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准、受諾、承認又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、事務局長は、第四十六条に規定する通報を最も速やかな方法で送付する。

第四十五条 廃棄

- 1 締約国は、この議定書を廃棄することができ
る。
2 廃棄は、事務局長に寄託する文書により通告
する。
3 廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ず
る。ただし、廃棄を行つ締約国がこの期間の満

了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、敵対行為の終了の時又は文化財の返還に関する業務が完了する時のいずれか遅い時まで効力を生じない。

第四十六条 通報

事務局長は、すべての条約締約国及び国際連合に対し、第四十一条及び第四十二条に規定するすべての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

第四十七条 國際連合への登録

この議定書は、事務局長からの要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

本議定書は、武力紛争の際に文化財を攻撃の対象とすることその他特定の行為の犯罪化、裁判権の設定等について規定したものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること及び当該文化財を管理する締約国が軍事的目的の利用を行わないことを確認する旨の宣言を行つてること等すべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

2 紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とするなどを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取り扱いを確保すること。

3 締約国は、本議定書に規定する犯罪を自国内法上の犯罪とするため、及びこのような犯罪について適切な刑罰を科すことができるようにするため、必要な措置をとること。

4 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる

まつたことを踏まえ、昭和二十九年五月十四日、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」(以下「条約」という。)及び「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」が作成された。その後、各締約国による実行、国際情勢の変化等を踏まえ、再度ユネスコの主導の下、平成十一年三月二十六日ハーベンにおいて、条約を補足するものとして本議定書が作成された。

本議定書は、武力紛争の際に文化財を攻撃の対象とすることその他特定の行為の犯罪化、裁判権の設定等について規定したものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること及び当該文化財を管理する締約国が軍事的目的の利用を行わないことを確認する旨の宣言を行つてること等すべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

2 本件の議決理由

本議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年四月二十七日
外務委員長 山口 泰明
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年四月二十七日
外務委員長 山口 泰明
衆議院議長 河野 洋平殿

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

(消費生活協同組合法の一部改正)

第一条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二章中第十三条を第十三条の二とし、第十一条の次に次の二条を加える。

(貸付事業の運営に関する措置)

第十三条 第十条第一項第四号の事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

第十六条の三の次に次の二条を加える。

(貸付事業規約)

第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約について厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第四十三条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十条第一項第四号(貸付事業を除く。)」を「第十条第一項第四号(貸付事業を除く。)」の事業に係る第三項及び第四項の認可並びに貸付事業に係る第三項及び前項に、「当該事業以外の事業に係る前二項を「これらの事業以外の事業に係る第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更

更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十一条を第五十二条の一とし、第五十条の七の次に次の二条を加える。

第二章中第十三条を第十三条の二とし、第六十二条の次に次の二条を加える。

(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十二条 貸付事業を行う組合(職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。)の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

3 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

第九十五条の二中「第二十六条の三第一項」の下に「又は第二十六条の四」を、「第四十三条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第一百条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第二十六条の四の規定に違反したときは、

第二条 消費生活協同組合法の一部を次のように改正する。

「第四十三条第七項」を「第五十二条の二」に改める。

第二条第一項中「定のある」を「定めのある」に、「の外、左の各号」を「のほか、次」に改め、同項第五号中「なす」を「行う」に改める。

第三条第二項中「紛らわしいことを示す」を「紛らわしい」に改める。

第四条中「組合」と「組合」とに改める。

第五条ただし書中「但し、職域により」を「ただし、職域による」に、「で止むを得ない」を「あつてやむを得ない」に、「連合会」とを「連合会」とに改め、同条に次の二項を加える。

2 前項第四号の事業(以下「共済を行なう事業」という。)のうち、共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つてある組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。)を行なう組合は、組合員

のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社

をいう。)その他厚生労働大臣が指定するこれ

第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更(第五十三条の四—第五十三条の十五)

第五章 設立(第五十四条—第六十一条の二)—第五十三条の十九)

第六章 解散及び清算(第六十二条—第七十条の三)

第七章 登記(第七十四条—第九十二条)

第八章 監督(第九十二条の二—第九十七条の四)

第九章 罰則(第九十八条—第一百一条)

第十章 附則

府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

第九条中「組合員」と「組合員」とに改める。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「なし」を「設置し」に、「利用せしめる」を「利用させる」に改め、「事業」の下に「(第六号及び第七号の事業を除く。)」を加え、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 組合員に対する医療に関する事業

七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用せるもの

八 前項第二項中「前項」を「第一項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 前項第四号の事業(以下「共済を行なう事業」という。)のうち、共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つてある組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。)を行なう組合は、組合員

のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社

をいう。)その他厚生労働大臣が指定するこれ

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 事業(第九条—第十三条の二)

第三章 組合員(第十四条—第二十五条の二)

第四章 管理(第二十六条—第五十三条の三)

(号外)

官報

合及びその共済代理店(これらの者の役員及び使用人を含む。)について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約と、同項第八号中「特定関係者(第二百条の三第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)に規定する特定関係者及び第二百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百二十二条において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外國保険会社等を除く。並びに保険業を行う者以外の者をいう。)とあるのは「子会社等(消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。)」と、同条第二項中「第四条

第二項各号、第一百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第十二条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政厅」とあるのは「行政厅」と、同法第三百七条第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約(金利、通貨の価格、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ(当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額から回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。)の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をい

う。以下この号において同じ。)と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第一号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)」とあるのは「子会社等(消費生活協同組合法第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章

第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書き及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。)及び第三十九条(第三号及び第四号を除く。)の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらは規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。)中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらは規定(同法第三十四条の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他の消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)」とあるのは「子会社等(消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。)」と、同条第二項中「第四条

く。)又は「デリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条に規定するもの)と、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又は「デリバティブ取引を行つては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失(当該特定共済契約が締結されたことにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をい

う。以下この号において同じ。)の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をい

う。以下この号において同じ。)と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第一号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)」とあるのは「子会社等(消費生活協同組合法第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章

「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第二項を除く。)及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条中「第十条第一項第四号の事業」を「共済を図る事業」に改める。

第十四条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「の外、その附近に住所を有する者で」を「のほか、次に掲げる者であつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その付近に住所を有する者

二 当該職域内に勤務していた者

第十四条第四項中「左に」を次にに改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職域による消費生活協同組合のうち、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とするものにあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号及び前項各号に掲げる者のほか、当該学校の学生を組合員とすることができる。

第十五条第二項中「附された」を「付された」に、「附してはならない」を「付してはならない」に改める。

第十六条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「の限度」を削り、「超えない範囲(第十二条第一項第一号から第四号までの事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)において、定款でこれを定めなければをする」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第十条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号の事業のうちいすれかの事業を行なう連合会の会員にあつては、この限りでない。

第十六条第四項中「払込」を「払込み」に改め、第十七条第二項中「第三十七条」を「第三十八条第一項又は第二項」に、「あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、同条第三項中「以下」を「第二十六条第三項第三号を除き、以下」に改める。

第十八条中「払込」を「払込み」に改める。

第十九条第一項中「左に」を「末に」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「一箇年を越えて」を「一年を超えて」に改める。

第二十条第一項中「左の」を「次の」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「場合において」を「場合において」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「施設」を「事業」に改め、同項第二号中「払込」を「払込み」に改める。

第二十一条中「払戻」を「払戻し」に改める。

第二十二条中「の終にあたり」を「末において」に、「払込」を「払込み」に改める。

第二十四条(見出しを含む)中「払戻」を「払戻し」に改める。

第三章中第二十五条の次に次の二条を加える。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第二十五条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合にはおいては、組合は、正当な理由がないのにこれをおこなわなければならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録である)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができるときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示

項第十号中「積立」を「積立て」に改め、同項第六号を次のように改める。

十六 公告方法(組合が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下同じ。)

第二十六条第一項第七号中「組合員の生活の共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条第二項中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法をいう。以下同じ。)

4 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法と

六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けた者が二年を経過しない者

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

第三十条第一項中「役員」を「理事」に、「一年」を「二年以内に定める期間」に改め、同項ただし書きを削り、同条第二項を次のように改める。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

第三十条第三項中「第一項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「越えて」を「超えて」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三项の規定は、定款によつて、役員の任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第三十条の二 この法律又は定款で定めた役員は、役員に欠員を生じた場合の措置

第三十条の二 この法律又は定款で定めた役員

の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行なうべき者を選任することができる。

第三十条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行なわなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十五条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一條(第一項を除く)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同

法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の決議の省略)

第三十条の四 組合は、理事会を置かなければならぬ。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の決議)

第三十条の五 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

2 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならぬ。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置とし

て厚生労働省令で定めるものをとつてゐるときは、この限りでない。

3 組合員は、組合に対し、その業務取扱区间内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

4 組合の債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、組合又はその子会社(第

二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

官 報 (号 外)

(理事会への報告の省略)

第三十条の八 理事又は監事が理事及び監事の代表する理事(以下この章において「代表理事」という。)を選定しなければならない。

全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(代表理事)

第三十条の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下この章において「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 代表理事については、第三十条の二並びに会社法第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。

第三十一条の次に次の八条を加える。

(理事の自己契約等)

第三十一条の二 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

6 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一

条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

一 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠には、各監事の同意を得なければならない。

(役員の組合に対する損害賠償責任)

第三十一条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十一条の四 役員がその職務を行うついで悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の

記載又は記録

二 口 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠には、各監事の同意を得なければならない。

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除(理事の責任が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第三十一条の五 役員がその職務を行うついで悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十一条の七第一項及び第二項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の

記載又は記録

二 口 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

一項の規定を準用する。この場合において、

同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会

計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第

三百九十六条第一項及び第二項第二号中「法

務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替

えるものとするほか、必要な技術的読み替え

は、政令で定める。

4 会計監査人の責任については、第三十一条

の三から第三十二条の五までの規定を準用す

る。この場合において、第三十二条の三第四

項第三号及び第三十二条の四第二項第二号中

「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、

同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は

会計監査報告」と、第三十二条の五中「役員」

とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替え

るものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについて
は、第三十二条の六の規定を準用する。この
場合において、必要な技術的読み替えは、政令
で定める。

第三十二条の九 会計監査人が欠けた場合又は
定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合
において、遅滞なく会計監査人が選任されな
いときは、監事は、一時会計監査人の職務を行
うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者
については、会社法第三百三十七条及び第三
百四十条第一項から第三項までの規定を準用
する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改め
る。

(会計帳簿等の作成等)

第三十二条 組合は、厚生労働省令で定めると

ころにより、適時に、正確な会計帳簿を作成

しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、

その会計帳簿及びその事業に関する重要な資

料を保存しなければならない。

3 組合員は、総組合員の百分の三(これを下

回る割合を定款で定めた場合にあつては、そ

の割合)以上の同意を得て、組合に対して、

その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げ

る請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

(役員の解任)

第三十三条 組合員は、総組合員の五分の一

において、遅滞なく会計監査人の職務を行

うべき者を選任されなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行ふべき者

については、会社法第三百三十七条及び第三

百四十条第一項から第三項までの規定を準用

する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改め

る。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなけれ

ばならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。

4 前項の場合については、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合は、その割合)以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあるのは「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合」と、第三十六条第二項中「理事の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項に規定する者の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において、」とあるのは「第三十三条第一項の規定による役員の解任の請求があつた場合において、理事の職務を行ふ者がないとき又は」と読み替えるものとする。

第五項中「組合」を「理事会」に改める。

第六項中「前条第二項」を削り、同条第一項を次のように改める。

総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

第七項中「前条第二項」を「理事の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項に規定する者の職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項に規定する者の職務を行ふ者がないとき」として「(総会招集の手続)」を付し、同条を次のように改める。

第三十七条 理事(理事以外が総会を招集する場合にあつては、その者)次条において「総会招集者」という。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

第八項中「前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項」として「(総会の招集)を付し、同条を次のように改める。

第三十四条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第三十五条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(総会の招集)を付し、同条を次のように改める。

第三十六条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第三十七条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第三十八条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第三十九条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十一条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十二条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十四条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十五条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十六条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十八条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十九条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十一条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十二条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十三条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十四条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十五条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十六条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十七条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十八条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十九条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第六十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第六十一条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第六十二条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

めることにより、いつでも招集することがができる。

第三十五条第二項中「五分の一」の下に「(これ

を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、

その割合)」を加え、「理事」を「理事会」に、「以

内に」を「以内に」に、「招集しなければ」を「招

集すべき」と決しなければ「に改め、同条第

四項中「組合」を「理事会」に改める。

第三十六条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

総会は、この法律に別段の定めがある場合

を除き、理事が招集する。

第三十六条第二項中「前条第二項」を「理事の

職務を行ふ者がないとき、又は前条第二項に

規定する者の職務を行ふ者がないとき」として

「(総会招集の手続)」を付し、同条を次

のように改める。

第三十七条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(総会招集の手續)」を付し、同条を次

のように改める。

第三十八条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第三十九条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十一条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十二条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十三条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十四条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十五条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十六条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十七条の見出しを削り、同条第一項を次

のように改める。

第四十七条の見出しを削り、同条の前に見出

る。

しとして「(総代会)」を付し、同条第一項中「千人」を「五百人」に改め、同条第三項中「少なくとも、百人」を「その選挙の時における組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては、百人)」に改め、同条第六項中「解散及び合併の議決」を「前項の規定にかかるらず、総代の選挙」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「任期は、」の下に「三年以内において」を加え、「これを定める」を「定める期間とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総代の選挙については、第二十八条第七項及び第八項の規定を準用する。
47条の次に次の二条を加える。

第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 組合員が組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から三週間に内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。
3 前項の規定による書面の提出については、第三十五条第三項及び第四項の規定を準用す

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

第四十八条ただし書中「但し」を「ただし」に、

「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の見出しを削り、同条の前に見出として「(出資一口の金額の減少の手続)」を付し、同条第一項中「作らなければ」を作成し、及び第八項の規定を準用する。

第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

二号に、「一箇月」を「一月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」に、「異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨」を「次に掲げる事項を官報に」に、「且つ、知れてゐる債権者」を「かつ、知れている債権者(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 出資一口の金額の減少の内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

第四十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこ

れを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

第四十九条に次の二項を加える。

5 第三項の規定にかかるらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方

法によりするときは、第三項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第五十条の見出しを削り、同条第一項中「前

条第二項」を「前条第三項第二号」に改め、同条第二項中「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」を「信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改め、同条を第四十九条の二とし、同条の次に

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項

（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条

条(第五号に係る部分に限る。)、第八百三十

五条第一項 第八百三十六条から第八百三十

九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替

えは、政令で定める。

第五十条の二の見出し中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第二項中「前項に規定する組合」を「共済事業を行う組合」に、「責任共済等の」を「責任準備金の算出の基礎が同じである」に改め、「包括して」の下に「共済事業を行う」を加え、同条第三項中「第一項に規定する組合」を「共済事業を行う組合」に、「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第四項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に、「及び前条」を「から前条まで」に改め、同条第五項中「責任共済等の事業」を「共済事業」に改め、同条第六項中「当該行政庁に届け出るとともに、責任共済等の事業を廃止するために必要な定款の変更をしなければ」を「行政庁に届け出なければならない」に改める。

第五十条の三第一項中「共済を図る事業」を「共済事業」に、「当該事業を「共済事業」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十条第一項第六号又は第七号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法を図る事業」を「共済事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十条第一項第六号又は第七号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法

項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業(当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であつて厚生労働省令で定めるものと併せ行う場合には、当該併せ行う事業等事業)に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。)に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

第五十条の四の見出し中「共済を図る事業」を「共済事業」に改め、同条第一項中「共済を図る事業」(前条第一項ただし書に規定する受託共済事業を除く。以下この項において同じ。)を「共済事業」に、「又は共済を図る事業」を「又は共済事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に

係る前項の承認の申請は、当該都道府県の知

事を経由して行わなければならない。

第五十条の七第一項中「共済を図る事業」を

「共済事業」に改め、同条第二項中「第二十六条

第五項」を「第五十条の四第二項」に改め、同条

を第五十条の十四とする。

第五十条の六を削る。

第五十条の五中「厚生労働省令の」を「共済契

約に基づく将来における債務の履行に備えるた

め、厚生労働省令で」に改め、同条を第五十条

の七とし、同条の次に次の六条を加える。

(支払準備金)

第五十条の八 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに

準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。

(価格変動準備金)

第五十条の九 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その所有する資産で第五十

条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するもののうち

に、価格変動による損失が生じ得るものとし

て厚生労働省令で定める資産(次項において

「特定資産」という。)があるときは、厚生労

働省令で定めるところにより、価格変動準備金

を積み立てなければならない。ただし、その

全部又は一部の金額について積み立てをしない

ことについて行政庁の認可を受けた場合にお

ける当該認可を受けた金額については、この

限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買

等による損失(売買、評価換え及び外国為替

相場の変動による損失並びに償還損をいう。)

の額が特定資産の売買等による利益(売買、

評価換え及び外国為替相場の変動による利益

並びに償還益をいう。)の額を超える場合にお

いてその差額のてん補に充てる場合を除いて

は、取り崩してはならない。ただし、行政庁

の認可を受けたときは、この限りでない。

(契約者割戻し)

第五十条の十 共済事業を行う組合は、契約者

割戻し(共済契約者に対し、共済掛金及び共

済掛金として收受する金銭を運用することに

よつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないと認められるものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。

第五十条の十一 共済事業を行う組合(厚生労働省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

第五十条の十二 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、厚生労働省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関する必要な知識及び経験を有する者として厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければならぬ。

第五十条の四の次に次の二条を加える。

(健全性の基準)

第五十条の五 行政庁は、共済事業を行う消費

生活協同組合であつてその組合員の総数が政

令で定める基準を超えるもの又は共済事業を

行う連合会の共済事業の健全な運営に資する

ため、次に掲げる額を用いて、当該組合の經

営の健全性を判断するための基準として共済

金、返戻金その他の給付金(以下「共済金等」という。)の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

2 共済計理人は、前項の規定による基準を

適用する場合、当該組合の運営の健全性を

判断するための基準として共済金等の額を

算出する場合は、当該組合の運営の健全性を

判断

予測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

(共済事業の健全かつ適切な運営の確保)

第五十条の六 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関して取得した利用者に関する情報

の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の的確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 前項の積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(会計の原則)

第五十一条の三 組合の会計は、一般に公正妥當と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十二条の見出し中「割戻」を「割戻し」に改め、同条第一項中「定款に」を「定款で」に改め、「十分の二」の下に「(共済事業を行う組合にあつては、五分の一)」を加え、同条第二項中「二分の一」の下に「(共済事業を行う組合にあつては、出資総額)」を加え、同条第三項中「てん補」を「てん補に」、「取りくずしては」を「取り崩しては」に改め、同条第四項中「第十条第一項第五号の事業の費用に充てるため」を削り、同条に次の二項を加える。

5 前項の規定により繰り越した剰余金は、第十三条第一項第五号の事業の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、第五

十二条の次に次の二条を加える。

(医療福祉等事業に関する積立金)

第五十三条の二 組合は、医療福祉等事業に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度 同項の説明書類のか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措

置として厚生労働省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これららの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

して厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所(主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者(以下「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、毎事業年度 同項の説明書類のか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項の組合は、同項の申出をする場合に

は、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

5 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めると、その申出を承認するものとする。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

(契約条件の変更の申出)

第五十三条の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この章において「契約条件の変更」という。)を行う旨の申出をすることができる。

2 前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めると、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)その他の政令で定める共済契約をいう。

第五十三条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項と

(業務の停止等)

第五十三条の五 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(契約条件の変更の限度)

第五十三条の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の議決)

第五十三条の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

3 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第三十八条第一項又は第二項の通知において、會議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱い

する債務の取扱いに関する事項、経営責任に

関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならぬ。

4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならない。

(契約条件の変更における総会の特別議決等に関する特例)

第五十三条の八 前条第一項の議決又はこれとともに行つ第四十二条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条

(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

(契約条件の変更の議決)

第五十三条の九 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この

条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書面の備置き等)

第五十三条の十 共済事業を行う組合は、第五十三条の四第三項による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この

条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書面の備置き等)

第五十三条の十一 共済調査人は、被調査組合の役員及び使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況

(これららの者があつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 共済調査人は、その職務を行うため必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができ

る。

3 前項の場合においては、行政庁は、共済調

る公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱い

に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならぬ。

3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていいないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

4 共済調査人については、民事再生法第六十条及び第六十一条第一項の規定を準用する。

5 前項において準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第五十条の四第三項の規定による承認に係る組合又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

6 前項において準用する民事再生法第六十一条及び第六十一条第一項の規定を準用する。

7 この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

(共済調査人の調査等)

第五十三条の十二 共済調査人は、被調査組合の役員及び使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況

(これららの者があつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(共済調査人の秘密保持義務)

第五十三条の十三 共済調査人は、その職務上

知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

平成十九年五月八日 衆議院会議録第二十七号

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

六七

い。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第五十三条の十三 共済事業を行う組合は、第

五十三条の七第一項の議決があつた場合(第
五十三条の八第三項の規定により第五十三条
の七第一項の議決があつたものとみなされる
場合を含む。)には、遅滞なく、当該議決に係
る契約条件の変更について、行政庁の承認を
求めなければならない。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継
続のために必要な措置が講じられた場合であ
つて、かつ、第五十三条の七第一項の議決に
係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の
継続のために必要なものであり、共済契約者
等の保護の見地から適当であると認められる
場合でなければ、前項の承認をしてはならな
い。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。
4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契
約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一
を超えて、かつ、当該異議を述べた変更対象契
約者の共済契約に係る債権の額に相当する金
額として厚生労働省令で定める金額が変更対
象契約者の当該金額の三分の一を超える
ときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)
第五十三条の十四 共済事業を行う組合は、前
条第一項の承認があつた場合には、当該承認
があつた日から二週間以内に、第五十三条の
七第一項の議決に係る契約条件の変更の主要
な内容を公告するとともに、契約条件の変更
に係る共済契約者(以下この条において「変更
対象契約者」という。)に対し、同項の議決に

係る契約条件の変更の内容を、書面をもつ
て、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更が
やむを得ない理由を示す書類、契約条件の変
更後の業務及び財産の状況の予測を示す書
類、共済契約者等以外の債権者に対する債務
の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任
に関する事項を示す書類その他の厚生労働省
令で定める書類並びに第五十三条の七第四項
の方針がある場合にはその方針の内容

を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議
がある者は、一定の期間内に異議を述べるベ
き旨を、前項の書面に付記しなければならな
い。

(共済事業兼業組合の子会社の範囲等)

第五十三条の十六 共済事業を行う消費生活協

同組合(第十条第三項の規定により同項の他
の事業を行うことができないものとされた消
費生活協同組合を除く。以下この条及び次条
において「共済事業兼業組合」という。)は、次
に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号
に掲げる業務を営む会社にあつては、主とし
て当該共済事業兼業組合の行う事業のために
その業務を営んでいるものに限る。次項にお
いて「子会社対象会社」という。)を除き、共済
事業に相当する事業を行い、又は共済事業若
しくは共済事業に相当する事業に従属し、付
随し、若しくは関連する業務を営む会社を子
会社としてはならない。

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社
が、共済事業兼業組合又はその子会社の担保
の実行による株式又は持分の取得その他の
業兼業組合の子会社となる場合には、適用し
ない。ただし、当該共済事業兼業組合は、そ
の子会社となつた会社が当該事由の生じた日
から一年を経過する日までに子会社でなくな
るよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の場合において、会社が主として共
済事業兼業組合の行う事業のために共済兼業
従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚
生労働大臣が定める。

4 第二項の場合において、会社が主として共
済事業兼業組合又はその子会社(共済事業に相当する事
業を行い、又は共済事業若しくは共済事業に
相当する事業に従属し、付随し、若しくは関
連する業務を営む会社をいう。以下この条に
おいて同じ。)である国内の会社(共済兼業從
属業務又は共済兼業関連業務を専ら営む会社
を除く。以下この条において同じ。)の議決権
については、合算して、その基準議決権數

(当該特定会社である国内の会社の総株主等
の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数
をいう。以下この条において同じ。)を超える
議決権を取得し、又は保有してはならない。
2 前項の規定は、共済事業兼業組合又はその
子会社が、担保権の実行による株式又は持分
の取得その他の厚生労働省令で定める事由に
より、特定会社である国内の会社の議決権を
その基準議決権数を超えて取得し、又は保有

第五十三条の十五 共済事業を行う組合は、契
約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更
をしたことその他の厚生労働省令で定める事
業関連業務」という。)に対し、同項の議決に

項を公告しなければならない。契約条件の変
更をしないこととなつたときも、同様とす
る。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内
に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に
対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の
権利及び義務の内容を通知しなければならな
い。

することとなる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該共済事業兼業組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書きの場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、共済事業兼業組合又はその子会社が特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれるものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 共済事業兼業組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、当該各号に定める日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。

ただし、行政庁は、当該共済事業兼業組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて

有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該共済事業兼業組合が第六十九条第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該共済事業兼業組合が存続する場合に限る。)

二 第六十九条第一項の認可を受けて当該共済事業兼業組合が合併により設立されたとき その設立された日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権を超える部分の議決権を、当該各号に定めが定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 共済事業兼業組合又はその子会社が、特定会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該

口 共済事業専業組合の行う事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの(第三項及び次条第一項において「共済專業関連業務」という。)

2 第五十三条の十七第二項から第七項までの

規定は、共済事業専業組合について準用す

る。この場合において、同条第二項中「前項」

とあるのは「第五十三条の十九第一項」と、

「特定会社である国内の会社の議決権をそ

の基準議決権数」とあるのは「国内の会社(同項

に規定する国内の会社をいう。以下この条に

おいて同じ。)の議決権をその基準議決権數

し、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(厚生労働省令で定める議決権を除く。)を含むものとする。

一 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業専業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の

厚生労働省令で定める事由により当該共済事業専業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業専業組合は、そ

の子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなりよう、所要の措置を講じなければならぬ。

業専業組合の子会社となる場合には、適用

しない。

ただし、当該共済事業専業組合は、そ

の子会社となつた会社が当該事由の生じた日

から一年を経過する日までに子会社でなく

なる。ただし、当該共済事業専業組合は、そ

の子会社となつた会社が当該事由の生じた日

から一年を経過する日までに子会社でなく

なる。

会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業専業組合又はその子会社の担保

権の実行による株式又は持分の取得その他の

厚生労働省令で定める事由により当該共済事業専業組合の子会社となる場合には、適用

しない。

ただし、当該共済事業専業組合は、そ

の子会社となつた会社が当該事由の生じた日

から一年を経過する日までに子会社でなく

なる。

業専業組合の子会社となる場合には、適用

しない。

ただし、当該共済事業専業組合は、そ

官 報 (号 外)

(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)と、同条第三項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「第五十三条の十九第一項の規定」と、「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第五項及び第六項中「特定会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第五十三条の十九第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第五十三条の十七第二項から前項まで」と読み替えるものとする。

第五十四条中「するには、」を「するには、」に、「するもの二十名」を「する者二十人」に、「つくり」を「作成し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

第五十五条第一項中「するときは」の下に「一定款額を会議の日時及び場所とともにに公告し」を加え、同条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の公告は、会日の少なくとも一週間前までにしなければならない。

第四項までの規定中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に、「訴」を「訴え」に改める。

第五十九条の二中「六箇月」を「六月」に改める。

(合併契約)
第六十五条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならぬ。

「込」を「拵込み」に改め、同条第三項中「拵込」を

「扱込み」に、「佃し」を「ただし」に改める。

**第六十二条中「因つて」を「よつて」に改め、
五章中同条の次に次の二条を加える。**

(設立の無効の訴え)

第六十一条の二 組合の設立の無効の訴えにつ

いでは、会社法第八百二十八条第一項（第一

号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に

係る部分に限る)、第八百三十四条(第一号

に係る部分に限る。」第八百三十五条第一

項 第八百三十六條第一項及ひ第三項 第八

百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十一条

八百四十六条の規定を準用する。

第六十二條第二項中「該行政院」更正為「行政院」

は改め 同条第三項中「第十條第一項第四号」の事項三「共済事務」へは資本事務二つ又のつ。

事業」を「共済事業又は貸付事業」に改める。

第六十三条第一項がなし書中「但し」を「がな
シ」、「一箇用」を「一用」に改める。

し」は「一箇月」を「一月」に改める。

第六十四条第一項中「はよる外」を「はよるほ
か二二、「又は第三項二を「から第四項まで二二、

たる「又は第三項」を「がる第四項等」に

第一四〇四項第二

二項中「当該行政庁」を「行政庁」へ改める。

第六十五條から第六十八條までを次のようこ

改める。

(合併契約)

第六十五条 組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締しなければならない。

(吸収合併)

第六十六条 組合が吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下この章及び次章において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併後存続する組合（以下この章及び次章において「吸収合併存続組合」という。）及び吸収合併により消滅する組合（以下この章及び次章において「吸収合併消滅組合」という。）の名称及び住所

二 吸収合併存続組合の地域又は職域及び出資一口の金額

三 吸収合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅組合の組合員に對して支払をする金額を定めたときは、その定め

五 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この章において「効力発生日」という。）

六 その他厚生労働省令で定める事項

(新設合併)

第六十七条 二以上の組合が新設合併（二以上

する組合に承継させるものをいう。以下この
章及び次章において同じ。をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 新設合併により消滅する組合(以下この
章及び次章において「新設合併設立組合」という。)の名称及び住所
二 新設合併により設立する組合(以下この
章及び次章において「新設合併設立組合」という。)の事業名称、地域又は職域、主たる事務所の所在地及び出資一口の金額
三 新設合併消滅組合の組合員に対する出資の割当てに関する事項
四 新設合併消滅組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その定め
五 その他厚生労働省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の手続)
第六十八条 吸収合併消滅組合は、次に掲げる日のいすれか早い日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
一 第三項の総会の会日の二週間前日
二 第四項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告のいすれか早い日
三 第六項において準用する第四十九条第三項の規定による公告の日又は第六項において準用する同条第三項の規定による催告のいすれか早い日
4 吸収合併消滅組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。
5 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。
6 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。
7 第五項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条及び第七十条の規定を適用する。
第六十八条の次に次の三条を加える。

2 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対しても、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならぬ。
一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものにより提供することの請求又はその

6 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の定めた費用を支払わなければならぬ。
7 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚

3 吸収合併存続組合は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の定めた費用を支払わなければならぬ。ただし、吸収合併存続組合の総組合員の数が吸収合併存続組合の総組合員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続組合の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合の合併については、この限りでない。
4 吸収合併存続組合が前項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合において、吸収合併存続組合の総組合員の六分の一以上の組合員が次項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続組合に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によりつて、吸収合併存続組合の定めた費用を支払わなければならぬ。
5 吸収合併存続組合が第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合には、吸収合併存続組合は、効力発生日の二日前までに、合併をする旨並びに吸収合併消滅組合の名称及び住所を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
6 吸収合併存続組合については、第四十九条及び第四十九条の二の規定を準用する。
7 吸収合併存続組合は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続組合が承継した吸収合併消滅組合の権利義務その他の吸収合併に関する事項として厚

第一項第三号及び第四号並びに第二項たゞ
し書を除く。)並びに第八百四十六条の規定
を、この条において準用する同法第八百四十四
三条第四項の申立てについては、同法第八百八
六十八条第五項、第八百七十条(第十五号に
係る部分に限る。)、第八百七十二条本文、第
八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)
第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第
八百七十六条の規定を準用する。この場合に
おいて、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

第七十二条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定を、この条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについては、同法第八百六十八条第五項、第八百七十一条第十五号に係る部分に限る。), 第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。), 八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人についてては、第二十九条の二、第二十九条の三、第三十条の二、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四から第三十一条の二まで（第三十条の七第二項を除く。）、第三十一条の三第一項から第三項まで、第三十一条の四第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十一条の五、第三十一条の七（第一項及び第十項を除く。）、第三十五条第二項から第四項まで、第三十六条、第三十七条第二項、第四十三条並びに第四十五条第二項から第四項まで並びに同法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十二条、第三百八十二条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二项及び第三项、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定を、組合の清算人の責任を追及する訴えについては、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十一条の七第二項中「貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案」とあるのは「貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第三項及び第五項から第八項までの規定中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同条第九項中「事業報告書」とある

のは「事務報告書」と、「二週間」とあるのは「一週間」と、「五年間」とあるのは「清算結了の登記の時までの間」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置)会社にあっては、取締役会」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは厚生労働省令」と、同法第四百七十五条第一号中「第四百七十二条第四号」とあるのは「消費生活協同組合法第六十二条第一項第四号」と、同法第四百七十八条第二項中「前項とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百七十九条第二項各号例記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得た組合員」と、同法第四百八十三条第四項中「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十二条」と、同法第四百九十二条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十四条第一項中「払込」を「払込み」に改め、「これを」を削り、同条第二項第一号中「までの」を「までに掲げる」に改め、同項第三号中「払込」を「払込み」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 公告方法

第七十四条第一項に次の一号を加える。

七 第二十六条第三項の定款の定めが電子公告を公表方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公表すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九百十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第二十六条第四項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

第七十七条の二中「組合の」を「組合を代表する」に改める。

第七十九条の見出しを「(吸収合併登記)」に改め、同条中「合併を」を「吸収合併を」に、「二週間」を「その効力が生じた日から二週間」に、「三週間」を「その効力が生じた日から三週間」に、「合併後存続する組合」を「吸収合併存続組合」に、「登記、合併に因つて消滅する組合」を「登記をし、吸収合併消滅組合」に改め、「合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記」を削る。

第八十条を次のように改める。

(新設合併登記)

第八十条 二以上の組合が新設合併をする場合には、主たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、從たる事務所の所在地においては次に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内に、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日

官 報 (号 外)

- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
四 第六十九条第一項の認可を受けた日
第八十一条中「第七十二条」を「第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項」に改める。

第八十三条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条第二項中「合併による」を「新設合併による」に、「第六十五条第三項」を「第六十八条の三第四項」に、「第四十九条」を「第四十九条第三項」に改め、「催告」の下に「第六十八条の三第四項において準用する第四十九条第五項の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による「公告」を加え、「合併を」を「新設合併を」に、「合併によつて消滅する組合」を「新設合併消滅組合」に改める。

第八十五条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、同条第二項中「合併」を「吸收合併」に、「第四十九条（第六十五条第三項）」を「第四十九条第三項（第六十八条第四項及び第六十九条）」に、「第六项（第六十八条第四項及び第六十九条の二第六项）」に改め、「催告」の下に「第四十九条第五項（第六十八条第四項及び第六十八条の二第六项）において準用する場合を含む。」の規定により公告を官報のほか第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方による方法による「公告」を加え、同条第三項中

「合併による」を「吸收合併による」に、「合併によつて消滅する組合」を「吸收合併消滅組合」に改める。

第八十九条中「第七十二条」を「第七十三条に
おいて準用する会社法第五百七条第三項」に、
「添附し」を「添付し」に改める。

る事務所の所在地を管轄する地方裁判所に、行政
府に対する請求については「当該行政庁」に、「第六十九条本文」を「第七十二条本文」に改め
る。

議決権の過半数を有する株式会社その他の当該組合がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。」)を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者について、同様に適用する。(第二項)

第六十九条の次に次の二条を加える
(登記の嘱託)

第九十三条中「当該行政庁」を「行政庁」に
「基いて」を「基づいて」に、「財産」を「会計」に改
め、第八章中同条の前に次の一条を加える。
(決算関係書類等の提出)

た書に改め 同項を同條第二項とし 同條に
第一項として次の一項を加える。

係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的売替えは、

第九十二条の二 組合は、事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。

保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができ
る。

この場合にあっては、必要がある旨の記載がなされ
政令で定める。

第三十一条の八第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の

第九十四条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「疑」を「疑い」に、「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第二項中「当該行政庁」を「行政庁」

ついては、会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項
務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。

に、「基いて」を「基づいて」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第三項中「当該行政庁」を「行政庁」に、「第十条第一項第四号の事業」を「共済事業」に、「事業の健全な運営を確保する」

組合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分

は、厚生労働省令で定める。
第九十三条の二中「当該行政庁」を「行政庁」
に、「第十条第一項第四号の事業」を「共済を図

を「業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図る」に改め、同条第四項中「当該行政庁」を「行政庁」に改め、同条第五項中

4 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法に限る。の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

る事業に改める。

「当該行政庁」を「行政庁」に、「第十二条第一項第一号の事業」を「共済事業」に、「子会社」を「子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者」に改め、同条第六項中「前条第二項」を「前条第

に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の総覽に供し、若しくは虚偽の記録をした情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の五 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴すこれを併科する。

第九十八条の六 第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条の七 被調査組合の役員若しくは使用者又はこれらの人があつた者が第五十三条の十一第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の八 第五十三条の十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下罰金に処する。

第九十八条の九 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（同項第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（同項第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

一 第九十八条の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十八条の三 二億円以下の罰金刑

三 第九十九条第二項 三十万円以下の罰金刑（共済事業を行なう組合若しくはその子会社等又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第九十八条の四 一億円以下の罰金刑

五 第九十八条の六、第九十八条の九又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十六条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項（同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等）をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金

に処する。

第九十九条の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対し各本条の罰金刑を科する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
二 百条第三号の二を削り、同条第四号から第一号を次のように改める。

一 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。
二 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

三 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項第五十条の二第四項、第五十二条第三項若しくは第五十三条第一項第五十条の二第二項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第四項、第六十八条の二第一項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

に掲げる請求を拒んだ者

第一百条の前の見出しを削り、同条中「監事又は清算人」を「監事、清算人又は会計監査人」に、「これを十万円」を「二十万円」に改め、同条

に一号を次のように改める。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
二 百条第三号の二を削り、同条第四号から第一号を次のように改める。

一 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

二 第二十条第二項又は第三十三条第三項の規定に違反したとき。

三 第二十五条の二第二項、第二十六条の五第一項、第三十条の七第一項若しくは第二項、第三十一条の七第九項（第七十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十項、第四十五条第二項若しくは第三項、第四十九条第一項第五十条の二第二項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第四項、第六十八条の二第一項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十三条の九第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第八項、第六十八条の三第一項又は第六十八条の四第七項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

官報(号外)

条の九第二項、第六十八条第二項、第六十八条の二第二項、第六十八条の三第二項又は第六十八条の四第八項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと間違え若しくは贈写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

七 第二十六条第六項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したとき。

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第十条第九号の二を削り、同条第九号を次のように改める。

第百条第八号の二を削り、同条第九号を次のよう改める。

九 第二十八条第四項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

第百条第九号の二を削り、同条第十号から第十七号までを次のように改める。

十 第二十八条第六項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十一 第二十九条の規定に違反したとき。

十二 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求

に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

十三 第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条第二項若しくは第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項百八十四条の規定又は第七十三条において準用する同法第三百八十二条第二項、第三百八十四条若しくは第四百九十二条第一項百八十四条若しくは第四百九十二条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十四 第三十条の五第三項、第三十二条の七第一項、第三十二条第一項、第四十五条第一項若しくは第五十六条第四項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項百九十二条第一項若しくは第五百七条第一項に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

十五 第三十一条第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十六 第三十一条の二第一項(第七十三条において準用する場合を含む。)又は第三十一條の三第五項の規定による開示をすることを怠つたとき。

十七 第三十一条の二第二項(第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百条第十八号を同条第四十五条とし、同条第十七号の次に次の二十七号を加える。

十八 第三十一条の八第三項又は第三十二条の九第二項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定により報告するに当たる場合を含む。)の規定に違反して、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

十九 第三十一条の八第三項において準用す

る会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかつたとき。

二十 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものと間違え若しくは贈写又は書類の謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十一 第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十二 第三十一条の九第一項の規定に違反したとき。

二十三 第三十四条の規定、第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項(これら規定を第三十三条第四項及び第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告を怠つたとき。

二十四 第四十一条第八項、第六十四条第二項又は第九十六条の二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十五 第四十三条第七十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正當な理由がないのに、説明をしなかつたとき。

二十六 第四十七条の二第一項、第五十三条

の八第二項、第五十三条の十四第一項又は第五十三条の十五第二項の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十七 第四十九条又は第四十九条の二第二項(これらの規定を第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、出資一口の金額を減少し、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、又は合併したとき。

二十八 第四十九条第三項(第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第五十三条の十四第一項若しくは第五十三条の十五第一項の規定又は第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十九 第五十条の十一第一項の規定に違反して、共済計理人の選任手続をせず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める要件に該当する者でない者を共済計理人に選任したとき。

三十 第五十条の十三、第五十三条の五又は第九十四条の二第一項若しくは第二項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)に違反したとき。

三十一 第五十一条の四又は第五十二条の規定に違反したとき。

三十二 第五十三条の八第二項の規定に違反して、総会を招集しなかつたとき。

三十三 第五十三条の十四第一項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたときは。

三十四 第五十三条の十四第三項の規定に違反したとき。

三十五 第五十三条の十六第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の第五十三条の十七第一項に規定する特定会社を子会社としたとき。

三十六 第五十三条の十七第一項若しくは第二項ただし書(第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。)又は第五十三条の十九第一項の規定に違反したとき。

三十七 第五十三条の十七第三項又は第五項の規定を第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。

三十八 第五十三条の十八第一項の規定に違反して、同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

三十九 第五十三条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十 清算の結了を遅延させる目的で、第七十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十一 第七十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務の弁済をしたとき。

四十二 第七十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、組合の財産を分配したとき。

官 報 (号 外)

の登記をしなければならない。
第七十七条の二を削る。

第七十八条 組合が吸収合併をしたときは、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については変更の登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第七十四条の見出しを「設立の登記」に改め、同条第一項中「設立の登記は」を「組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において」に改め、「主たる事務所の所在地において」を削り、「主たる事務所の所在地において」を削り、「主たる事務所の所在地において」を改め、同条第三項を削る。

第七十五条から第七十七条までを次のように改める。

(変更の登記)

第七十五条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第七十六条の三に次の一条を加える。

(新設合併の登記)

第七十七条の二 二以上の組合が新設合併をする場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記をし、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

一 第六十八条の三第三項の総会の決議の日

二 第六十八条の三第四項において準用するの移転の登記)

第七十六条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条 組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、そ

の登記をしなければならない。

第七十八条の三第一項第三号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)」を「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)」に改める。

(解散の登記)

第七十九条 第六十二条第一項(第四号から第六号までを除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

四十二 第二十九条の三第一項第三号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)」を「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)」に改める。

改正する。

款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合があつては、これらの方針による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしてその債権者を害するおそれがないことを証する書面

(消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止)

第四条 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第十三号)は、廃止する。

附 則

施行期日

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条及び附則第三条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日

において政令で定める日

二 第三条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日

(消費生活協同組合法の一改正に伴う経過措置)

第一条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に

第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第十三条の貸付事業(以下この条において單に「貸付事業」という。)を行う組合は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する

までの間は、同法第二十六条の四の規定に

かわらず、引き続き当該貸付事業を行うこと

ができる。

2 前項の規定により引き続き貸付事業を行うこ

とができる場合においては、その組合を第一条

の規定による改正後の消費生活協同組合法第

十三条第五項の当該行政庁の認可を受けた組合

とみなして、同法の規定(同法第十三条及び第十五条 新協同組合法第十二条の二第一項及び第

二条を除く。)を適用する。

五十一條を除く。)を適用する。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(次項において「特定日」という。)の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

二 特定期から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間ににおける第一条の規定による改正後の消費生活協同組合法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

三 新設合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書

(解散の登記の申請)

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(清算結了の登記の申請)

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十三条において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第八十九条 第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下「新協同組合法」という。)第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。)を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業(同条第二項の受託共済事業をいう。)及び同条第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業(以下この条において「共済等以外事業」という。)を併せ行うものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過するまでの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

第九条 この法律の施行の際現に存する組合の役員については、新協同組合法第二十九条の三の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、施行日以後に同条に該当することとなつたものについては、この限りでない。

第十条 この法律の施行の際現に存する組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第三十条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に係る通常総会の終結の時から適用し、当該

通常総会の終結前は、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に存する組合の

理事の代表権については、理事会が理事の中から組合を代表する理事を選定するまでの間は、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行の際現に存する組合の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任について、なお従前の例による。

第十三条 新協同組合法第三十一条の七の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類(同条第二項の決算関係書類をいう。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

第十四条 新協同組合法第三十一条の八、第三十一条の九及び第九十二条の三第二項の規定は、

平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用する。

第十五条 新協同組合法第三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿について適用する。

第十六条 施行日前に総会(総代会を設けている組合にあっては、総会又は総代会。以下同じ。)の招集の手続が開始された場合における当該総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する組合の出資一口の金額の減少については、なお従前の例による。ただし、出資一口の金額の減少に関する登記の登記事項については、この限りでない。

第十八条 新協同組合法第五十条の二第一項及び

第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る経理の区分について

は、なお従前の例による。

第十九条 新協同組合法第五十条の八の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条の支払準備金の積立てについて適用する。

第二十条 新協同組合法第五十条の九の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

第二十一条 新協同組合法第五十条の十の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行なう場合について適用し、同日前に開始した事業年度における共済契約者に対する割戻しについて適用する。

第二十二条 新協同組合法第五十条の十一の規定は、この法律の施行の際現に共済事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第二十三条 新協同組合法第五十条の十二の規定は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

第二十四条 新協同組合法第五十二条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益について適用する。

第二十五条 新協同組合法第五十二条の四第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る準備金の積立てについて適用し、施行日前に届け出なければならない。

開始した事業年度に係る準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第五十二条の四第二項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終結の時から適用し、当該通常総会の終結前は、なお従前の例による。

第二十六条 新協同組合法第五十三条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用する。

第二十七条 新協同組合法第五十三条の十六第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の特定会社(新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する特定会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新協同組合法第二十八条第六条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としている共済事業兼業組合(新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する共済事業兼業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の当該特定会社については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合又はその子会社が同日において新協同組合法第五十三条の十七第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を行使しない。この場合において、同日後は、当該行政庁から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十八条 新協同組合法第五十三条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に特定会社である国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権(新協同組合法第二十八条第五項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。)を合算してその基準議決権数(新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して五年を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十九条 新協同組合法第五十三条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている共済事業専業組合(同項に規定する共済事業専業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の当該会社については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の共済事業兼業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなったとき、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第二十八条 新協同組合法第五十三条の十七第一項の規定は、この法律の施行の際現に特定会社である国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権(新協同組合法第二十八条第五項に規定する議決権をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。)を合算してその基

準議決権数(新協同組合法第五十三条の十七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて有している共済事業兼業組合又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該共済事業兼業組合が施行日から起算して五年を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十九条 新協同組合法第五十三条の十八第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている共済事業専業組合(同項に規定する共済事業専業組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の当該会社については、当該共済事業専業組合が施行日から起算して六月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の共済事業専業組合は、同項の届出に係る新協同組合法第五十三条の十六第一項に規定する子会社対象会社以外の特定会社が子会社でなくなったとき、又は特定会社以外の子会社となつたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)	第四十四条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二百八十四条 削除	第二百八十四条を次のように改める。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書	一 議案の目的及び要旨 二 議案の可決理由 三 附則
本案は、消費生活協同組合(以下「組合」という。)の行う共済事業等の健全性を確保し、組合員の保護を図る観点から、契約者保護、経営・責任体制の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 共済事業について、共済契約の締結に関して、契約者に対する虚偽のことを告げる等の行為を禁止するとともに、業務・財務に関する情報開示を義務づけること等、契約者保護のための規定を整備すること。また、最低限保有すべき出資金額の基準の設定、健全性に関する基準の設定等、事業の健全性を確保するための規定を整備すること。 2 購買事業の実施のために必要がある場合等には、隣接都府県まで組合の区域を広げること。	4 理事会等に関する規定を整備するとともに、事業の規模が一定以上の組合について員外監事の設置を義務づけること等、組合の事業運営の規律を強化するための措置を講ずること。 5 組合が行う貸付事業に関し、組合が保有すべき純資産額を設定する等、その適正な運営を確保するための措置を講ずること。 6 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を廃止すること。 7 この法律は、一部を除き、平成二十年四月一日から施行すること。

更生保護法案	右 国会に提出する。
更生保護法	平成十九年三月二日 内閣総理大臣 安倍晋三
第五章 生活環境の調整(第八十二条—第八十四条) 第一条 更生緊急保護等 四条	第五章 生活環境の調整(第八十二条—第八十四条) 第一条 更生緊急保護等 四条
第六章 恩赦の申出(第八十九条—第九十条) 第二節 刑執行停止中の者に対する措置(第八十八条) 第七章 審査請求等	第六章 恩赦の申出(第八十九条—第九十条) 第二節 刑執行停止中の者に対する措置(第八十八条) 第七章 審査請求等
第一章 総則 第一節 目的等(第一条—第三条) 第二節 中央更生保護審査会(第四条—第十一条) 第三節 地方更生保護委員会(第十六条—第十五条) 第四節 保護観察所(第二十九条—第三十条) 第五節 保護観察官及び保護司(第三十一条・第三十二条)	第一章 総則 第一節 目的等 第二節 中央更生保護審査会(第四条—第十一条) 第三節 地方更生保護委員会(第十六条—第十五条) 第四節 保護観察所(第二十九条—第三十条) 第五節 保護観察官及び保護司(第三十一条・第三十二条)

第四節 仮釈放者(第七十五条—第七十八条) 第五節 保護観察付執行猶予者(第七十九条—第八十一条)	第四節 仮釈放者(第七十五条—第七十八条) 第五節 保護観察付執行猶予者(第七十九条—第八十一条)
第一章 総則 第一節 目的等 第二節 刑執行停止中の者に対する措置(第八十八条) 第七章 審査請求等	第一章 総則 第一節 目的等 第二節 刑執行停止中の者に対する措置(第八十八条) 第七章 審査請求等
第二章 仮釈放等 第一節 仮釈放及び仮出場(第三十三条—第四十条) 第二節 少年院からの仮退院(第四十一条—第四十二条) 第三節 収容中の者の不定期刑の終了(第四十三条—第四十五条) 第四節 収容中の者の退院(第四十六条—第四十七条)	第二章 仮釈放等 第一節 仮釈放及び仮出場(第三十三条—第四十条) 第二節 少年院からの仮退院(第四十一条—第四十二条) 第三節 収容中の者の不定期刑の終了(第四十三条—第四十五条) 第四節 収容中の者の退院(第四十六条—第四十七条)
第一章 総則 第一節 目的等 第二節 保護観察 第三節 保護観察の実施(第六十一条—第六十五条) 第四節 保護観察の終了(第六十六条—第六十七条)	第一章 総則 第一節 目的等 第二節 保護観察 第三節 保護観察の実施(第六十一条—第六十五条) 第四節 保護観察の終了(第六十六条—第六十七条)
第一条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力する目的とする。 (国の責務等)	第一条 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力する目的とする。 (国の責務等)

とともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならぬ。

2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対しても必要な協力をすることができる。

3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。

(運用の基準)

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとする措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

(設置及び所掌事務)

第四条 法務省は、中央更生保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること。

二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項

を処理すること。

(審査会の組織)

第五条 審査会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第六条 委員長及び委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

(委員長及び委員の罷免)

第七条 委員長又は委員は、優れた識見を有する者が任命する。

(委員長及び委員の罷免)

第八条 委員長又は委員は、優れた識見を有する者が任命する。

(委員長及び委員の任期)

第九条 委員長及び委員は、委員長又は委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の罷免)

第十条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(委員長)

第十二条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十三条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十四条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十五条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十六条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十七条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

第十八条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、関係人を呼び出し、審問することができる。

(審問)

に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
2 審査会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができる。
3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 審査会がその権能として行う調査又は第四条第二項第二号に規定する審査のための審理は、審査会の指名により、委員長又は一人の委員で行うことができる。

5 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。
6 委員長及び委員は、委員長又は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免することができること。

(審問)

7 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

8 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

9 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

10 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

11 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

12 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

13 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

14 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

15 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

16 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
2 審査会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができる。
3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 審査会がその権能として行う調査又は第四条第二項第二号に規定する審査のための審理は、審査会の指名により、委員長又は一人の委員で行うことができる。
5 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長の職務を行う常勤の委員は、委員長とみなす。
6 委員長及び委員は、委員長又は委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員長又は委員を罷免することができること。
7 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

8 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

9 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

10 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

11 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

12 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

13 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

14 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

15 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

16 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

17 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

18 委員長及び委員は、委員長又は委員を罷免しなければならない。

(審問)

婦人補導院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。
第十四条 番查会は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な協力を求めることができる。
(政令への委任)
第十五条 第四条から第十一条までに規定するもののほか、番查会の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
第三節 地方更生保護委員会
(所掌事務)
第十六条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八条の行政官庁として、仮釈放を許し、又はその処分を取り消すこと。
二 刑法第三十条の行政官庁として、仮出場を許すこと。
三 少年院からの仮退院又は退院を許すこと。
四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすること。
五 少年法(昭和二十三年法律第六百六十八号)第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡された刑(以下「不定期刑」という。)について、その執行を受け終わったものとする処分をすること。
六 刑法第二十五条の二第二項の行政官庁とし
て、保護觀察を仮に解除し、又はその処分を取り消すこと。
七 婦人補導院からの仮退院を許し、又はその処分を取り消すこと。
八 保護觀察所の事務を監督すること。
九 前各号に掲げるもののほか、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。
(地方委員会の組織)
第十七条 地方委員会は、三人以上政令で定める人数以内の委員をもつて組織する。
(委員の任期)
第十八条 委員の任期は、三年とする。
(委員長)
第十九条 地方委員会に、委員長を置く。委員長は、委員のうちから法務大臣が命ずる。
2 委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。
(事務局)
第二十条 地方委員会に、事務局を置く。
2 事務局の内部組織は、法務省令で定める。
(委員会議)
第二十一条 地方委員会の所掌事務の処理は、第二十三条第一項の規定により三人の委員をもつて構成する合議体で権限を行う場合その他法令に特別の定めがある場合を除き、委員の全員をもつて構成する会議の議決による。
2 前項の会議は、委員長が招集する。
3 第一項の会議は、委員の半数以上の出席がな
ければ、議事を開き、議決することができない。
4 第一項の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、五人未満の委員をもつて組織される地方委員会において、出席者が二人であるときは、その意見の一致したところによる。(記録等の提出の求めに関する規定の準用)
第二十二条 第十三条の規定は、前条第一項の会議の調査について準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護觀察所の長」とあるのは、「及び保護觀察所の長」と読み替えるものとする。
(合議体)
第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもつて構成する合議体で、その権限を行う。
一 この法律又は他の法律の規定により決定をもつてすることとされている処分
二 第三十五条第一項(第四十二条及び売春防止法(昭和三十一年法律第六百八号)第二十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による審理の開始に係る判断
3 第三十九条第四項(第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による審理の再開に係る判断
4 前項において準用する第十二条第一項の規定による呼出し及び審問は、第二十三条第三項の規定にかかわらず、保護觀察官をして行わせることができない。
(決定書)
第二十四条 前条第一項の合議体の決定は、決定書を作成してしなければならない。
第二十五条 前条の決定は、当該決定の対象とされた者に対し、これを告知することによって、その効力を生ずる。

2 前項の決定の告知は、その対象とされた者に對して当該決定を言い渡し、又は相當と認める方法により決定書の謄本をその者に送付して、行うものとする。ただし、急速を要するときは、法務省令で定める方法によることができる。

3 第一項の決定の対象とされた者が刑事施設に収容され、若しくは労役場に留置されている場合又は少年院若しくは婦人補導院に収容されている場合において、決定書の謄本を当該刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長、少年院の長又は婦人補導院の長に送付したときは、当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

4 決定書の謄本を、第一項の決定の対象とされた者が第五十条第四号(売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により居住すべき住居(第五十一条第二項第五号(同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により宿泊すべき特定の場所が定められている場合には、当該場所)にあてて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるものに付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

(協力の求めに関する規定の準用)

第二十八条 第十四条の規定は、地方委員会について準用する。

第四節 保護観察所

(所掌事務)

第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二 犯罪の予防を図るため、世論を啓發し、社会環境の改善に努め、及び地域住民の活動を促進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律その他法令によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(協力等の求め)

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

第五節 保護観察官及び保護司

(保護観察官)

第三十一条 地方委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く。

2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

(保護司)

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長

の指揮監督を受けて、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に從事するものとする。

第三十三条 地方委員会は、前条第一項の規定により、調査を行うことができる。

第三十四条 地方委員会に通告しなければならない旨を地方委員会に通告しなければならない。

第二章 仮釈放等

第一節 仮釈放及び仮出場

(法定期間経過の通告)

第三十五条 地方委員会は、前条第一項の規定により、調査を行うに当たっては、審理の対象となるべき者が収容されている刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができる。

2 前項の調査を行うに当たっては、審理の対象となるべき者が収容されている刑事施設(労役又は禁錮の刑の執行のため収容している者に第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三十六条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 刑事施設の長は、拘留の刑の執行のため収容している者又は労役場に留置している者について、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮出場を許すべき旨の申出をしなければならない。

(申出によらない審理の開始等)

第三十七条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに關する審理においては、その構成員である委員をして、審理対象者と面接させなければならない。ただし、その者の重い疾病若しくは傷害により面接を行うことが困難であると認められるとき又は法務省令で定める場合であつて面接の必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、前項の規定により審理を開始するに當たっては、あらかじめ、審理の対象となるべき者が収容されている刑事施設(労役場に准ずるもの)の運営に係る事務を司る者(以下「運営者」といふ)に、前項の規定による審理の開始等の事由が生じたことを通知する。

2 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに關する審理において必要があると認めるときは、審理

官 報 (号 外)

対象者について、保護観察所の長に対し、事項を定めて、第八十二条の規定による生活環境の調整を行うことを求めることができる。

3 前条第二項の規定は、仮釈放を許すか否かにに関する審理における調査について準用する。
(被害者等の意見等の聴取)

第三十八条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行つて当たり、法務省令で定めることにより、被害者等(審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。)から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情(以下この条において「意見等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聽取るものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

(仮釈放及び仮出場を許す処分)

第三十九条 刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分は、地方委員会の決定をもつてするものとする。

2 地方委員会は、仮釈放又は仮出場を許す処分をするに当たつては、釈放すべき日を定めなければならぬ。

3 地方委員会は、仮釈放を許す処分をするに当たつては、第五十一条第二項第五号の規定による宿泊すべき特定の場所を定める場合その他特別の事情がある場合を除き、第八十二条の規定による住居の調整の結果に基づき、仮釈放を許される者が居住すべき住居を特定するものとする。

4 地方委員会は、第一項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、その釈放までの間に、刑事施設の規律及び秩序を害する行為をしたこと、予定されていた釈放後の住居、就業先その他の生活環境に著しい変化が生じたことその他のその釈放が相当でないと認められる特別の事情が生じたと認めるときは、仮釈放又は仮出場を許すか否かに関する審理を再開しなければならない。この場合においては、当該決定は、その効力を失う。

5 第三十六条の規定は、前項の規定による審理の再開に係る判断について準用する。

(仮釈放中の保護観察)

第四十条 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付する。

第二節 少年院からの仮退院

(仮退院を許す処分)

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、刑罰の執行を終了する場合において、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、刑の執行を受け終わつたものとすべき旨の申出をしなければならない。

(刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の処分)

第四十三条 刑事施設の長又は少年院の長は、定期刑の執行のため収容している者について、その刑の短期が経過し、かつ、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、刑の執行を受け終わつたものとすべき旨の申出をしなければならない。

第四十四条 地方委員会は、前条に規定する者について、同条の申出があつた場合において、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、決定をもつて、刑の執行を受け終わつたものとしなければならない。

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

第三章 保護観察

第一節 通則

第四十七条 第三十七条の規定は、前条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

3 第一項の決定の対象とされた者の刑期は、前項の通知が刑事施設又は少年院に到達した日に終了するものとする。

(準用)

第四十五条 第三十七条の規定は、前条第一項の決定をするか否かに関する審理について準用する。

(準用)

第四十六条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、少年院の長の申出があつた場合において、退院を相当と認めるとき(二十三歳を超えて少年院に収容されている者については、少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第十一条第五項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他退院を相当と認めるとき)は、決定をもつて、これを許さなければならない。

2 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分に付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)

二 少年院からの仮退院を許されて第四十二条において準用する第四十条の規定により保護観察に付されている者(以下「少年院仮退院者」という。)

三 仮釈放を許されて第四十条の規定により保護観察に付されている者(以下「仮釈放者」という。)

四 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者(以下「保護観察付執行猶予者」という。)

(保護観察の実施方法)

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条に規定する指導監督及び第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 保護観察処分少年又は少年院仮退院者に対する保護観察は、保護処分の趣旨を踏まえ、その健全な育成を期して実施しなければならない。

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

一 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。

二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。

イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問

を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。

□ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であつて指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(第三十九条第三項(第四十二条において准用する場合を含む)。次号において同じ。)の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

四 前号の届出に係る住居(第三十九条第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)に居住すること(次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

五 転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

(特別遵守事項)

第五十一条 保護観察対象者は、一般遵守事項のほか、遵守すべき特別の事項(以下「特別遵守事項」という。)が定められたときは、これを遵守しなければならない。

(特別遵守事項の設定及び変更)

り、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

1 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者について、保護観察所の長の申出により、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定めることができる。保護観察所の長の申出により、これを変更するときも、同様とする。

2 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

3 前項の場合において、少年院からの仮退院又は仮釈放を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出を要しないものとする。

4 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、法務省令で定めるところにより、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。

5 保護観察所の長は、前項の場合のほか、保護観察付執行猶予者について、法務省令で定めるところにより、当該保護観察所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対し、定めようと/orする又は変更しようとする特別遵守事項の内容を示すとともに、必要な資料を提示して、その意見を聴いた上、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。ただ

官 報 (号外)

し、当該裁判所が不相当とする旨の意見を述べたものについては、この限りでない。
 (特別遵守事項の取消し)

第五十三条 保護観察所の長は、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを取り消すものとする。

2 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者又は仮釈放者について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、これを取り消すものとする。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により特別遵守事項を取り消す場合について準用する。
 (一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならない。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため収容している者について、第三十九条第一項又は第四十条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項釈放の時までに変更された場合には、変更後のものとの内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

(生活行動指針)

第五十六条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針(以下「生活行動指針」という)を定めることができる。

2 保護観察所の長は、前項の指導監督を適切に行うため特に必要があると認めるときは、保護観察対象者に対し、当該指導監督に適した宿泊場所を供与することができる。
 (保護観察の実施者)

第六十一条 保護観察は、保護観察対象者の居住地(住居がないか、又は明らかでないときは、現在地又は明らかである最後の居住地若しくは所在地)を管轄する保護観察所がつかさどる。

(保護観察の実施者)

第六十二条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他のことの事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るために有効かつ適切であると認められる他の適当な者に委託して行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により生活行動指針を定めたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者に対し、当該生活行動指針の内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護観察対象者は、第一項の規定により生活

したものについては、この限りでない。

(特別遵守事項の通知)
第五十五条 保護観察所の長は、保護観察対象者について、特別遵守事項が定められ、又は変更されたときは、法務省令で定めるところによらない。ただし、次項に規定する場合については、この限りでない。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため収容している者について、第三十九条第一項又は第四十条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項釈放の時までに変更された場合には、変更後のものとの内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

3 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

六 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言

その他の措置をとること。

(保護者に対する措置)

第五十九条 保護観察所の長は、必要があると認めると、保護観察に付されている少年(少年法第二条第一項に規定する少年であつて、保護観察処分少年又は少年院仮退院者に限る。)の保護者(同条第二項に規定する保護者をいう。)に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その改善更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができること。

第五十七条 保護観察における指導監督は、次に掲げる方法によって行うものとする。

一 面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。

二 保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項(以下「遵守事項」という。)を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること。

三 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。

四 教養訓練の手段を得ることを助けること。

五 生活環境を改善し、及び調整すること。

	会生活を営むために必要な手段を得ることがで きないため、その改善更生が妨げられるおそれ がある場合には、当該保護観察対象者が公共の 衛生福祉に関する機関その他の機関からその目 的の範囲内で必要な応急の救護を得られるよ う、これを援護しなければならない。
2	前項の規定による援護によつては必要な応急 の救護が得られない場合には、保護観察所の長 は、予算の範囲内で、自らその救護を行うもの とする。
3	前項の救護は、更生保護事業法の規定により 更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託 して行うことができる。
4	保護観察所の長は、第一項又は第二項の規定 による措置をとるに当たつては、保護観察対象 者の自助の責任の自覚を損なわないよう配慮し なければならぬ。
(出頭の命令及び引致)	第六十三条・地方委員会又は保護観察所の長は、 その職務を行うため必要があると認めるとき は、保護観察対象者に対し、出頭を命ずること ができる。
2	保護観察所の長は、保護観察対象者につい て、次の各号のいずれかに該当すると認める場 合には、裁判官のあらかじめ発する引致状によ り、当該保護観察対象者を引致することができ る。
10	一 正当な理由がないのに、第五十条第四号に 規定する住居に居住しないとき(第五十一条 第一項第五号の規定により宿泊すべき特定の 場所を定められた場合には、当該場所に宿泊 しないとき)。
1	中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十 三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同 法第七十六条第一項本文中「公訴事実の要旨及 び弁護人を選任することができる旨並びに貧困 その他事由により自ら弁護人を選任すること ができないときは弁護人の選任を請求すること
6	二 遵守事項を遵守しなかつたことを疑うに足 りる十分な理由があり、かつ、正当な理由が ないのに、前項の規定による出頭の命令に応 ぜず、又は応じないおそれがあるとき。
3	三 地方委員会は、少年院仮退院者又は仮釈放者 について、前項各号のいずれかに該当すると認 める場合には、裁判官のあらかじめ発する引致 状により、当該少年院仮退院者又は仮釈放者を 引致することができる。
4	四 第二項の引致状は保護観察所の長の請求によ り、前項の引致状は地方委員会の請求により、 その所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所 又は簡易裁判所の裁判官が発する。
5	五 第二項又は第三項の引致状は、判事補が一人 で発することができる。
6	六 第二項又は第三項の引致状は、保護観察官に 執行させるものとする。ただし、保護観察官に 執行させることが困難であるときは、警察官に その執行を嘱託することができる。
7	七 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) 第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三 項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文 及び第二項の規定(公引に関する部分に限る。) は、第二項又は第三項の引致状及びこれらの規 定による保護観察対象者の引致について準用す る。この場合において、同法第六十四条第一項 による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十 一条第五項の規定による決定をするか否かに關 する審理の開始後においては、当該審理を担当 する合議体)で行う。ただし、前項本文の規定 による釈放に係る地方委員会の判断について は、急速を要するときは、あらかじめ地方委員 会が指名する一人の委員で行うことができる。
9	八 第二項又は第三項の引致に係る判断及び前項本 文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員 をもつて構成する合議体(第七十一条の規定に よる申請、第七十五条第一項の決定又は第八十 一条第五項の規定による決定をするか否かに關 する審理の開始後においては、当該審理を担当 する合議体)で行う。ただし、前項本文の規定 による釈放に係る地方委員会の判断について は、急速を要するときは、あらかじめ地方委員 会が指名する一人の委員で行うことができる。
10	九 地方委員会が行う第一項の規定による命令、 第三項の規定による引致に係る判断及び前項本 文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員 をもつて構成する合議体(第七十一条の規定に よる申請、第七十五条第一項の決定又は第八十 一条第五項の規定による決定をするか否かに關 する審理の開始後においては、当該審理を担当 する合議体)で行う。ただし、前項本文の規定 による釈放に係る地方委員会の判断について は、急速を要するときは、あらかじめ地方委員 会が指名する一人の委員で行うことができる。
1	一〇 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五 条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措 置のための合議体又は委員による調査につい て、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の 議事について、それぞれ準用する。この場合に 議事について、それぞれ準用する。この場合に

者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他的事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄

する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならぬ。

第二節 保護観察処分少年

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)

第六十六条 保護観察処分少年に対する保護観察の期間は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合は、二年)とする。ただし、第六十八条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

(警告及び少年法第二十六条の四第一項の決定の申請)

第六十七条 保護観察所の長は、保護観察処分少年が、遵守事項を遵守しなかつたと認めるときは、当該保護観察処分少年に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。

2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた保護観察処分少年が、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、少年法第二十六条の四第一項の決定の申請をすることができる。

(家庭裁判所への通告等)

第六十八条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、新たに少年法第三条第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、家庭裁判所に通告することができる。

2 前項の規定による通告があつた場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、これを少年法第二条第一項の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により少年法第二条第一項の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に収容する期間を定めなければならない。

(保護観察の解除)

第六十九条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

4 第一項の規定による処分があつたときは、そ

の処分を受けた保護観察処分少年について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。

5 保護観察所の長は、第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年について、再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、同項の規定による処分を取り消さなければならない。

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保

護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項を遵守しなかつたことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を発し、又は同条第二項の規定による申請をすることができない。

(保護観察の一時解除)

第七十条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、その改善更生に資すると認めるときは、期間を定めて、保護観察を一時的に解除することができる。

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十

九条、第五十一条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十七条规定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同条第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とする。

4 第一項の規定による処分があつたときは、その処分を受けた保護観察処分少年について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。

5 保護観察所の長は、当該決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する必要があると認められるときは、当該決定と同時に、二十三歳を超えて少年院に収容する必要があると認められるときは、当該決定と同時に、二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保

護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項を遵守しなかつたことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を発し、又は同条第二項の規定による申請をすることができない。

(少年院への戻し収容の決定)

第七十二条 前条の申請を受けた家庭裁判所は、当該申請に係る少年院仮退院者について、相当と認めるときは、これを少年院に戻して収容する旨の決定をすることができる。

2 家庭裁判所は、前項の決定をする場合において、少年院仮退院者を二十歳を超えない少年院に満たない少年院仮退院者を二十二歳を超えて少年院に収容する必要があると認められるときは、当該決定と同時に、その者が二十三歳を超えて少年院に収容する必要があると認められるときは、当該決定と同時に、二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めることができる。その者が既に二十二歳を超えているときは、当該決定と同時に、二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

3 家庭裁判所は、二十三歳に達している少年院

仮退院者について第一項の決定をするときは、当該決定と同時に、その者が二十六歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

4 家庭裁判所は、第一項の決定に係る事件の審

理に当たつては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び保護観察所の長の意見を聽かなければならない。

出により、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかつたと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすることができる。ただし、二十三歳に達している少年院仮退院者については、少年院法第十一條第五項に規定する事由に該当すると認めるとき限りである。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に

係る事件の手続は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手続の例による。

(留置)

第七十三条 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十一条の申出があり同条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致された日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、留置の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに少年院仮退院者を釈放しなければならない。

3 第一項の規定により留置されている少年院仮退院者について、第七十一条の規定による申請があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 第一項の規定による留置及び第二項ただし書の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体(第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体)で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

5 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措

置のための合議体又は委員による調査について

て、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合に

おいて、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による留置については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(少年院仮退院者の退院を許す処分)

第七十四条 地方委員会は、少年院仮退院者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるとき(二十三歳を超える少年院仮退院者については、少年院法第十二条第五項に規定する事由に該当しなかつたと認めるときその他

保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるとき)は、決定をもつて、退院を許さなければならぬ。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

第四節 仮釈放者

(仮釈放の取消し)

第七十五条 刑法第二十九条第一項の規定による仮釈放の取消しは、仮釈放者に対する保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方委員会が、決定をもつてするものとする。

2 第一項の規定による留置及び第二項ただし書の規定による留置に係る判断は、三人の委員をもつて構成する合議体(第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体)で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

3 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十九条までの規定は、仮釈放を取り消された者の収

容について適用があるものとする。

(留置)

第七十六条 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された仮釈放者について、刑法第二十九条第一項第一号から第三号までに該当する場合であつて前条第一項の決定をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるとき、又は同条第二項の申出がありその審理を開始するときは、当該仮釈放者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 前項の規定により仮釈放者が留置された場合において、その者の仮釈放が取り消されたときは、刑法第二十九条第二項の規定にかかわらず、その留置の日数は、刑期に算入するものとする。

3 第七十三条第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第四項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十五条第一項の決定」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により保護観察を停止されている間に遵守事項を遵守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消しをすることができない。

5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によってその進行を停止し、第二項の決定があつた時からその進行を始める。

6 地方委員会は、仮釈放者が第一項の規定により保護観察を停止されている間に遵守事項を遵守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消しをすることができない。

7 地方委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかつたことが明らかになつたときは、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。

8 前項の規定により第一項の決定が取り消された場合における仮釈放者の刑期の計算について

は、第五項の規定は、適用しない。

(仮釈放者の不定期刑の終了)

(保護観察の停止)

第七十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなつたと認めるときは、決定をもつて、保護観察を停止することができる。

2 前項の規定により保護観察を停止されている申出によらなければならない。

3 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十九条までの規定は、仮釈放を取り消された者の収

容について適用するときは、第二十条第三項の規定にかかるらず、一人の委員ですることができる。

4 第一項の規定により保護観察を停止されいる仮釈放者が第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致されたときは、第二項の決定があつたものとみなす。

5 仮釈放者の刑期は、第一項の決定によってその進行を停止し、第二項の決定があつた時からその進行を始める。

6 地方委員会は、仮釈放者が第一項の規定により保護観察を停止されている間に遵守事項を遵守しなかつたことを理由として、仮釈放の取消しをすることができない。

7 地方委員会は、第一項の決定をした後、保護観察の停止の理由がなかつたことが明らかになつたときは、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。

8 前項の規定により第一項の決定が取り消された場合における仮釈放者の刑期の計算について

は、第五項の規定は、適用しない。

(仮釈放者の不定期刑の終了)

第七十八条 地方委員会は、不定期刑に処せられ、仮釈放を許されている者であつて、仮釈放前又は仮釈放中にその刑の短期が経過したものについて、保護観察所の長の申出により、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、少年法第五十九条第二項の規定にかかるらず、決定をもつて、刑の執行を受け終わつたものとしなければならない。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

官 報 (号 外)

第五節 保護観察付執行猶予者

(検察官への申出)

第七十九条 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、刑法第二十六条の二第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべきものと認めるときは、刑事訴訟法第三百四十九条第一項に規定する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対応する検察庁の検察官に対して、書面で、同条第二項に規定する申出をしなければならない。

(留置)

第八十条 保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した保護観察付執行猶予者について、前条の申出をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該保護観察付執行猶予者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の申出をする必要がなくなつたとき、検察官が刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求をしないことが明らかになつたときその他留置の必要がなくなったときは、直ちに保護観察付執行猶予者を釈放しなければならない。

3 第一項の規定により留置されている保護観察付執行猶予者について、刑事訴訟法第三百四十九条第一項の請求があつたときは、前項の規定にかかるわらず、同法第三百四十九条の二第一項の決定の告知があるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 刑事訴訟法第三百四十九条の二第二項の規定

による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定をもつて、十日間に限り、前項ただし書の期間を延長することができる。この場合において、その決定の告知については、同法による決定の告知の例による。

5 第三項に規定する決定が保護観察付執行猶予者の刑の執行猶予の言渡しを取り消したものであるときは、同項の規定にかかわらず、その決定が確定するまでの間、その者を継続して留置することができる。

6 第一項の規定により保護観察付執行猶予者が留置された場合において、その刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、その留置の日数は、刑期に算入するものとする。

7 第七十三条第六項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)

第八十一条 刑法第二十五条の二第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分は、地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもつてするものとする。

（収容中の者に対する生活環境の調整）

第八十二条 保護観察所の長は、刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

3 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者については、第四十九条、第五十一条から第五十八条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第七十九条及び前条の規定は、適用しない。

用については、第五十条中「以下」一般遵守事務

項」とあるのは「第二号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同条第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第一号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とする。

4 第一項に規定する処分があつたときは、その処分を受けた保護観察付執行猶予者について定められている特別遵守事項は、その処分と同時に取り消されたものとみなす。

5 地方委員会は、刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、保護観察所の長の申出があつた場合において、その行状にかんがみ再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもつて、同項の規定による処分を取り消さなければならない。

6 第一節 更生緊急保護等

（准用）

第六十四条 第六十一条第一項の規定は、前二条の規定による措置について準用する。

第七章 更生緊急保護等

第一節 更生緊急保護

（更生緊急保護）

第八十五条 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から療養、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生することができないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、金品を給与し、又は貸与し、宿泊場所を供与し、宿泊場所への帰住、医療、療養、就職又は教養訓練を受け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図ること等により、その者が進んで法律を守る善良な社会の一員となることを援護し、その速やかな改善更生を保護することをいう。

一 徹役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わつた者

第八十三条 保護観察所の長は、刑法第二十五条

員とする第二十三条第一項の合議体により第二十四条の規定による審理が開始されているものとみなす。この場合において、この法律の施行

行の日以後とする旧犯罪者予防更生法第三十一
条第二項(附則第二十二条)の規定による改正前
の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第
二十五条第三項において準用する場合を含む。)
の決定がされ、当該釈放の日までの間にその釈

前に当該委員による審理として行われた行為は、当該合議体による第二十五条第一項の調査として行われた行為とみなす。

この法律の施行前に日本法令の規定に基きて地方委員会がした決定であつて、その告知が行われていないものに係る告知の方法については、第二十七条规定から第四項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保育観察に関する経過措置)
（保育前の一例による）

この法律の施行前にされた少 年法第二十四条第一項第一号 の保護処分により、この法律 の施行の際現に保護観察に付 されている者	この法律の施行前に旧犯罪者 予防更生法第三十一条第二項 の規定による少年院からの仮 退院を許す旨の決定を受けた 者の決定を受けた者	この法律の施行前に旧犯罪者 予防更生法第三十一条第二項 の規定による仮釈放を許す旨 の決定を受けた者	第四十九条から第五十一一条まで、 第五十二条第一項、第五十三条第一 項、第五十四条第一項、第五十 五条第一項、第五十六条、第五十 七条第一項及び第七十七条第四項	第四十九条から第五十一一条まで、 第五十二条第二項第一項、第五十三 三条第二項及び第三項、第五 十五条
第五十二条第二項第一項、第五 十三条第二項及び第三項、第五 十五条	第五十二条第二項及び第三項、第五 十三条第二項及び第三項、第五 十五条	旧犯罪者予防更生法第三十 二条、第三十四条及び第三 十五条	旧犯罪者予防更生法第三十 二条、第三十四条及び第三 十五条	旧犯罪者予防更生法第三十 二条、第三十四条及び第三 十五条
第五十五条第一項、第五十六 条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項
第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項	第五十五条第一項、第五六十 一条並びに第五十七条第一項

前項の表の上欄に掲げる者 中同表の中欄に掲げる字句は	この法律の施行前に刑法第二 十五条の二第一項の規定にて る保護觀察に付する旨の言渡 しを受けた者
-------------------------------	---

第四十九条第一項、第五十一条、第五十二条第四項、第五十三条第一項、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条並びに第八十八条第四項
附則第二十一条の規定によつて準用する第四十九条法」という。(第二十六条第一項、第二十二条第二項及び第三項、第三条第二項及び第三项、第三条第二项、第五十五条第一項、第五十六条、第五十七条並びに第五十七条第一項

第一項及び 第五条	第六条 第一項	第六条 第一項	第六条 第一項	第六条 第一項
二条、第五条及び第七条	二条、第五条及び第七条	二条、第五条及び第七条	二条、第五条及び第七条	二条、第五条及び第七条
十四条及び第三十五条	十四条及び第三十五条	十四条及び第三十五条	十四条及び第三十五条	十四条及び第三十五条
十五 五十六	十五 五十四	十五 五十	十五 五十一	十五 五十五
る改正 春防止 一項に 未第一 第五 未第一 六条第二項に る旧犯罪者予防更生法第二 十 四 条及 び第 三十五 条	る改正 春防止 一項に 未第一 第五 未第一 六条第二項に る旧犯罪者予防更生法第二 十 四 条及 び第 三十五 条	る改正 春防止 一項に 未第一 第五 未第一 六条第二項に る旧犯罪者予防更生法第二 十 四 条及 び第 三十五 条	る改正 春防止 一項に 未第一 第五 未第一 六条第二項に る旧犯罪者予防更生法第二 十 四 条及 び第 三十五 条	る改正 春防止 一項に 未第一 第五 未第一 六条第二項に る旧犯罪者予防更生法第二 十 四 条及 び第 三十五 条

2
前項の表の上欄に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

官 報 (号 外)

		第五十七条第二項		第五十七条规定	
		第六十三条规定	第六十三条规定	第六十三条规定	第六十三条规定
第七十条第二項	第四十九条、第五十一条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条、第六十七条及び第六十八条	遵守事項	遵守事項	前項の指導監督	この章(第四十九条から第五十六条まで及び第五十七条第一項を除く。)並びに附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十二条、第三十四条、第三十五条及び第三十八条並びに旧執行猶予者保護観察法第二条、第五条及び第七条
	第六十条	第六十三条第二項第一号(新壳春防止法第二十一条及び第十七条第六項)	第六十三条规定	第五十条第四号に規定する住居に居住しないとき(第五十一条第一項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合には、当該場所に宿泊しないとき)	附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十五条又は旧執行猶予者保護観察法第七条の指導監督
第七十一条第二項	第六十条	遵守すべき事項	遵守すべき事項	一定の住居に居住しないとき	この章(第四十九条から第五十六条まで及び第五十七条第一項を除く。)並びに附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十二条、第三十四条、第三十五条及び第三十八条並びに旧執行猶予者保護観察法第二条、第五条及び第七条
	第六十一条	第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十八条	第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十八条	第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十八条	第五十七条第二項、第五十八条、第五十九条、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十八条

官 報 (号 外)

護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」

第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者に対する新売春防止法第二十六条第一項において準用する第五十七条第一項の規定の適用については、同項中「前項の指導監督」とあるのは、「附則第二十九条の規定による改正前の売春防止法第二十六条第二項において準用する附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる附則第十二条第一号の規定による廢止前の犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)第三十五条の指導監督とする。」

（平成十八年法律第十五号）の施行前に刑法第三十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けていた者であつてこの法律の施行の際現に当該保護観察に付されているものがその保護観察に付されている期間中遵守すべき事項については、第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けていた者であつてこの法律の施行の際現に当該保護観察に付されているものに対する第二十七条及び第八十一条の規定の適用については、第二十七条第四項中「第五十条第四号(売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により居住すべき住居(第五十一条第二項第五号(同法第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により宿泊すべき特定の場所が定められる場合には、当該場所)とあるのは「附則第五条第四項の規定によりなお従前の例による」とされる場合における執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律(平成十八年法律第十五号)による改正前の執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号第五条の規定による届出に係る住居)と、第八十一条第二項中「に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号口及び第三号に掲げる事項を除く」と、同条第二号中「守り、保護観察官及

にかかわらず、善行を保持すること及び住居を移転するときはあらかじめ保護観察所の長に届け出ること」とする。

この法律の施行の際現に旧犯罪者予防更生法第三十三条第四項の規定による保護觀察の停止がされている者に対する当該停止の効力については、第二項の規定により読み替えて適用される第七十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧執行猶予者保護觀察法第八条第一項に規定する保護觀察の仮解除がされている者に対する当該仮解除の効力については、第二項及び第五項の規定により読み替ええて適用される第八十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(引致状に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に発せられた旧犯罪者予防更生法第四十一条第二項の引致状は、保護觀察所の長の請求により発せられたものにあっては第六十三条第二項の引致状と、地方委員会の請求により発せられたものにあっては同条第

(行猶予者保護觀察法又は旧売春防止法の規定によりした決定に係る記録は、第九十七条第一項(新売春防止法第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する審理及び決定に関する記録とみなす。)

(費用の徴収に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に生じた旧犯罪者予防更生法第六十条第一項に規定する費用は、第九十八条第一項に規定する費用とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(調整規定)

第十一條 少年法等一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、少年法等一部改正法の施行の日の前日までの間における第五十一条第二項及び第七十条第二項の規定の適用については、第五十一条第二項中「刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「並びに刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項」と、

び保護司による指導監督を誠実に受け」とあるのは「守ると、同条第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」とあるのは「の遵守すべき事項は、附則第五条第四項の規定によりなれど前例によることとされる場合における執行猶予者保護觀察法の一部を改正する法律によ

(生活環境の調整に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にされた旧執行猶予者
保護観察法第四条の申出は、第八十三条の同意
とみなす。
(記録の保存等に関する経過措置)

<p>第七十条第二項中「第五十九条」とあるのは「第五十八条」と、「第六十七条及び」とあるのは「及び」とする。</p> <p>第六十七条の規定は、少年法等一部改正法の施行の日以後に少年法等一部改正法第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。</p> <p>（犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の廃止）</p> <p>第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。</p> <p>一 犯罪者予防更生法</p>	<p>2 第六十七条の規定は、少年法等一部改正法の施行の日以後に少年法等一部改正法第一条の規定による改正後の少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の決定を受けた者について適用する。</p> <p>（犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の廃止）</p> <p>第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。</p> <p>一 犯罪者予防更生法</p>
<p>（少年法の一部改正）</p> <p>第十四条 少年法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十六条の四第一項中「犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一百四十二号）第四十一条の三第二項」を「更生保護法（平成十九年法律第号）第九号」に改める。</p> <p>（少年院法の一部改正）</p> <p>第十五条 少年院法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条中「の申請」を「を許すべき旨の申出」に改める。</p> <p>（犯罪者予防更生法の一部改正）</p> <p>第十六条 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」</p>	<p>別表第一 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一百四十二号）の項及び執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の項を削り、同表壳春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）の項中「犯罪者予防更生法第六十条第二項」を「更生保護法（平成十九年法律第号）第九号」に改め、同表に次のように加え る。</p> <p>第十九条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条の次に次の二条を加える。</p> <p>（被害者等の意見等の聴取）</p> <p>第三十条の一 委員は、仮釈放又は仮退院に係る第二十九条の審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等の意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすり難い被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合は、心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ。）から、本人の仮釈放又は仮退院に関する意見及び被害に關することができる。この場合において、同項たゞし書の規定により当該保護観察所の長</p>
<p>に改める。</p> <p>（被害者等の意見等の聴取）</p> <p>第三十条の次に次の二条を加える。</p> <p>（被害者等の意見等の聴取）</p> <p>第三十条の一 委員は、仮釈放又は仮退院に係る第二十九条の審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、被害者等の意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすり難い被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合は、心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ。）から、本人の仮</p>	<p>する心情（以下この条において「意見等」といふ）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他的事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第五十八条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を傷つける虞」を「若しくは生活の平穀を害するおそれ」に改める。</p> <p>（刑事補償法の一部改正）</p> <p>第十七条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三項中「犯罪者予防更生法（昭和二年法律第一百四十二号）第四十一条又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五号）第十条」を「更生保護法（平成十九年法律第八号）第十条」に改め、同法に次のように加え る。</p> <p>第三章第一節中第四十二条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>（被害者等の心情等の伝達）</p> <p>第四十二条の三 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けている者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は本人の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすり難い被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合は、心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ。）から、本人の仮</p>
<p>護観察の実施状況その他の事情を考慮して相応でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（被害者等の心情等の伝達）</p> <p>第十七条の二 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けている者について、被害者等（本人が刑を言い渡されたことと同一の事件に係る）が、心身に重大な障害がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ。）から、本人の仮</p>	<p>が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならない。</p> <p>第五十八条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「を傷つける虞」を「若しくは生活の平穀を害するおそれ」に改める。</p> <p>（刑事補償法の一部改正）</p> <p>第十七条 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三項中「犯罪者予防更生法（昭和二年法律第一百四十二号）第四十一条又は執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五号）第十条」を「更生保護法（平成十九年法律第八号）第十条」に改め、同法に次のように加え る。</p> <p>第三章第一節中第四十二条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>（被害者等の心情等の伝達）</p> <p>第四十二条の三 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察を受けている者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は本人の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすり難い被つた者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合は、心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項及び第四十二条の三において同じ。）から、本人の仮</p>

法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は本人の生活若しくは行動に関する意見(以下この条において「心情等」という。)の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、本人に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが本人の改善及び更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聽かなければならない。

(壳春防止法の一部改正)

第二十条 壳春防止法の一部を次のように改正す る。

第二十五条第三項中「第二十九条から第三十二まで」を「第二十九条、第三十条、第三十一 条及び第三十二条」に改める。

第二十二条 壳春防止法の一部を次のように改正す る。

第二十四条の見出しを「(生活環境の調整)」に

改め、同条第一項中「社会復帰を円滑にするため、「を「について、その社会復帰を円滑にするため」に、「環境の調整に関する措置を講ずることができる」を「家族その他の関係人を訪問して協力を求める」とその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号。以下「予防更生法」という。)第五十二条」を「更生保護法(平成十九年法律第 号)第六十一条第一項」に改め。

第二十五条の見出しを「(仮退院を許す処分)」に改め、同条第一項中「に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により」を「について」に、「仮に退院」を「決定をもつて、仮退院」に改め、同

条第二項中「すみやかに、これ」を「速やかに、その旨」に改め、同条第三項中「予防更生法第十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条」を「更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項まで」に、「第二十九条第二項中「前条」とあるのは、「壳春防止法第二十五条第二項」を「第三十五条第一項中「前条」とあるのは、「壳春防止法第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条」に改め、同条第三項中「刑事施設

(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設の長又は少年院の長)とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設

第三十七条第二項中「第八十二条」とあるのは「壳春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十二条第五号」とあるのは「壳春防止法第二十六条第二項において準用する第五十五条第二項第五号」と、「第八十二条」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「壳春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」に改め、同項を同条第四項として、同条第六項の次に次の二項を加える。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで並びに第六十一条から第六十四条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第三号中「第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。)」とあり、及び同条第四号中「第三十九条第三項」とあるのは「壳春防止法第二十五条第四項において準用する

第三十九条第三項」と、同法第五十二条第二項及び第三項の規定は前項の規定によ
る仮退院の取消しについて、同法第七十三条

項中「第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「壳春防止法第二十五条第二項中「第十七条第一項」とあるのは「壳春防止法第二十九条第一項」と、同法第五十二条第三項中「第十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「第十七条第一項」に、「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「少年院からの仮退院」と、同法第五十四条第二項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十条第一項又は第四十一条」とあるのは「壳春防止法第二十五条第一項」と、「懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分」とあるのは「補導处分」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「壳春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十二条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定」とあるのは「壳春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

第二十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「仮退院」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中に「遵守しなかつた」を「遵守しなかつた」と認めるに、「地方委員会は、仮退院の取消をす る」を「決定をもつて、仮退院を取り消す」に改める。

第二十七条第二項を次のように改める。

2 更生保護法第三条の規定は前項の規定によ
る仮退院の取消しについて、同法第七十三条

官 報 (号 外)

第二十三条から第三十条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十二条、第八十四条から第八十八条まで並びに第九十一条から第九十八条まで「」に改める。

第二十五条第四項中「犯罪者予防更生法第五十四条の」を「更生保護法第九十条の」に、「犯罪者予防更生法第五十四条第一項中「特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出」とあり、及び同法第五十四条第二項」を「更生保護法第九十条第一項中「前条の申出」とあり、及び同条第二項」に改める。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第二百七十七条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九条 第二号中「犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十八条第三項」を「更生保護法(平成十九年法律第一号)第四十四条第二項」に改める。

第二百八十六条中「犯罪者予防更生法第二十

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十六条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の項を削り、同表青春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の項中「第二十五条第三項において準用する犯罪者予防更生法第十二条及び第二十八条第二項において準用する同法第五十条第一項」を「第二十八条第二項において準用する更生保護法(平成十九年法律第五条第三項において準用する犯罪者予防更生法第三十二条及び」を「第二十六条第二項において準用する更生保護法第五十五条及び第五十六条第二項並びに」に改め、同表に次のように加

第十七条第一項中「犯罪者予防更生法第十二条に規定する」を「更生保護法第十六条各号に掲げる」に改め、同条第三項中「犯罪者予防更生法」を「更生保護法」に改める。

第二十四条第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」を「更生保護法第二十九条各号」に改める。

五条第二項、第三十六条第二項（同法第三十七条第三項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十四条、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第八十二条、第八十六条第二項及び第三項、第九十条第二項並びに第九十三条に改める。
（少年法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十八条 少年法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第三条中「及び第三条の規定による改正後の犯罪者予防更生法第四十一条の三の規定」を削る。

（法務省設置法の一部改正）

ある。
1 犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護觀察
法の整理・統合
犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護觀察
法の内容を整理・統合して新たな法律とする
とともに、更生保護の目的について、犯罪を
した者の再犯を防ぎ、非行のある少年の非行
をなくし、これらの者が自立し改善更生する
ことを助けることであることを明確化する」
と。

更生保護の機能を充実強化するため、保護觀察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護觀察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聽取する制度等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

2 保護観察における遵守事項の整理及び充実	
(一) 遵守事項は、これに違反したときに仮釈放の取消し等の措置をとることのできる規範であり、仮釈放者、少年院仮退院者等の保護観察対象者に対する指導監督の中核となるものと位置付けること。	
(二) すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、保護観察官又は保護司に対する面接及び生活の実態を示す事実の申告等を義務付けること。	
(三) 保護観察対象者ごとに定める特別遵守事項について、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の定め得る事項の類型を列記するとともに、保護観察の実施状況に応じた設定・変更・取消しを可能とすること。	
3 受刑者等の社会復帰のための環境調整の充実	
4 犯罪被害者等に関する制度の導入	
5 施行期日	

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十九年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
法務委員長 七条 明

官 報 (号 外)

平成十九年五月八日

衆議院会議録第二十七号

一〇四

第明治
三十五年三月三十日
種類
郵便物認可

発行所	二東京一 獨番京都○ 行政法 人國立印 刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	(本体 四四〇円) 本号一部 四六〇円